

第2日目（9月5日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝から大勢の方から来ていただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

なお、本日の日程はお手元に配付された議事日程（第2号）丸正であります。本日に全て議了すべき付議事件でありますので、限られた時間ではありますが、慎重審議をお願いするとともに、昨日の議会運営委員会でも問題となりました、質疑と質問の違いについて、もう一度皆さんに認識をしていただきたいと思います。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、副市長から公務のため早退の届けが出ておりますので、報告をいたします。あわせて、朝日新聞社、新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますので、許可いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の制定についての提案理由を説明申し上げます。

南魚沼市の地下水採取に関する規制は、全国的にも顕著な地盤沈下が発生したことを受け、平成6年から旧六日町において、地盤沈下区域、周辺区域等を定め、非常に厳しい規制を行ってまいりました。地盤沈下区域におきましては新規の井戸については陸上ポンプを使用する場合のみに限定し、実質的に消雪用の井戸の新規設置を認めてきませんでした。

この規制に合わせ、公共道路の消雪用井戸の集中管理や、それを引き継ぎます降雪検知器での節水の効果等により、六日町市街地の地盤沈下は徐々に沈静化する様相を見せているところでもあります。規制の効果は一定程度発揮されたと考えています。

しかし、一方で新規の消雪用井戸の設置ができないことから、地盤沈下区域の居住者が減少する傾向が見られ、規制前に設置した井戸の更新時期を迎える中、住民の高齢化もあいまって今後の雪との闘いに不安を訴える声も多く聞かれるところとなっています。厳しい規制を導入した平成6年以降、地下水に頼らない、新しい消雪・融雪方法の実験・普及に取り組んでまいりましたが、融雪効果や効率や経済的な面からその普及が進まないという現状であります。

地盤沈下は昭和50年の観測開始以降、最大1メートルにも及んでいる箇所がありますけれども、平成6年当時、最も懸念された下水道及び水道などの社会インフラの損傷、また、一般家屋への被害等は、明確には確認をされていません。

地盤沈下は7大公害の1つであり、その抑制及び解消は行政にとって重要な責務であります。そこに生活する住民や事業者の生命、財産、健康、経済活動を安寧ならしめることも行政

の根源的な責務であります。

この両者を両立する方法がないものか。数年来検討を重ね、昨年の9月議会において、前市長が「地盤沈下区域の消雪用井戸の掘削を認める」という方針を表明し、その後、それを可能ならしめる節水の効果及び方策を検証した中で、今議会に本条例の改正案を上程するものであります。

改正部分が条例の全体に及んでおりますので、全部改正という形をとりました。主に現行条例からの変更箇所を中心に説明を申し上げます。

議案書の1ページであります。まず、全体を章立てといたしまして、全6章、37条の条文にまとめました。

第1章、総則であります。第1条、目的規定です。この条例の制定目的を定めています。現行条例の趣旨を大きく変えるものではありませんが、地下水が限りある貴重な資源であることの認識の共有を図ること、またその保護と節約に努め、適正な利用を促進すること、必要な規制によって地盤沈下の抑制を図ることを規定しております。

第2条、定義規定です。第1号から第4号までは現行条例と同じ趣旨です。第5号から第10号までを新たに加えました。

2ページをお開きください。第7号の消雪用井戸の規定ですけれども、これはその設置の目的のいかんにかかわらず、消雪用に用いる場合には、例え部分的であっても消雪用井戸の範疇となるというものであります。

第8号の産業用井戸は、一切消雪用には用いない井戸の総称でありまして、農業、工業、商業等の生産設備の一部として使用する場合のほか、個人の飲用水として利用する場合も含まれます。

第3条、市の責務の規定であります。ほぼ現行条例と同じ趣旨ですけれども、第1項で市民の共通認識の醸成を図ることを新たに定め、第5項では「効果的な節水」の文言を加えました。

第6項は現行条例の第24条の緊急時の措置の規定をここに移動したものであります。文言はほぼ同じですけれども、現行条例では「措置をとるべきことを命じることができる」としていたものを、新条例では、措置を講じる義務を課す規定といたしました。想定外に地盤沈下が進行し、生活環境、社会資本及び個人財産等に著しい損傷が発生する懸念がある場合は、当該区域の井戸の所有者に対して使用中止等の措置を講じなければならないことを市の責務として定めるものであります。

第4条、市民の責務の規定であります。これは改正案で新たに加えた条文であります。地下水が限りある貴重な資源であることの共通認識を持ち、市の施策に協力することを責務として規定をしております。

第5条、地下水採取者の責務であります。現行条例とほぼ同じですが、節水に努めることを加えました。

第6条、施工業者の責務の規定であります。3ページのほうですが、第2項、これは改正案で新たに加えて条項であります。井戸工事に伴います騒音、振動、農業用水の汚濁等の苦情が

大変多いことから、それらの防止策を講ずる義務を規定いたしました。

その下、第2章、地下水採取の規制であります。第7条、規制区域の指定の規定であります。第1項は規制の趣旨と市内を「重点区域」と「その他区域」の2区分とすることを規定しております。地盤沈下区域という名称を重点区域という名前に変更いたしました。パブリックコメントで地盤沈下区域という名称が差別的であるという指摘を受けたこと。また、地盤沈下の進行が必ずしも顕著でなくても、地下水涵養・保護の必要性から規制をかけている部分も中にはありますので、必ずしも沈下の度合いに即応した区域分けでないことから名称を変更したものであります。

具体的な範囲規定は、11ページの別表第1に規定をしておりますが、文言ではわかりづらいですので、15ページに新旧の区域図比較を添付をいたしました。

15ページをごらんいただきたいと思います。赤い点線で囲った区域が、改正案での重点区域になります。黒い線で書いてある、近尾川が書いてありますけれども、それが現行条例での区分であります。現行条例では地盤沈下区域と周辺区域の境界でありました近尾川の北側について、近年沈下が進んでいることから余川、美佐島の現行の周辺区域、ピンク色で塗った部分ですけれども、周辺区域の部分をこのたび重点区域に編入をいたしました。そのほかの境界線は現行条例とほぼ同じであります。

3ページにお戻りください。第8条、許可水量の規定であります。これは改正案で新たに加えた条項であります。現行条例におきましても適正な水中ポンプの選定を行うための基礎となる必要揚水量の計算は行っておりましたが、その算出方法をより厳格化し、許可水量という概念を設け、建築物を中心とした必要最低限の消雪面積を算定するという方式に改めるものであります。第1段階としてこの許可水量を規制し、第2段階として第10条の規定で水中ポンプの大きさ等を規定するという、2重の規制となっています。

11ページの別表第2をごらんください。消雪用井戸の許可水量の算出方法の基準であります。許可水量は消雪面積に1平方メートル当たり必要散水量を乗じて算出をいたします。消雪面積は現行条例では運用上敷地面積で算出をしておりました。それを建物の建築面積掛ける係数で算出することとしました。重点区域の住宅用地内の建築物につきましても、建築面積掛ける1.5の面積となります。建築面積といいますのは、柱の芯、芯で結んだ面積でありまして、建築面積掛ける1.2で、おおむね屋根の水平投影面積に相当します。したがって、建築面積1.5で住宅の周囲、玄関先、若干の駐車スペースまで含んだ面積という概念になります。重点区域の建ぺい率がおおむね60%～80%であることを考えますと、建築面積掛ける1.5でほぼ敷地面積に相当することとなります。消雪面積が敷地面積を超えた場合には敷地面積が上限となります。

その他区域の住宅用地の消雪面積は建築面積掛ける1.8の面積で算出をします。事業所用地内の建物につきましても、建築面積掛ける1.2であります。屋根の水平投影面積相当ということになりますけれども、その下の欄、駐車場及び事業所用地内の建築物を除く範囲の許可水量を加算することができることとしています。事業所は通常駐車場及び資材置き場等を有していることを考慮したものであります。しかし、その駐車場等の消雪面積は敷地面積掛ける0.8と

なっておりまして、全部の面積を地下水で消雪するのではなく、機械除雪や交互散水等を併用した中で節水に最大限協力していただくという前提をとっております。1平方メートル当たり必要散水量は現行条例では毎分0.4リットルで計算をしておりましたが、算定根拠を見直す中で毎分0.45リットルに修正をいたしました。

3ページに戻ってください。第2項の産業用井戸は、その使用目的により、必要水量が異なるため、統一的な基準の設定ができません。用途に応じまして客観的、合理的な根拠に基づいて算定することとなります。第3項の規定は許可水量と水中ポンプ・ケーシングの関係について、これまでポンプメーカーが作成をしておりましたポンプ選定表というものをを用いて適正なポンプの選定を行ってまいりましたけれども、メーカーによりまして若干の差異があるということから、この適用関係を別表第3として条例上に明記をすることとしたものであります。

第9条、設置の許可申請の規定であります。現行条例では新規の設置工事と地盤沈下区域と周辺区域における洗浄・改修工事についてのみ許可制としておりました。改正案の第1項では、ほぼ全ての井戸工事について事前許可を求め、市内の井戸の実態把握を進めることといたしました。第2項は1住宅用地1本という原則に基づきまして、既設井戸がある場合にはこれを廃止することを条件に新規掘削を認める趣旨であります。ただし、既設井戸から水中ポンプを撤去しまして、陸上ポンプで夏の農業用水等に利用する場合には別途産業用井戸として利用できる可能性を残しております。

第10条、許可の基準の規定であります。第1項で新規設置及び水中ポンプの入替工事の基準を規定いたします。この条例の最も基本となる基準であります。4ページをお開きください。第1項、第1号であります……。済みません、3ページの一番下ですね。第1項、第1号は、重点区域における消雪用井戸の基準、次のページ、第2号がその他区域における消雪用井戸の基準。第3号が産業用井戸の基準であります。

それぞれ別表で規定をしておりますので、12ページをお開きください。下段が別表第4、重点区域における消雪用井戸の許可基準であります。井戸の設置本数の基準は改正案で新設をした条項であります。重点区域もその他区域も基本的に1用地について1本ということになります。

揚水機の吐出口径は、上の別表第3に適合する口径のうち、住宅用については32ミリメートル以下、事業所用については50ミリ以下の水中ポンプしか許可できません。

ストレーナーの設置位置の規制は、現在の第1帯水層付近からの取水を、第2帯水層以下の深層から取水するという趣旨であります。深層になればなるほど表層への沈下の影響が抑制され、水位低下のタイムラグを稼げるという理屈ではありますけれども、岩盤の状態等により極端な深層、例えば100メートル以深にストレーナーを設けるといような場合からの取水が不可能な場合もございます。第3帯水層の存在位置もいまだ不明確の点もありますので、平均的に第1帯水層以下となります60メートル以深にストレーナーを設置するという規制としたものであります。したがって、井戸の深さは70メートルないし80メートル以上掘削する必要があります。

ケーシング口径の規制は、水中ポンプを洗浄等のため引き上げる際に、ケーシング口径が小さいと、さびついた場合などでケーシングと水中ポンプが癒着をしまして、引き上げができない事態が発生することがあるために、口径 50 ミリの水中ポンプを入れても余裕を確保できる口径、150 ミリ以下としたものであります。

節水対策としまして、降雪検知器の設置を義務づけます。規則で定めるとしてありますけれども、間欠運転機能付きの降雪検知器であることを規定する予定であります。

その下の備考欄ですけれども、水中ポンプの入れかえに係る許可申請の場合には、ストレーナー位置、ケーシング口径は変更できないために基準の適用を除外したものであります。

13 ページをごらんください。別表第 5 はその他区域における消雪用井戸の許可基準であります。井戸の本数は重点区域と同じであります。揚水機の吐出口径は住宅用及び事業所用とも 50 ミリ以下といたします。ケーシング口径及び節水対策の基準は、重点区域と同じであります。その他区域にはストレーナーの設置位置の基準は設けません。その下、別表第 6 は産業用井戸の許可基準であります。重点区域においては揚水機の吐出口径を 50 ミリまで認め、ストレーナーの位置は 60 メートル以深といたします。その他区域はストレーナーの設置位置の基準を設けません。

4 ページにお戻りください。第 10 条第 2 項は、許可水量の変更、追掘等構造の変更、洗浄等の工事にかかる基準でありますけれども、これは詳細にわたりますので、規則で定めることといたしました。

第 3 項は許可基準の適用除外の規定であります。第 1 号は現行条例の規定に「(販売目的の取水を除く。)」という括弧書きを追加したものであります。「飲料の用」という言葉がありますがけれども、これであってもペットボトル等に詰めて販売するような目的である場合には、産業用井戸の取り扱いとするという意味であります。

第 2 号は現行条例の「消防の用」という言葉を「市の防災設備の用」に変更いたしました。これは市役所の隣の防災広場にありますが井戸、これが 1 例でありまして、災害時のトイレ用水等に使用する目的で設置をしております。「消防」という言葉よりは「防災設備の用」という言葉のほうがふさわしいということで変更いたしました。

第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号は現行条例と同じであります。第 6 号は改正案で新設した条項であります。10 メートル以下の井戸は地盤沈下に影響を与えることが考えにくいためにここで適用除外としたものであります。

第 11 条、基準を超える井戸の規定であります。現行条例下におきましても基準を超える井戸の許可申請があった場合には、地下水対策委員会の審査を経て、許可・不許可を決定してまいりました。改正案におきましても、市長が必要であると認める場合には、地下水対策委員会に諮問することができるという規定を置いたものであります。

ただし、重点区域内の消雪用井戸については、第 32 条に規定する共同設置井戸を除いて基準を超える井戸を許可することはできません。

重点区域内の産業用井戸についても、規則で夏季限定あるいは 100 ミリメートル以下等の条

件を付して限定的に取り扱うことを予定しております。

基準を超える井戸を安易に許可することは、条例で基準を定めた趣旨を滅却する恐れがありますので、その取り扱いは慎重でなければなりませんけれども、市の政策上認めざるを得ないということもありますので、あえてこのたび条例上に規定を載せたものであります。

第12条、許可または不許可の決定の規定であります。第1項は許可申請を受理してから30日以内に許可・不許可の決定を通知すること。第2項は地下水対策委員会に諮問した許可申請案件については、対策委員会が2か月に1回の開催であるために、答申後速やかに決定し、通知することといたしました。第3項は許可決定に条件を付することができること。5ページをごらんください。第4項です——済みません、第4項、4ページの一番下、第4項は許可決定をしたときに許可証及び表示板を交付するという規定であります。

第13条、5ページのほうですが、手数料です。手数料の納入の規定ですが、手数料の名称を「井戸設置等許可手数料」に変更いたしましたので、別途、第78号議案におきまして、手数料徴収条例の一部改正を上程しております。手数料の額は1件2,000円で変更はありません。

第14条 井戸の廃止届、第15条 代理申請等の規定は、現行条例の文言修正だけですので、説明を省略いたします。

第16条、許可の執行の規定ですが、現行条例と同じ取り扱いであります。ただし、第2号の規定はこれまで施行規則で定めていた規定でありまして、今改正におきまして条例上の規定に引き上げるものであります。

第17条、許可の取り消しの規定ですけれども、第1項は虚偽・不正申請の場合、許可を取り消すことができること。第2項は許可を取り消された井戸は、廃止または撤去しなければならないという規定であります。許可を取り消しますと、無許可の井戸の取り扱いとなりますので、廃止または撤去をしない場合には、第34条第1号の規定を適用し、50万円以下の罰金となりますし、それでも撤去しない場合には行政代執行もあり得るということとなります。

第3章、井戸の設置工事であります。18条、施工業者の登録の規定であります。現行条例と同じく市内で井戸の工事を行うためには、事前に登録を行うことを施行業者に義務づける規定であります。第2項はこれまで施工規則で定めていた内容ですけれども、権利の得喪に関する事項ですので、条例上の規定に引き上げました。登録要件は現行条例と同じであります。

6ページをお開きください。第19条、登録の取り消しの規定であります。改正案では登録要件を変えた場合のほか、第6条に定める施工業者としての責務違反、騒音・振動・水質汚濁等の改善、指示の違反ですけれども、これに起因する工事の中止命令違反についても取り消し処分の対象といたしました。

第20条、井戸の施工の規定であります。改正案で追加をした条項であります。井戸の設置者に、登録事業者による施工を義務づけるものであります。元請事業者が登録事業者であることはもちろん、下請業者も登録事業者でなければなりません。登録事業者以外の事業者が井戸工事を行った場合は、第23条第1項第5号の規定により、工事の中止命令を発することになりまして、中止命令に従わない場合は、第34条第7号の規定によりまして、当該井戸の設置者に対

して 30 万円以下の罰金が科せられます。

第 21 条、表示板の掲示の規定であります。現行条例と同じ規定ですけれども、表示板は市の許可を受けていることを対外的に示すもので、無許可工事の防止、あるいは相互監視に不可欠なものであります。表示板は許可を受けたもの、すなわち井戸の設置者に交付されることから、その掲示義務も「許可を受けた者」といたしました。

第 22 条、設置検査の規定であります。現行条例の規定に第 3 項から第 6 項までを追加いたしました。第 3 項は検査の目的といたしますが、許可条件に適合した水中ポンプあるいはケーシングが設定されているかどうかを確認することですので、水中ポンプを井戸に挿入する前に、水中ポンプを目視できる状態で行うことを、これは確認的に規定をしております。

第 4 項は検査完了証を 7 日以内に交付をすること。次のページ、第 5 項は検査完了証を交付するまでは井戸を使用できないこと。第 6 項は検査業務を有識者等に委託することができるという規定であります。重点区域におきましてはストレーナーの設置位置の基準を設けましたことから、井戸の中まで検査をする必要があります。井戸の中にカメラを挿入して検査をするわけですけれども、1 件当たりの検査に相当な時間がかかることが考えられますので、市の職員による検査が間に合わない場合などには、専門の技術者等に委託をすることも可能とするものであります。井戸の中を検査する機械としまして、ボアホールカメラ 1 台 250 万円を今回の補正予算に計上しております。

第 23 条、設置工事等の中止命令等の規定であります。改正案では中止命令の発令基準を拡大しまして、罰則をもって条例遵守を担保することといたしました。第 1 項第 1 号は、改正案で新設した条項であります。施工業者に騒音・振動・水質汚濁等を防止する責務を課し、その市の指示に違反した場合には、中止命令を発するというものであります。井戸工事の質の向上を図る趣旨であります。第 2 号は無許可工事の場合で、そもそも許可申請を行わずに工事を行っている場合のほか、許可申請を行った後、その決定を出される前に工事に着手した場合も含まれます。第 3 号は許可決定を受けた後、その許可の内容、条件に違反した工事を行っている場合。第 4 号は表示板を掲示しないで工事を行っている場合、第 5 号は登録事業者以外の事業者が井戸の工事を行った場合であります。第 19 条の規定によりまして、工事の途中で登録を取り消された場合も含まれます。第 2 項は中止命令だけでは事態が好転しない場合、改善命令を発することができること。また重大な違反行為である場合には中止だけでなく、一時使用停止や撤去、または廃止を命じることができることとしました。

第 24 条、命令に対する措置を 10 日以内に届け出て、市の確認あるいは検査を受けることを規定するものであります。

第 25 条、辞退の届け出、第 26 条、地位の承継の規定は現行条例と同じですので、説明を省略いたします。

8 ページをお開きください。第 4 章、節水及び監視であります。第 27 条、地下水利用監視員の規定であります。改正案で新設した条項であります。現行条例では地下水利用調査協力員設置要綱に基づきまして、地盤沈下区域及び周辺区域の行政区長さん等を協力員に任命しまして、

過剰揚水の調査や地盤沈下等に関する情報収集を依頼してまいりました。改正案では監視員を配置しまして、市の職員や有識者に一定の権限を持たせ、節水の実効性を高める活動を行わせることといたしました。

第28条、立ち入り検査の規定です。現行条例の規定を引き継ぎ、改正案では監視員に立ち入り検査を行わせることといたしました。具体的には無許可井戸の摘発、あるいは許可内容を超える揚水がなされていると疑われるような場合、あるいは降雪検知器の機能を無効化、手動運転にしているような場合などを想定しております。

第29条、節水指導及び勧告の規定であります。監視員の主たる職務として節水の推進を規定するものであります。第1項は不適切利用者への事情聴取、節水機器の奨励及び節水指導を行うものであります。第一段階としての対応であります。第2項はその第二段階として指導等に従わない者に対して勧告書を発するという規定であります。

第30条、監視補助員の規定であります。監視員の職務を補完するため、改正案で新設するものであります。主な任務は情報収集でありまして、不適切利用者等の情報を監視員に報告する役目であります。専門に巡回してもらえるように、シルバー人材センター等に人材派遣を依頼する予定であります。必要経費を今回の補正予算に計上しております。

9ページ、第31条、地盤沈下警報等の規定であります。注意報または警報を発することは現行条例下におきましても南魚沼市消雪用地下水削減対策要綱に規定をしておりましたけれども、これを条例上の規定に引き上げたものであります。注意報及び警報の発令基準は規則で定めることにしておりますけれども、観測井戸の水位が10メートル低下の段階で注意報、15メートル低下の段階で警報ラインとなります。ただし、気象情報などから当該水位低下が一時的であると判断されるときには、発令をしないこともあり得ます。

地下水利用者への周知の方法は、市のウェブサイトへの公表、FMゆきぐにでの放送、広報車による広報、監視員あるいは監視補助員による広報等を予定しております。また、リアルタイムで観測井戸の水位変化を市のウェブサイトに掲載する予定であります。

第32条、共同設置井戸の規定です。改正案で新たに設けた制度であります。住宅密集地等において戸別に井戸を掘削することが困難である場合、数件が共同して井戸掘削ができるような特例を設ける趣旨であります。第1項の「別に定める要件」といいますは、現在居住あるいは営業している住民の事前の協定、契約等が成立していることが要件となります。将来的な建設見込みあるいは居住見込み等による共同設置は認めません。

第2項は共同設置井戸にかかる許可水量の計算方法です。共同設置するものの個々の許可水量を算出し、その合計となりますけれども、算定基準は第10条の規定が適用されるために、単純に個々の消雪面積の和に0.45を乗ずることはできませんで、重点区域の住宅でありますと、口径32ミリのポンプで消雪できる面積を個々の消雪面積の上限として算出することとなります。

第3項は第11条の規定によって重点区域においては基準を超える井戸の設置はできないという規定になっておりますけれども、共同設置井戸につきましては特例的に基準超えを認めるという趣旨であります。共同設置をするメリットを確保する目的でありますけれども、これは対



策委員会の審査が必須となります。

第4項は個人所有地に井戸を設置する場所がないという場合、あるいは相続や売買等によって井戸をその土地の所有者が移動することを回避する目的などにより、近接して市の管理する公共物、青線やあか道というものですけれども、これがあってその中に井戸を設置することが可能である場合には支障のない範囲で共同設置井戸を設置できるということとしたものであります。公共物に対する占用申請という形になります。

第33条、降雪検知器等の設置費助成の規定です。これも改正案で新設をしました。降雪検知器の普及を推進するため、既設井戸に降雪検知器を設置する費用に対し、補助金制度を設けるものです。別途要綱に基づきまして、設置費用の2分の1、上限10万円の助成を行う予定であります。375万円を今回の補正予算に計上しております。

第5章、罰則であります。第34条、罰則の規定ですが、現行条例では一律5万円でありました罰金の金額を引き上げまして、処罰の対象者の明確化及び中止命令を前に置くと、前置主義を明確化しました。

第1号は無許可で設置した井戸への罰則であります。第17条の規定に基づき、許可決定が取り消された後に、当該井戸を廃止または撤去せずに使用し続けている場合も本規定が適用されます。

第2号は許可決定の内容、条件に違反した井戸を設置した場合です。申請と異なる大きさの水中ポンプを入れていた場合などであります。第1号及び第2号の違反は、最も典型的な違反でありまして、最も警戒しなければならない行為でありますことから、重い50万円以下の罰金といたしました。

第3号は設置検査を受けないで使用を開始した場合であります。検査を拒否するというのは主に違反井戸を設置した場合が多いと考えられます。また、自主的に施工業者がセッティングして説明をしなければ検査ができないということから、設置者・施工業者双方に罰則を科しました。30万円以下の罰金であります。

第4号は施工業者の責務を——騒音・振動・水質汚濁の防止でありますけれども、これを果たさずに井戸工事を行い、市の指示にもかかわらず改善を行わなかった施工業者に対する工事の中止命令、この中止命令に違反をした場合であります。施工業者に科す罰則でありまして、30万円以下の罰金です。

第5号は無許可の井戸工事、許可内容・許可条件違反の井戸工事を行っている者に対する工事の中止命令に違反した場合であります。工事の中止命令は井戸の設置者に対して発せられるため、処罰の対象も井戸の設置者となります。中止命令が出される前に工事を完了してしまった場合には、第1号の規定が適用されます。第1号、2号と同じく50万円以下の罰金であります。

次の10ページであります。第6号、これは表示板を掲示せずに工事を行っている者に対する工事の中止命令に違反した場合であります。比較的軽微な違反と考えられますので、5万円以下の罰金といたしました。

第7号は登録事業者以外の事業者により井戸工事を行わせた者に対する工事の中止命令に違反した場合であります。第20条で許可を受けた者に登録事業者により施工させる義務を課していることから処罰の対象も井戸の設置者となります。工事の途中で第19条の規定により登録を取り消された場合も本規定が適用となります。30万円以下の罰金であります。

第8号は立ち入り検査を正当な理由なく忌避した場合であります。30万円以下の罰金であります。

第35条は両罰規定であります。代理人等の違反行為が本人に及ぶことを規定するものであります。

その下、第6章 補足であります。第36条、地下水対策委員会の規定です。現行条例の制度を引き継ぎ、対策委員会を設置するものであります。基準を超える許可申請の審査のほか、地盤沈下の状況、節水の効果的な対策など、この条例が抱える課題全般について審議、答申していただく機関であります。

第37条は規則への委任規定であります。

その下、附則であります。第1項、施行期日です。平成29年10月1日の施行をしたいとしているものであります。

第2項は経過措置に関する規定であります。改正案が新条例が施行される前に受理された許可申請等について、許可決定、工事検査等が施行日以降になる場合には旧条例の基準で審査し、検査をすることを規定するものであります。

第3項は前項の場合も含めまして、旧条例の基準で許可された井戸につきましては、新条例の基準に適合しない井戸が多く存在するわけでありまして、それらの井戸についても新条例において許可された井戸であるとみなすという規定であります。条例改正に伴いまして違反井戸というのが大量に出現してしまうと、そういう事態を回避するためのものであります。

第4項は前項において旧条例下での井戸を全て新条例の適合井戸とみなすわけでありまして、旧条例下においても既に違反井戸であったという場合についてまで適合井戸とみなすことは不合理であるために、旧六日町において旧条例と同一の規制が導入された平成6年度以降に設置をされた井戸に関しましては、追掘あるいは洗浄改修等の工事において新基準を超える水中ポンプが設置されていることが確認された場合には、新基準を適用するというにいたしましたものであります。

旧地盤沈下区域におきましては平成6年度以降、水中ポンプが設置できる井戸は許可をされていないために、引き上げた水中ポンプの銘板等から平成6年度以降の設置であることが確認されれば、一応は全て違反井戸であったということになりますけれども、新基準における吐出口径32ミリ以下の水中ポンプであれば、この基準の適用により適合井戸ということで認めることとなります。吐出口径32ミリを超えていけば違反でありまして、これは水中ポンプの入れかえが必要となります。旧周辺区域におきましては、吐出口径32ミリ以下が適合ポンプでありましたために、新条例において周辺区域からその他区域に変更となった区域につきましては、吐出口径50ミリまでが適合井戸となりますけれども、周辺区域から重点区域に変更となった区域

については 32 ミリを超える水中ポンプは違反井戸となりまして、新基準を適合する水中ポンプに入れかえなければなりません。新基準におきましては、水中ポンプの出力規制を廃止しましたために、出力違反は対象となりません。

ただし書きによる適用除外として想定されますのは、当該井戸が譲渡されたものであって、現所有者によって違反行為が行われておらず、かつ 26 条の規定により、地位の承継があったと解釈された場合であっても、費用負担等の面で現所有者に水中ポンプの入れかえ等を行わせることが過酷であって、揚水管の口径を小さくすることなどで過剰揚水を抑制することが可能である場合などを想定をしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 この問題に関しましては、20 年以上、今までの条例をずっと守り続けてきたところでありまして、市民の皆さんの中にはこの条例を改正して一度に大勢の方が井戸を掘った場合、浅い井戸がかれてしまうのではないかというような声が上がってきているところがあります。

それで、市では現在までに新規に掘りたいという方がどのくらいいるか把握していたら教えていただきたいということと、あともう一つ、9 ページの一番上の第 31 条の、地盤沈下の発生が懸念される時は注意報または警報を発し、地下水の利用者に節水を努めるように周知するものとするということがありますけれども、非常に水を出したいときって雪がいっぱい降り込んでいるときだと思うのですけれども、その辺どうやって節水に努めていただくかを、もう少し詳しく聞かせていただけたらと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かに、一度にいっぱい井戸の申請が上がってくるのではないかというふうに言われておりましたけれども、我々が井戸の業者さんに伺ったところでは、まだ 30 件に満たない数であるということでもあります。初年度でありますので、そうそうすぐには動きが取れないのかもわかりませんが、今の滑り出しとしましては、あまりどかんと増えるということではないようであります。

それから、第 31 条、注意報、警報の問題でありますけれども、確かに例えば平成 18 年豪雪のような猛烈な雪が降り続くという場合、井戸を出さないでください、水を出さないでくださいと言ってもそれは無理があります。まず第一に優先されるべきは、自分の命あるいは家屋を守ることですので、この場合、いかに早く水位を回復させるかという問題になってこようかと思えます。この雪をとりあえず消さないでためておくことができる人はためておいてくださいと。時間をずらして水を使うことで水位低下のピークを一部回避できる可能性もあります。これは大型事業者さん等にお願いすることになるかと思えますけれども、そういった形での対応が必要になろうかと思えます。まずは、でも水は使わない、とめてくださいと。あるいは強制的にとめるということは生命にかかわる問題ですので、そこまでは規制ができない

だろうと。その後をどうフォローするかということが大変重要になってくるというふうに考えております。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1つ目の質問に関連してくるのですけれども、今後、井戸をすぐに掘りたい方、そしてまあ掘る予定がしばらくないという方と、あと、いずれ掘りたいけれども今すぐは掘らないという方というようなデータを今後取っていくお考えがあるかどうかというところと、2つ目の第31条に関しまして、これは市民に向けての節水の要請であります。市の公共消雪、なかなか道路とかの消雪の水を制限するというのは難しいところかも知れませんが、公共消雪の節水をどうやって進めていくかをちょっと聞かせてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 井戸をこれからどうしたいかということについては、我々もいろいろな方法で情報を集めたいと思っております。昨年、地盤沈下に関するアンケートを、現在の地盤沈下区域及び周辺区域の方々にしまして、その中で非常に雑駁な質問であり正確な数字は取れないのですけれども、規制解除されれば井戸を掘りたいですかということに関しまして回答をいただいた中で、30%くらいの方が井戸を掘りたいというふうにお答えになっていらっしゃいました。それがいつの時期であるのかということについてはまだわかりませんし、それが今現在ある井戸を掘りかえたいのか、あるいは新規に掘りたいのかということもわからない数字でありますけれども、そういった数字をもう少し詳しく調べていく必要があるかというふうに思っております。

それから公共井戸の節水の方法でありますけれども、これもこの冬に実験をいたしました。いわゆる一番新しい降雪検知器、これの効果を確かめたわけでありまして、もうちょっと改善するところはあるかと思えます。これを市の井戸、あるいは今、県のほうにもお願いをしておりますけれども、県のほう。あるいは国のもの、国道の井戸といいますのは、これはほとんど集中管理っぽくやられているのです。集中管理システムではないのですけれども、モニターでもってかなり制御されております。我々と県の井戸が中心になろうかと思えますけれども、一番新しい性能のものを入れていきながら節水効果を高めていきたいというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 4番・永井拓三君。

質疑者それから答弁者ともに簡潔にお願いをいたします。

○永井拓三君 まず、賛成者がいたと。1,700の署名があつて、そこが原点でこの地下水に対する条例の話も上がってきた1つのきっかけだと思うのですけれども、一方で反対しているという方も多少はいるはずなのです。その反対者との対話をこれまでどのような方法で重ねてきたか。賛成されている方の意見だけではなくて、反対の人たちとどのような対話をされてきたかということがまず質問の1点です。

もう1点は、このコストの問題で、例えば水を出すということだけの議論ではなくて、小型

の機械を使って、きめ細かに除雪をしていくこととのコストバランスについての比較は検討されたかどうかを詳細に教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1番目、賛成者の意見のほかに、反対者の意見を、これまでどれだけ聞いてきたかというお話でありますけれども、正直言いまして、説明会あるいはフォーラム等で聞かれた意見というのは、多くの方が慎重論あるいは反対論でありました。我々は、おっしゃったように1,749でしたかの有効署名をもってなされた、ことし2月の直接請求。この数字を非常に重く受けとめているわけでありまして、声なき声として賛成者はたくさんいらっしゃるという前提で考えております。ただ、説明会等で発言をなさる方の中には、やはり反対者、あるいは疑問を持つ方が圧倒的に多いということを感じてまいりました。それらの方々につきましては、その説明会の中で答えることしかできませんでしたが、パブリックコメント等でも正式にお答えをしておきまして、そういう説明会あるいはフォーラムの中でのやり取りという中で、説明をしてきたつもりでございます。

それから、コストの関係ですけれども、小型の機械除雪でやった場合どうかという、このコスト計算はしておりません。といいますのは、機械除雪は押しやることはできても、消すことはできないわけですね。ですので、住宅地を考えますと、そもそも機械で押せる場所がないと。屋根の上、あるいは落ちたところでもって消さざるを得ないという条件が突きつけられますので、機械除雪、あるいはそれは事業所については可能であるかと思っておりますけれども、事業所についても機械除雪を併用した中で、水を節水してくださいというお願いをしていくつもりであります。そういう形でコスト計算はしておりません。

○議 長 市長。

○市 長 今、永井議員の冒頭にありました、認識が、ちょっとだけ私と違うところがありまして、この議会でも、どこかの場面で話したのですけれども、昨年の住民の直接請求があつて、1,700名——ちょっと細かいところはちょっと済みませんが、1,700名くらいですね。大変歴史的なことだったと思います。合併以来初めてこれは出てきたことで、当然私もそのことについては、規制と緩和という両方あわせもたない限り、これはだめですという気持ちで反対の意見表明をさせていただいて、議会の皆さんもその時点で反対をされたということになります。

これがあつて、この井戸規制の今の条例改正にという先ほどの発言がありました。私はそれはちょっと違うと思つていまして、それも大きなことだったのですけれども、実は私の前の市長は2年前に既に市の庁舎内で——これは今もうひも解いていいことだと思います——この井戸規制についてはどうしても変えていく必要があるということで、庁舎内ではそういう指令を出したということになります。そこが原点になって始まっており、その後、やはり同じお考えであった住民の皆さんからのそういう声が上がってきたというような時間軸だと思いますので、その点だけちょっと私はあえてここの席なので申し上げたいと思います。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 わかりました。今の市長の説明は、私たち議会ではその2年前の庁舎内での前市長の発言というところは、はっきりわかっていないことなので、多少の認識差があったというところは否めないなというところはあるのですけれども、コスト計算の件に関しては理解しました。

一方で、先ほど賛成者がいる中でも、反対者として——反対者とまではいかななくても心配をされている方はとても多いというようなことの発言があったわけで、それに対して幾つかの科学的な根拠を示してきたとは思うのですね。ただ、その化学的な根拠としての量が、十分だったかどうか。そのあたり、市として十分な科学的な根拠を示したという自信があるのか。それとも科学的な根拠としては、少し足りなかったかなという中でこの条例を全部変えていこうというところの認識、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 科学的な根拠、確かに最終的に詰めた質問。本当に大丈夫なのですかと、地盤沈下はこれ以上進まないのですか、という質問に対して、大丈夫ですというきちんとした答えができるだけの根拠というのは、残念ながら持ってはおりません。それは恐らく誰も言えないことであろうと思います。

ただ、我々がお示しできるのは、これまで節水を続けてきて、地盤沈下の抑制をしてきた、その効果ははっきりとあらわれているということ。その効果、節水が地盤沈下を抑制する、その節水のための一番、最大の武器として降雪検知器が有効であると。これも検証されているというその中で、これを続けていくことで極端な地盤沈下の進行は、避けられるのではないか。

地盤沈下そのものがとめられるものではないと我々は思いますけれども、その地盤沈下が緩やかに進んでいく過程においては、住宅あるいは社会インフラへの損傷は極力小さい形で抑えられるだろうと。そういう観点のもとに、この条例改正を上程したものであります。

最終的に自信があるかと言われますと、きちんと大丈夫ですというだけのものが、どこを探しても恐らく返ってこない。教授方に聞いてもそれは返ってこない問題でありますけれども、持てるだけの知識、あるいは今までの観測結果をもとにこのやり方でやっていった場合に、階段ができるような沈下の仕方はしないだろうという確信をもって、この条例改正を上程したものであります。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 わかりました。今の説明からすると、十分な科学的な根拠というよりは、これまでの経験則をもってして、地盤沈下をある程度予測しながら将来見込んで科学的な根拠というか、道具の進化も含めていろいろコントロールできるのじゃないかというような認識があるというふうに、私は理解したのですけれども。これはとても重要なことですが、1回条例を変更して、ついに20年振りに掘れるようになりましたという中で、後戻りができないような、そういう社会的な情勢があるわけですね。

そういう中で地盤沈下が先ほど言われたような仮説をもとに、実際に検証をしながら物事が進んでいくというような段階にきていると思うのです。それに対してここ、もう後戻りができ

ない状態の中で、多少のその状況変化によって地盤沈下が思ったよりも進んできているとか、思ったよりも進まなかったとかというようなことで、もし、進んでしまったという場合に後戻りができない中で、この条例をさらに変更していくというような考え方はあるんですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かに、その想定外の沈下が進んだ場合の対応というものは、我々も考えておかなければなりません。条例上でその責務として対策をとらなければならないと。市の責務として規定をしたわけでありますので、我々もそれを全く考えないでこの条例を施行することはできません。

具体的に何ができるだろうかということを考えますと、例えば実質的に掘れる井戸の深さをもっと深くするとか、また部分的には、これは事業者さんが中心となると思いますけれども、一定程度節水、あるいは使用の停止をお願いをしていくということも考えていかざるを得ません。一旦、住宅用の井戸につきましては使うなということは、なかなか難しいだろうと思えますけれども、体力のある、あるいは雪をためておけるスペースを持っているところ、それらにつきましては地盤沈下の影響のないように、可能な限りピーク時を避けて水を使う、そういった指導あるいは要請を徹底していく。あるいはもうこれ以上水を使わないでくださいということで上限を設けてしまうということも考えていかなければならないかと思えます。これはその状況によって、あるいはその地域によって対策を考えていかなければならない問題であろうと思えます。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 歩む会を代表して質問いたします。

今ほどの地盤沈下の問題の話が出てきました。この条例には分岐点というものが書いていません。例えばどれくらい下がったらそういうことの規制、注意喚起なり規制ということは書かれていますけれども、そういった具体的な数字、地盤沈下の数字ですね。どれくらい下がったら、というような部分ということ。

あと、市長が常々申されています、この地下水をやることでの対策と、人の沈下が一番怖いのだというようなことで、実際このレッドゾーンと言われる地盤沈下区域におきまして、人が離れていっているとか、アパートのあきがひどいとかというようなことが起きているかどうかということと。

この問題の中で、先ほども言われているように、地盤沈下が緩く進んでいけば、この解除が一番よかったのだらうということですが、やはり掘りたくても掘れない方がいたり、規制解除によって掘って、隣は掘っていないのだけれども、そちらのほうが地盤沈下が始まったというところが、一番やはり最悪の現状ということはそういうことが想定されている中で、やはりそこまでの想定を考えた上での、確かに今ほども言っていますけれども、誰もそれは確証が持てない部分の中です。最悪の事態を想定した中で市としての考え方という部分をお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長　ご質問の第1番目の具体的な数字ということは、我々が地盤沈下を観測していく中で、想定外といわれる数字はどこらへんが分岐点かという質問かと思えますけれども、我々が考えておりますのは、1年に20ミリと、2センチ、という基準といえますものを今までずっと持ってまいりました。これは環境省の基準でありますけれども、20ミリを超えるという障害が出てきますし、環境省に報告をしなければならないという基準でありますけれども、これを堅持していきたい。20ミリ以下に抑える。

ただ、突然の豪雪ですとか、18年豪雪のときは60ミリ以上下がったわけですがけれども、そういう場合についてまで20ミリはもう不可能ですので、我々は10年スパンで考えるべきであろうと思います。10年スパンで20センチですね。200ミリ、この範囲で収まるかどうか。この範囲であれば、あまり住宅、あるいは公共物に対する影響が出てこないのではないかとこのように考えております。10年間何もしないということではありませんけれども、例えば去年あるいはことしのような降り方であって、同じような降り方でばかに進んだというようなときには、やはりこの井戸の解除の影響を考えざるを得ませんので、それは早急に対策を考えていくということになろうかと思えます。一応10年で200ミリ、20センチというラインを考えております。

それから、レッドゾーンの人口の減少でありますけれども、これも具体的な数字を出しますと、人口減少そのものは南魚沼市内全域で進んでいるわけですがけれども、その下がり幅と地盤沈下区域の下がり幅は、そう違いはありません。ただ、井戸が掘れる周辺区域については逆に人口が増加しているということを考えますと、実質的にこの地盤沈下区域からは人口が外側に流出しているということが考えられます。我々はその点を重要視しているわけであります。

さらに進行した場合、3番目ですがけれども、地盤沈下が進行した場合の市としての考えであります。これも具体的に一旦掘った井戸を使うなということとはなかなか難しいでしょうけれども、何らかの方法でその規制をしていく、あるいは条例を改正してでも規制を強化するというのをやっていかなければならないというふうに考えております。具体的にはその状態、あるいは何がどういふふうに損傷を受けたのかということに対する対策でありますので、今の段階で細かな点までは詳細を決めておりませんが、何らかの具体的な対策を取らざるを得ないというふうには考えております。以上です。

○議　長　13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　今の考え方ですと、10年とはということですがけれども、想定外ということで、5年でこれくらい進んでしまえばやはり何らかの規制をすぐかけなければいけないということだと思います。5年でかけたときに、そこまでもう掘っている部分があるので、やはりなかなかストップはできないかなというような――掘った部分なので、そのまた5年間で同じくらいになる可能性というのはもうそこまできている場面があるので、想定をしなければいけない部分かなと思っています。

そういったことをしっかりやはり認証していくことで、10年というスパンかもしれませんが、やはり短いことでもしものことが起きた場合は、やはりそこで何らかしらの手を打つべきではないかと、10年は見ていられないのではないかとというような思いがあります。その辺



は解除していく中で、規制というのをしっかりやはり見ていかなければいけないのかなと思うので、その辺、市長のお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

それと、今ほどの人沈下ということも、平成6年に規制がかけられたわけですがけれども、それ以降も大きな商業施設や何かも地盤沈下とわかっていても出店をされたり、いろいろ商売をやられている方もいたり、家もできていることもあります。地盤沈下自体が本当にまれなのですけれども、どこかひずみがきていないというのが、本当にこの地域の特性というか、全体的に緩やかに下がっているような形だと思うのです。そのことも、やはりいつひずみがくるところがあるかもしれないということで、下水も逆勾配になっていないとか、いろいろ検査しているのでしょうけれども、そういうところのいきなりという場面もあるかもしれませんので、市はやはり最悪の状態を想定もしながら、この大きな緩和というほうに向かっていくというような考えなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それと排水のことで掘削をしていくことで……（何事か叫ぶ者あり）1回目の答弁ありますので、ヤジを飛ばさないで、ということだと思います。

排水という部分で、これはお願いになるのですけれども、しっかり、農水や漁業組合というようなところで、そういう声が聞こえてくる、大にして言ってくる方もいますので、そういった掘ってきている中で、市が業者に対してのストップというのを、しっかりやはりやっていくべきだと思いますので、そこは強く願いたいというところですがすけれども。

○議 長 市長。

○市 長 かなりこれは本当に心配をしながら、今、悩みながらつくってきた。皆さんと一緒にやってきたわけでありまして、不安がないわけではないというふうに、もう最初から言っています。言っていますが、しかしながらこれまでの経過等を見まして、大丈夫だという気持ちで今回出させてもらいたい。それがない限り市民の皆さんも不安に陥るわけであると思います。

ただ、これは本当に誰も、これは有識者、学者の皆さんも言えないことだと思います。誰ひとりとして絶対に大丈夫だということが言えない中での判断ということで苦しいしいわけでありすけれども、もしも、議員がおっしゃるように、また皆さんが不安に思っておられるように、万が一のことが起きた場合には躊躇なくそれに対応するというので、私は特に3条の6項の規定だと思います。ここにきちんと明文化させていただいて、これを市の責務としてこれを課せられるという形の条文にさせていただきました。このことがないように願っているわけですが、もしものときにはこれは勇気を持ってさまざまに考えてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かにその10年、ただ何もしないで待っているということでは決してありません。それまで今までも続けてまいりました水位観測でありますとか水準点測量、あるいは去年からことしも行いましたけれども、建物の住宅のその傾き、それを追跡調査しております。これは沈下区域全体を30件見ておりますけれども、これも継続して見ていきたいということで、

その数字に何らか異常が出てくるか。我々はかなり詳細なモニタリングをしながら、今後の経過を見ていかなければならないというふうに思います。それが何か大きな振れができてきたということになりますと、地盤沈下の進行を疑わざるを得ないと、影響を疑わざるを得ないということになりますので、その点は10年とは言わず、毎年のようにそれは注意をしていくということになるかと思えます。

それから、井戸の工事における排水の問題ですけれども、これは大変苦情が多いわけです。排水を出せる場所もありますし、出せない場所もあるということで、なかなか徹底しないわけでありましてけれども、これはもう我々はその監視員が現場に行って現場を押さえるしかないわけですね。それが流れていってしまった後では、現場は証拠はつかめないわけでありまして、機動的な態勢を取りながら、そういう通報がありましたときには現場に到着する、検査をするという態勢を取りたいというふうに思っております。

○議 長 自己の意見、要望を言う場ではありませんので、ご注意ください。

1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 私はこの件につきましては、23年間規制をされて、その地域の方々が今後についてもずっと我慢をし続けなければいいというふうには考えておりませんので、どうしたら掘れるのかという方向で考えることについては、理解しておりますし、市内全域の問題として考えていくという必要はあると思います。ただ、沈下による被害が一番心配される場所ですので、慎重に進めるべきであるというふうに思います。2ページの6番、市の責務、そしてその下の市民の責務について3点伺います。

先ほど来出ております被害の点ですが、今までも規制をかけた中でも亀裂が入ったりというようなことで、公共施設の修理・修繕についてはやられてきているわけですので、それがどの程度が、生活環境に被害が生ずると認められる場合なのか。どの程度を想定されているのか。

全員協議会の中でも私はこの件を聞いて、条例改正も考えるのかという問いについては市長がはっきりとその方向で考えていると。被害が大きく出た場合には再度条例を改正するという方向で考えているということで、もうそのときに答弁はいただいておりますが、この「生活環境に被害が生ずると認められる場合」というのはどの程度のことを想定されているのか。

2番目にその所有者の全部または一部に対し、井戸の使用の制限その他必要な措置を講じなければならないということですが、このどの程度の制限にするのか。また、いつまでとめるとかいうことが具体的にあると思うのですが、それは誰が判断するのか。市長なのか、規制委員会なのか。多分、この被害が生じた場合には緊急に判断をしなければいけないと思いますので、そこのところはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

3点目、市民の責務です。市の施策に協力しなければならないという結論なわけですが、この協力するということは、市としては強制力がないと思いますので、協力するかどうかというのは市民の良心に頼るだけなのかどうか。以上3点伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 第3条の第6項、生活環境に被害が生ずると認められる場合という、具体

的な例としましては、やはり社会インフラの下水道等が逆流をした場合ですとか、あるいは水道が破断して道の中で水を吹いたとか、そういうような場合を想定しております。また、先ほど申しましたように、家屋の調査をずっと続けますので、その中で一定の範囲の一定の方向性をもって傾きが始まっているというような場合、地盤沈下の傾向性を見ますと、真ん中方にすり鉢状に落ちていっているわけですので、その影響でこの家屋が次々と傾いているのだということが確認されれば、これは地盤沈下の影響ということが確認ができようかと思えます。その場合でもやはりいろいろな専門技術者、あるいは大学の先生等の意見を聞いた中で対策を考えていかなければならないというふうに思っております。

最終的な判断はやはり市長になります。これは委員会ではありません。どういう規制をどういう形をもって発令するかというのは市長権限でありますので、2番目につきましては市長ということになります。

3番目、協力義務。これは市民の責務として書いておりますけれども、あくまでも強制力のない規定であります。これは我々の働きかけが一番重要になろうかと思えます。良心に任せるということにしかありませんけれども、我々も一生懸命働きかけを行っていくという中で、これを実現していきたいというふうに考えております。

○議 長 1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 誰が、というところはわかりました。

今ほどの話の中に建物の傾きというところが出てきたわけですが、今までも抜け上がりはあって、それが今までずっとかろうじてもっていたものがさびてきて、そこが傾きに大きくいくということは十分に考えられることだと思います。個人のものであれば個人でやるのでしようけれども、公共の建物、この庁舎であったり学校であったりというところが傾いてきたら、当然市の税金を使ってそこを修繕しなければいけないということになると思います。そういったことが1年ごとに見ていて、これはそういう傾向にあるなというふうになったときには、その情報を市民にどういうふうに広報して知らせていくのか。その点についてどういうふうに考えているか、再度お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かに今、基礎くいが打ってある、パイルが打ってある建物、この庁舎もそうですし、学校等がそうですけれども、六日町中学校あたりが非常に顕著なわけですね。毎年階段が1つ増えるというような。そういう建物が、あるいはこの地盤沈下の影響で傾いていくということがあったら、これは大変な問題であります。我々はそのまでは想定を実際はしておりません。これが傾いてくるという事態というのは、これで地震でも起きたら別ですけれども、そういう地盤沈下でもって外側の地盤が下がっていくことはあります。段差ができていくことはありますけれども、建物そのものが傾いていくということ、これは我々はちょっと現実的にはあり得ないのではないかなというふうには考えております。

そういうことがあった場合には、これは大変な事態ですので、これは何らかの方法をもってきちんとお示しをしていくということになろうかと思えます。広報という方法ですと情報をど

ういうふうに伝えるかということですのでけれども、これはそうなる前にとんでもない事態が世の中起きていなければ、この建物が傾くということはまずあり得ないと私は思っておりますので、それ以前に何らかの手立てを打っているというふうに我々は順番的には考えております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 19 番・樋口和人君。

○樋口和人君 今、この南魚沼市の地下水の採取に関する条例の制定についてということで、条例が出てきたのを見させていただきましてけれども、本当にもう頑張ったなというふうな印象があります。本当にみんなの地下水ということで、そのことについて心も砕いたりということだと思っています。そんな中で幾つか質問、質疑させていただきましてけれども。まず、8 ページのところの 28 条、ここで監視員の方々が立ち入りの検査をするというようなことがあります。これはいわゆる私有地に立ち入るわけですので、その辺のことがきちんとできるのかどうか。もちろん、検察庁とかいろいろとしているみたいですが、その辺のことを 1 点確認をしたいのと。

それから、この第 4 項ですね。犯罪捜査のために認められたものと解してはならないという文言あります。これについてちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、共同の井戸ですね。こちらの何件かのを合算した水量をというようなことでしたけれども、口が 32 ミリということで、それ 1 本でこれを合算したのができるのか。いわゆる例えば 32 口径であれば出る量というのは決まるわけですね。それが何件か集まったときにそれは 32 口径ではなくて、もっと大きな口径にするのか。あるいは、ちょっと太い井戸を掘っておいて 32 口径のものを何本か入れるのか。この辺どういったことで、その 32 口径でここに規定しているほどの水が出るのであればいいのでしょうかけれども、それは何件かに分けるためにどういうふうな方策を考えていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、今、60 メートルということでもありますけれども、これはいろいろな議論がありましたが、現在 40 メートル、地盤沈下地域というのは 40 メートルのところにはほとんどの井戸が集中しているわけですし、先ほどもありましたこの井戸が、60 メートルというところに掘ったときに出なくなると。あるいは今、既存で持っている方たちの井戸が出なくなるということになってしまうと、当初これをするのだよという話の中で、今、持っている方たちの井戸がやはり出なくなってしまうということは、新しく掘る方はいいのでしょうかけれども、現状の方たちは困ってしまうということが出てくると思うのです。この辺の想定はどういうふうになさっているのかということ。

それから今、これはちょっと条例のことについての質疑とはなりません、ちょっと違うのかもしませんが、あまりにもこの本会議で多くの質疑、あるいは質疑というよりも質問というような形もこれ出てきていますけれども、本来やはりこの期間の中に、委員会なり何なりできちんと議論をして、ここに来たときにはそれほど多くの質疑がなされなくても通っていくというのが本来の形なのだと私は思っています。それが非常に短い期間でこの条例が出されてきた

し、決まってきたということでありますが、この件につきまして市長の見解をちょっとお聞かせを願いたい。どう思うか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 第1番目、立ち入り検査は私有地に入ることは権能としてできるかどうかということでありまして、これもやっちゃダメなわけではありますけれども、もし、訴えられたらその裁判は引き受けます。それくらいの覚悟であります。これでこの条例上でもって裁判上でもってあなた方、権限ありませんよと言われてれば我々は負けます。負けても仕方がないと思います。でも、それはやらなければならない。私有地であっても我々は身分証をかざして入っていかざるを得ない。これは条例上の規定で、我々はこれしか根拠がありません。法的な根拠というのは裏にはないのです。したがって、我々がこの条例でもって勇気を持ってやっついていかざるを得ない。訴えられることを覚悟しながらやっついていくということになります。

それから、犯罪捜査のためという規定は、これは確認規定でありまして、人の私有地に入ることをほかの目的で入ってはならない。いかなる目的であってもこの目的以外ではやっついてはならない。これは我々に対する戒めの確認規定であります。

それから共同設置井戸の問題でありますけれども、これは32ミリしか認められなくなれば、共同設置する意味がありませんので、1件最大認められても32ミリであります。大きなお家でもって消雪面積が広いところが何件か集まっても、最大32ミリ1本でもって消せる面積しか許可はできないわけですので、それを集めて例えば65ミリが必要ですよということになれば65ミリを認めます。100ミリが必要ですよということになれば100ミリを認めます。

あるいはそれぞれの井戸をそこに突っ込みたいと。分散して32ミリをいっぱい入れたいという申請があるかも知れません。それは可能であるかどうか、あるいはそのほうが有効であるかどうかについては、審査委員会のほうで検討しなければならないと思いますけれども、あまり考えられないと思います。二、三本であれば150の井戸であれば入りますけれども、その点どちらがいいのかというのはよくよく考えていただく必要があろうかと思えます。

それから60メートルの問題でありますけれども、確かにその現状、井戸台帳を見ますと、40メートルから50メートルの井戸というのが一番多いわけです。40メートル、50メートルの井戸というのはどこから取水をしているか。ストレーナーをどこに設置しているかといいますと、その大体10メートルないし20メートルくらい上のところですね。ですので、40メートルラインというのは実は水を取っているラインでは恐らくないだろうと思います。その上、20メートルから30メートルラインでもって実際の水は取られている。その60メートル以深にストレーナーを設置しなさいということですので、60メートルまでは水を取ってはならないという区間をつくるわけです。その下に水を取る区間をつくりなさいということですので、かなり、今の取水ラインよりは下のラインで水を取るということになろうかと思えます。

それで、現状井戸を持っていらっしゃる方が井戸が出なくなった場合どうなるのかと。これはいろいろ説明会等に出ましても一番多く聞かれた心配論であります。これも我々としまして

は、例えば補償してくださいという意見に対しては補償まではとてもできません。これは我々この地域だけでなく、公共用井戸が、消パイの井戸が新しく掘られると周りの浅井戸が、住宅用の井戸があがってしまうという現象、これはどの地域でも見られてしまう。これを補償を始めてしまうと、公共用井戸にも全部影響してしまうわけですので、これは我々としては、まあ忍んでいただくしかないというふうに考えております。手当の方法がないというふうには考えております。この点は非常に厳しいことになろうかと思えますけれども、ただ、それは我々としても限界であるというふうに考えております。

3番目までです。4番目は市長のほうからお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 まず、先ほどの質問の、委員会とかそういうことでもっと、何て言うのですか、回数を多くやり、議論をもっと重ねてというようなことでやるべきでなかったか、市長、という話だと思いますが、これについては大変申しわけありませんが、私は議会の方側だと思います。私からということではないと思います。我々は行政が、我々のほうとしては、これまで関心が全くゼロに近い、例えば大和地域、それから塩沢地域の皆さん、これはゼロというのは、来る人の人数を見ても、そういう開催をして、まずは市政懇談会においてこれは18か所、そして市民フォーラム、また重ねた地域の説明会等々、いろいろな方々に私は話をさせていただき、市の職員も、いろいろな質問が出てくる中で答えてきました。委員会を重ねたり、時間をもっと取るべきだという議論も聞こえておりますけれども、私は時間の問題については非常に力を尽くしたと思っています。もっと早くやってやりたいくらいな気持ちがありました。

なので、発言の中に繰り返して、できれば1日でも早くという話をしてきましたが、ついここに至りまして10月1日、もっとそれ以前にという話をしていたわけですが、できなかったことはまずおわびを申し上げたいくらい。逆に言うと、それほど私は早くこれは進めるべき課題であったという認識です。ちょっとその辺が違うのかもしれませんが。

委員会とかそういうことにつきましては、議会の皆さんも私はそれぞれ議会、説明会というのですかね、議会何て言うのですか、報告会とかそういったところでもいろいろやられたのだろうと思っていますし、そういうスタンスで考えておりますので、答えになるかどうかちょっとわかりませんが、お答えをしたいと思います。

立ち入り検査については2つあると思っています。今、部長から答えましたが、まずはそういう考え方もありますけれども、これから新たに申請をされて、そして登録をされていくという方も片方はいるわけなので、そういったときには所有地への立ち入りということも許可の中の1つの項目として、それはありますということで同意を取っておくということも考えられるのではないかという思いがしております。そんなところでしたか。以上であります。

○議長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 今、その立ち入りのことについて部長から、訴えられてもやるのだと。並々ならぬ覚悟ということで、受けとめました。今、市長から、また1つ許可の条件の中にそれは入れるのだということがありましたが、それは今ここではちょっと入っていないけれども、そ

こがどこかで入れられるのか、ぜひ、それはまたいい方法だと思っていますので、考えていただければと思います。

ちょっと余談になりますけれども、私も地下水の監視委員会の委員長をさせていただいたことがあります。そのときに許可を受けないで掘削を始めてしまった方、業者さんがいました。行ってみて話をするのですが、ちょっと乱暴な業者さんということで、それこそ接着剤を投げつけたり、パイプレンチを振り回したり、本当に職員が殴られています。そういうこともあるのです。そういう業者さんを今度は許可業者にはしないという、そういう方は今度はいないと思いますけれども、そういう本当に覚悟がいることだと思います。やはりそのくらい住民の方にしては業者の方にしては切羽詰まった部分もあるし、そのことについていろいろ言ったときには、もう本当に自分の生活ですので、あると思います。

一方ではやはり地盤沈下という先ほどもありました、7大公害という中でね、今たまたまここが限界で我慢しているのか。これ以上下がったらいろいろな障害が出てくるのか。そういうこともありますので、ぜひ、そこら辺、私は先ほど部長の話で覚悟というのは感じられました。市長の話でもそうですけれども、覚悟というのを感じられましたが、ぜひ、市長自体も、ひとつ本当に大きな条例を変えることですので、覚悟を持つ。市民対しての責任はきちんと持つ。その意識を持った中でこれは取り組んでいただく。ちょっと最後は質疑にはなりませんでしたが、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長** 再度申し上げますが、自己の意見、要望を言う場ではありませんので、ご確認をいただきたいと思います。

6番・佐藤剛君。

**○佐藤 剛君** では質疑をさせてもらいますけれども、私も今までの発言者の中にもありましたように、この雪国の豪雪地帯の中で冬場、消雪用に水、地下水が使えないというのは、非常に井戸を掘る、掘らないを別にして安心感がない。そしてここに規制緩和をするという部分については異論があるわけではないわけで、できることであればそういうふうなことをしたいというふうな思いはあるのですけれども、かといって緩和をすれば急激に井戸が増えるわけではないでしょうけれども、確実に揚水量が増える。これは間違いないことでありますし、部長は平成6年以降、地盤沈下は落ち着いてきたと言いますが、それは今まで対策をした中で何とか20ミリ以内に落ち着いてきたわけで、ここで対策は続けるのでしょうかけれども、揚水量が増えれば地盤沈下は続くものだというふうに考えるのが普通であると思います。

ですので、そこら辺のところの捉え違いをしてもらおうと、方向が私は変なことになるのかなというふうなことでちょっと心配があるわけなのですけれども。したがって、やってみただけでも予想以上に沈んだ。そうしたらその対策をするというのが、何条でしたか——第3条の5項かにありますよね。それは、対策とはそれは当たり前のことですよね。既に災害になってきていることなので、その対応をすることは当たり前のことなのです。一番大事なものは、第4章にあります、じゃあ、増えれば、揚げれば沈むのだから。できるだけ沈まないためにどうするのだというところをきちんとしていかなければならない。

4章だと思うのですよ。その節水に対しては、監視員、そしてまた感知器を設置するというふうなことでありますけれども、それは大事なことなのですが、今、説明にあった監視員、そして補助員の体制で、ちゃんとそれがチェック、きちんとできるのか。1年、10年たって、結果として200ミリを超えました、じゃあ大変だ。それではもう遅いのです。1年ごと、もしくは日々、それがチェックされるような体制を取っていないと、私はやはり節水の対策にはならないと思うのです。

それで、今ほかの議員が部長のほうの覚悟を称賛した話もありましたけれども、私は部長、ちょっと勘違いしていると思うのですけれども。その警告するにあって、裁判沙汰になってもそれをやらなければならない、その覚悟はいるのだ。そこではないでしょう。節水をどうするかという覚悟ですよ。新しく感知器を入れて、そして既存のね、感知器を補助を出して変えて、それだけで10、20、30、それで節水になりますか。そうではないでしょう。本当に節水する覚悟があるのであれば、全市の感知器を全部、最新型に入れかえる。そのくらいのことが覚悟ではないのですかね。

今まで平成6年に規制緩和をしてきた中で、私は大きな判断でしてきたと思うのです。それを緩和すること。私は緩和することには賛成ですよ。だけれども行政でこれを新たにまた緩和をするのであれば、そのくらいのそういう覚悟が私は必要だ、そういう節水対策が必要だ、というふうに思うのですけれども、そこら辺の覚悟と対策を聞かせていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 最初の2点ということでもいいですか。日々チェックする体制が必要であると、おっしゃるとおりでありまして、我々もどれだけの体制をもってすれば、人間を増やしていただくのを一生懸命要求したいと思っておりますけれども、今の環境交通課の人間だけでも足りるのかどうなのか。これも考えていかなければなりませんし、あるいはもっとほかにやっていただける方を、それぞれの地域でもってつくっていく必要があるのではないかとことも考えております。このチェック体制というのは、ことし、この条例が通りました以降すぐにつくっていかなければならないわけでありまして、人任せにすることではなくて、我々も一生懸命外に出て情報収集をしていくと。

我々が考えておりますのは、行って注意をしなければならない場所、これは具体的には言えませんけれども、そういうのは一巡二巡していくうちに段々明らかになってくると思います。ポイントはここだと、この家だと、この事業所だというのは、段々わかってくると思いますので、そういう点を重点的にやはり見ていくという必要があるかと思っております。

覚悟の点でありますけれども、質問に答える中での覚悟でありまして、一番我々も大事に思っておりますのは、この降雪検知器、これがどれだけ普及するか。受け入れられるか。そして、これがうまくどれだけ機能するかという問題であろうかと思っております。この点をやはり一番力を入れて臨んでいきたいと思っております。

全部入れかえる覚悟が必要だということでありまして、その覚悟のもとに財政当局を何とか説得しまして、補助金制度というものをつくったわけでありまして。これを1つの売りに



しまして、1つのPR体制をとりながら、今の条例改正に合わせて強力にこれを進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 済みません、もう1点だけ。考え方というのは私は賛同するところがあるので、それはいいのですけれども、もう1点ちょっとお聞きするのですけれども、そうは対策をしても、やはり地盤沈下は皆さんやはり心配しているのですよね。今、一番困っているのは、居住者、住民が空洞化が困って空洞化の恐れがあるというようなことが一番問題になっているわけなので、例えば、規則か何かで住居地、住居の井戸掘りを優先して状況を見ながら、そしてまたその事業所とかそういうところに年次計画的なといいますか、期限的なことで逆の表現になるかもしれませんが、そういう期間を設けた中で広めていくというようなことが可能なかどうかということだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例上でこう規定をした以上、規則でもってまた別の規制を加えるというのは、なかなか難しい問題があるかと思えます。どちらを優先させるかという問題よりは、やはりこの条例の内容をどれだけ理解していただいて、どれだけ節水に努めてもらうか。事業所につきましては、いろいろな条件をもとに、条例上でも既に節水の対策をとってはおりますけれども、何といたしまして地盤沈下重点区域においては50ミリ1本ですと。どれだけ広くても50ミリ1本でもって賄ってくださいという規制であります。その中でそれ以上の規制を規則でもって設けるということが、果たして受け入れられるのか。難しい点があるかと思えます。施行した段階ではやはり住宅用、事業所用、足並みをそろえての改正とならざるを得ないというふうに考えております。

〔「済みません、長くなって申しわけないのですが、もう一回だけ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 重要なことですのでもう1点だけ確認をさせていただきたい。地盤沈下、年ごと、そしてまたできたら日々の体制の中でもできるようなことで、人員体制ができればというようなことなのですけれども、そういう状況になったときに、例えば一番心配されるのは私は公共井戸ですよね。公共井戸の使用がやはり多い。そういうときに例えばこの路線はとりあえずこういう事態だから公共井戸をとめる。そのかわりに機械を回すような、そういう段階的なその処置といいますか、そういうのも行政として考えているのか。まだ住民の皆さんに指示を出すのは早いのですが、ちょっと揚水が多くなったので、公共的な施設のところをとりあえずこの期間、機械除雪に賄ってやると。というようなちょっとそういう考え方もあるのかというところを、そこだけ確認をしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これはまだ建設部当局とは協議をしておりません。消パイをとめるということは、その路線をとめるということであります。機械除雪で対応できる場所は機械除雪で今やっているわけです。それができないところに消雪パイプが入っているという前提があるわ

けでありまして、豪雪のときに消雪パイプをとめるということは、実質的にその路線は通れなくなってしまうという恐れが多分にあるわけでありまして。そういう前提で考えますと、この路線をとめて別の路線に迂回してもらおうということが、実質的に可能な路線なのかどうなのか。それがあり得るのかどうなのかという検討は、今しておりません。そういう点でこれは非常に重たい課題であろうと思います。検討はさせていただきたいと思います。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時20分といたします。

[午前11時02分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前11時20分]

○議 長 質疑を続行いたします。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 2点だけ確認したいと思います。市長にお伺いしますが、先ほど市長から、大丈夫という自信を持った発言をされておりますが、今回しかしながら、不安は取り除いていないというのも現実であります。執行部の答弁であります。確認ですけれども、今回、全条項から、前回24条が新しく3条の6項という形で、私がちょっと疑問に思ったのは、主語が「市長は」ということから、今度は「市は」ということで、ちょっと市長の責任が緩んでいるという感じがします。市長の責任が緩んでいる感じ、そういうことはなくて、全ての責任は市長なのだというあたりの、その辺ところをちょっと確認したいのが1点。

そして2つ目は、社会厚生委員会でも再三、総揚水量がわからないということですが、市民説明会の中でもいろいろな提案はされたし、上越市の提案を私もしました。今後、そういった総揚水量——そもそものデータを取らないというのは間違いですから、しかし、そのしっかりと調査をするというお考えがあるか。2点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 田村さんの今の一番目のほうの質問の読み取り方だと思いますが、「市は」というのは全部「市長」です。そういう覚悟でやっていますので。あとは不安を取り除けない。不安はあります、私は。そういうことを再三言っています。しかし、不安はあるがやらなくていいのですかということも最初から言っています。今のままでよければこんな議論しなくていいわけですが、今のままではだめだと思っているからやっているわけなので、ここ最後に至って、最後といいますか、判断に至るといろいろな議論が出てくることは当然であるかと思えますけれども、そういう覚悟をもって最初から取り組ませてもらっているということをご理解いただきたいと思います。市長が責任逃れをするために第3条6項に「長」を除いたわけではありませんので、そういうところをよくご理解をいただきたいと思います。

いろいろありますが、そういうことはあまり言うなと後で言われたのですけれども、6月議会だったかのときに、やはり悪夢を見ますよということを発言させてもらいました。今もそうです。日々いろいろな方にお会いしていますが、いろいろな危惧される心配の向きの話をいっぱい聞きますが、期待感を持っている方もこれはまた多くいらっしゃるわけで、そのところが

市政に携わる皆さんも含めて判断の基準になろうかというふうに思っています。

まあ、先ほどからちょっといろいろ話がありまして——これは後にします。私の発言は以上です。市長が逃れるためにやっている条例ではありませんので、よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の総揚水量をどんな形でもってデータを取っていくのかということですが、委員会の中でもお話を申し上げましたけれども、個別に全部上越市みたいに申請方式で何リットル使いましたという申請書を最終的にデータを全部取るというようなことまでは考えておりません。抽出でいいと思うのですね。抽出でどのくらい井戸を回したか。アワーメーター等でもって、揚水量の推計ができるわけですので。ことしそのタイプの井戸でもってどのくらいくんだか。それをどのくらいあるので、どのくらいの総揚水量を揚げたかという推計値が出せると思いますので、そういった形での総揚水量の算定というものは今後やっていきたいというふうに考えております。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 市長の覚悟を先ほど気合いとともにお聞きしました。一生懸命やって、やりたいと。市長がやられた住民説明会で、非常にたくさんの意見もあります。その意見はやはり不安が山ほどありますので、それをどうやって解決しながらやっていくかということで条例もつくられたと思います。それで今、条例はこういうところがちょっとおかしいのではないかと、いろいろ異論も出ています。そういうことも踏まえた上で、ちょっと質問をさせていただきます。

今、総量という話も出ましたので、井戸台帳をきっちり使って、今回固定資産税のどうのこうのと台帳の不備がありますから、井戸台帳をしっかり管理することによって、まず誰が使っているかということをしっかりやっていく。それで、センサーがついているかついていないか。そういう台帳をしっかり整備した上で——私は決して井戸を掘るのを反対しているわけではありません。そういう、要するにできることをまずやってからオーケーを出したいと。

2番目、塩沢、大和。私は青木なのですが、実は自分のおふくろが井戸を掘っています。でもこれは規制外ですよ。今、規制内のことだけを一生懸命やっているのだけれども、今までの説明会では、みんなそこはつながっているのだよということがありますので、規制外の井戸も全て台帳をつくって、それがどれくらい関係しているか、僕はちょっとまだわからないのですけれども、そういうことも検討していただくと。

あと、やはり最後の大変なことが起きたとき、先ほどの答弁の中に、企業の方をお願いすると。停止をするようなご回答があったので、できたら想定外とか、本当はあってはいけないのですけれども、そういう規定も盛り込むと。その上で条例を出していただきたい。以上、3点についてご回答をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目、井戸台帳につきましては、確かに今までずっと古い時代の井戸もありまして、何十年にもわたってその台帳が引き継がれてまいりました。その中にはどう考え

でももうこの井戸は生きていないだろうなという井戸も実際にあります。同じ敷地内に2本、3本という井戸があるわけでありまして、これが果たしてどれだけ生きている井戸なのか、使われている井戸なのかということは、これは確認をしていく必要があろうかと思えます。

2番目の質問のように、台帳といいますのは市内全域の井戸でありますので、この区域だけの、地盤沈下区域だけの台帳ではありません。これをきちんと整備をしていく。時間はかかりましようけれども、これはしっかりとやっていく必要があろうかと思えます。

今回、条例改正でほとんど全ての工事について許可制をとったという意味はそこにあるわけです。その他区域の中でも井戸を掘る場合には全て許可をとるということで、要は台帳、これから先の井戸についてはきちんと台帳上で管理をしていく。今までの井戸につきましても現地調査等を含め、あるいはアンケート等もやっていきたいと思うのですけれども、実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

想定外の事態を条例上に盛り込むということでもありますけれども、今の条例の条文の中での盛り込み方が限界かなというふうに思っております。具体的に何が起こるかということ、想定外のことを想定するということが非常に難しい面がございますし、それを条例上で規定をすること自体が、この条例の趣旨に反するといえますか、逆行することにもなりかねません。我々はその覚悟を持ってやるべきときにはやるということ、きちんと条例上で明記をしていく。その具体的な対策につきましては、これは条例上できちんと全て書ききれものではありませんので、その場の現象に伴って、きちんとした分析に基づいて対応をとっていくと、こういう方法しかないのではないかとこのように考えております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 その中で先ほどもちょっと言われたけれども、台帳をつくることによって、センサーが本当についている、ついていないというのをしっかりやって、それで実際節水に協力してもらえたか、もらえなかったかということ。先ほど使用量もサンプリングでとりたいと。そういうことを含めた上で、市長としては今すぐでも、きょうでもやりたいとありますけれども、やはりそういう節水に対する協力姿勢が明らかに見えたという——明らかに見えたということは非常に難しいと思えますけれども、そういうような形の上で条例を適用するような、そういう考えはないでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 前段、その節水がきちんと行われていて、これだけ揚水量が抑えられましたというデータを踏まえた上での規制緩和であるべきだと、こういう趣旨かと思えます。それも一理確かにあると思えます。ただ、この中で市長が申しましたように、この地盤沈下区域が抱える問題、これはもう喫緊の課題であるという前提をもって、我々は一日も早くこの状態を解消しなければならないと。これが市民にとって、この地域にとって非常に重要なことであると、こういう観念、覚悟を持ってこの条例改正に臨んだわけでありまして。

同じ、同時発車ではありますけれども、この条例の中に節水という新たな章を設けて、これを監視員あるいは協力体制を持ちながら、強力で推進していくというありったけのことを考え

た中での条例改正であります。両方一緒に進めていくということで、この条例を施行させていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 手短に何点かお願いいたします。この井戸の増加数ですが、とりあえず 30 本ほど今は増えるのではないかと。喫緊の本数ですが、これが将来どの程度まで増えていくのか。私どもはおよそこの 10 倍。今、市が考えている 10 倍くらいはあるのではないかとというようなまた声も聞こえてくるわけですが、将来これに対して本数の制限あたりは、いずれ考えるかどうか。これを聞かせてください。

それから、60 メートルにストレーナー。これが今の 40 メートル現行のこのストレーナーの位置が 20 メートルくらいであるというふうに聞きましたけれども、これについて第一、第二帯水層のその水の移動、これについての学者の見解といたしますか、これについてどんな見解を得ているのか。これが 2 点目であります。

3 点目のその私権の制限です。それは訴えられても、それはそれでそのときは対応するということが聞かれましたが、裁判に持ち込まれて、やはり勝たなければならないわけですね、市は。もちろん、民間といたしますか個人もそうですし、事業者には力があるからと言いますけれども、事業者が全部もうかっているわけではありません。本当にあっぷあっぷして、やっとなんかこの水を揚げながら雪を消している例もあるわけですし、こういうところに訴えられた場合に勝つ見込みをやはりつけなければならないと思っているのですが、その辺はどういうふうにこれからお考えでしょうか。

それから、下水などの地下インフラについての捉え方です。なるほど南北に今通っている本管、これは地盤沈下も比較的緩いところですから、あまり害はないと思っています。しかしながら、東西でこれが場所によっては 1 メートルも沈んでいるところがあるわけですが、はるかにその 1,000 分の 2、1,000 分の 3 というその下水道の勾配から見ると非常に私は問題もあるような気がします、本管に行くまでに。これについての支線を通じて、各民家、あるいは事業所、これはつなぎ込みの位置があるわけですから、これがどんどん沈下が進んでいくようであると、支線の勾配と一緒に下がっているわけですからね。これが将来的に意外と大きな影響があるのではないかと。面的な影響あるのではないかと思うこともあるわけですが、その辺の捉え方について聞かせてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、第 1 点目の今後の増加数の見込みでありますけれども、確かに今聞いたことしの申し込みについては 30 本に満たないということでもありますけれども、今後どのくらい増えるか。家がこれからどれだけ新しく建つかという問題もあるわけですが、今現在の地盤沈下区域、今まで井戸を掘れなかった区域の建物数というのを勘定しますと、大体 2,000 戸、2,000 軒くらいあります。その中で井戸がどのくらいあるか。1 住宅地、1 事業地で 1 本で勘定しますと、大体 1,200 あります。60%は今、既に井戸を持っているということになります。あと残りの 40%ですので 800 本ですかね。800 本が増える可能性があるということになります

けれども、その 800 本が全部井戸を掘るとは我々は考えておりません。

1つの根拠となりますのは、昨年アンケートをとりました中で 30%の方が井戸を掘りたいというふうな答えをされている。できても 30%くらいかなと思います。そうしますと、議員が言われたように 200 から 300 という数字になろうかというふうに思います。

それが単年度でもって全部申請が上がってくるかということになりますと、そうは我々は考えてはおりません。恐らく 5年くらいのスパンで上がってくるのではないかというふうに考えております。これは見込みでありますけれども、ただ、その場合、本数制限ということが考えられるかどうかということですが、何本以上になったらもうあらかじめここでもって打ち止めですよということを、今の段階では考えてはおりません。これも先ほど来説明申し上げておりますけれども、想定外の事態が起きた場合には何らかの手立てを考えなければならないというふうには考えておりますけれども、それが起きていない段階で規制をかける、あるいは本数を制限するという根拠は我々の側には恐らくないであろうというふうに思います。

注意深くその状況をモニタリングしながら、想定外が起きてきているという感覚を持ちましたときには、本数制限をするのか、あるいはそれぞれの 1個ずつの揚水の制限をしていくのかということを考えていく必要があるかと思えます。

ストレーナーの位置につきましてですけれども、学者の見解はどうかということですが、質問の趣旨がちょっとよくあれなのですけれども、60メートルより下であればまず大丈夫でしょうということを学者さんが言ったかどうかということでしょうか……（何事か叫ぶ者あり）

はい、60メートルというラインは、それは先生方の意見ではありません。我々の中で研究をした中で 60メートルが相当であろうということで決めたラインであります。根拠は説明の中でも申しましたけれども、今現在の第一帯水層から取水をしている状況が、もう既に限界に達しているのではないかということが、まず 1つあります。そこでの地盤沈下はかなり進んでいること。それから、もっと深くなった場合には地表面、地盤沈下は深い層でも起こり得るのですけれども、地表面にどれだけあらわれてくるかということになりますと、深いほうがその地表面への影響は少ないだろうということは言われております。

水は先生方の意見では、第一帯水層、第二帯水層でしっかりと、しっかりと別れているわけではありませんよと、これははっきりと言われております。第二帯水層であってもそこでくみ上げれば、第一帯水層の水は減っていくでしょうと。したがって、全般的にその地盤沈下の影響というのは出てくる可能性がありますよと、これははっきりと言われております。

ただ、深いほうがやはり水位低下そのものの遅らせる効果があるでしょう。これはタイムラグの問題ですけれども、地盤沈下そのものが一定のライン以上水位が下がった場合に起こってくる。こういう現象でありますので、その一定ライン、危険ラインを超えない範囲でうまく地下水を利用することができれば、地盤沈下を最大限回避しながら地下水を利用していくことが可能であろうと、この条例の一番の根本的な考え方であります。その点を我々は考えているところであります。

私権の制限でありますけれども、確かに先ほど説明申し上げました。裁判で勝つ必要がある

わけでありますが、我々は勝てると思っています。といいますのは、我々がどういう目的で何をしようとしてそこに立ち入り検査をしたのか。このことを裁判上できちんと訴えれば、公共的にこれは必要な行為であると。個人の私権を制限されても仕方がない行為であるということ、我々がはっきりと言えるはずであります。これを認めてもらわなければ、我々はこの条例を警察権力をもって、罰則を持っているわけですから、最終的には警察が入って捜査をするわけでありませけれども、そこまでできない。それを担保するためには、我々に立ち入り検査権がなければならない。我々は論理的にそれを証明できるというふうに考えております。

それから、インフラの下水の関係でありますけれども、確かに南北のほかに東西でも検査をしております。2系列調査をしております、東西方向、六日町中学校、一番地盤沈下が進んでいるところから川に向かっての幹線についても調査をしております。それについても確かに沈下は全体に沈んでいるのですけれども、下水管だけが逆流するという現象は起きていない。

パイルを打ってある六日町中学校は毎年抜け上がってきますので、つなぎ込み位置は段々下になっていきますので、合わなくなってくるのですけれども、一般住宅についてはそういう現象が全体で沈んでいくために起きていないと。自然勾配がありますために——地形勾配ですね、地形が勾配がありますために下がってもまだ逆流という現象までは起きないということになります。

将来的な影響については下水も含め、今後もモニタリングを続け、監視を続けていくということとでございます。今の観測路線のほかに必要であれば観測路線を増やしていくということも考えていきたいというふうに考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 その専門家に確認がまだその層ではしていないと。専門家はタイムラグがあるというのは、恐らく1年前、8月29日のその委員会でしょかね、先ほどありましたように2年前に前市長が設けた、副市長をトップとするその調査委員会。そこでの席での、そこまでの見解だと思っています。それは100メートルとかそういう大深度、それも100メートル以上の深度の中ではタイムラグはあるだろうという見解だったと思いますが、それについて専門家の確認が、現在のこの条例改定になってからあったかどうか。その辺のことをもう1回確認といいますか、市として大丈夫だろうではなくて、その辺のことはどのようにお考えか聞かせてください。

私権の制限。私が言ったのは、もかもかごうぎ雪が降って、ちょっと水位がごうぎ下がったから節水し、とめることに協力してくださいと。そこでやはりとてもとめられないという人がいっぱい出てきた場合の、それでもお願いするというそれがなければ、やっぱり空念仏ですよ。その辺についての対処の仕方といいますかね、私たちは勝てるのだよと、あなたたち何とか協力してくださいという、そういうような確信が私は欲しいと思っていますが、その辺ひとつ聞かせてください。

駅西については少し不安だなという気がします。地下インフラについては少し私はまだまだ不安という気がしますけれども、それについてこれから調査を広げていくかどうか、その辺に

ついてもまた聞かせてください。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目、その100メートルとかの大深度であればタイムラグが期待できるということでもありますけれども、あの段階でも100メートルあるいは200メートルという数字的なものは、概略的に言うと浅いところよりは深いところのほうが、地下水水位が低下するのを時間的に稼げるでしょうという程度の説明であったかと思います。したがって、100メートルのほうが理論的に言えば60メートルよりもタイムラグが稼げるという理屈にはなろうかと思いません。これをはっきりと60メートルでもありますよということで、先生方の確認を取ったものではありません。

それから、節水に協力できないとき、どこまで強制力を持てるかということでもあります。これは我々も最大の課題でありますけれども、これを節水していないということで罰則は設けていないわけです。これは弁護士さんとも相談した中で、そこまで罰則を設けることはなかなか難しいでしょうということで、罰則規定からは除外をしているわけであります。節水ということが必ずしもその構成要件として罰則が適用できる、警察権力が導入できるだけの客観性は持っていないのではないかとということにあります。

対応によっては節水をしていないと見なされる場合もあろうかと思えますけれども、あくまでもそれは我々の行政指導の中で勧告等を行った中でやっていかざるを得ないというふうに思います。非常に豪雪のときで皆さんも必死で雪を消している中で、これをとめてくださいということが実際に言えるのかどうか。これは私は現実の場面では言えないのではないかと思いますね。どっちが大切かと。地盤沈下をとめることも大切ですが、そこに暮らしている方々の命、財産を守ることのほうが私は大事だと。それをとめる権能は恐らく誰にもないだろうと思います。

問題はその後です。その後、例えばことしは5センチ地盤沈下が進んでしまいました。それを取り返さなければいけないのです。それを取り返す方法が節水だろうと思います。2年続けて、3年続けて豪雪であればそれは難しいかもわかりませんが、10年の中にはおととしのように全く雪が降らないような年もあります。ことしのように、ことしの雪の降り方というのは非常に典型的だと思うのですけれども、我慢しようとするればできる、あるいは節水しようとするればできる降り方であります。このときに我々はその沈下の進んだ分を取り返さなければいけない。それが可能ではないかというふうに考えます。

10年スパンで考えるというのは10年間何もしないということではなくて、1つの指標としてそういう取り組みも含めて10年間でやはり見ていく必要があるかというふうに考えているところであります。我々はその取り組み、節水の取り組みはそういう意味で必ず実を結ぶというふうに考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 最後の点ですが、この取り返す、ですよ。例えば流雪溝の整備であるとか、ほかのほうの除雪の方法であるとか、その辺もしっかり機械除雪も含めてやりながらというこ



とですね。そういうふうに受けとめて結構ですね、はい。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は前にも言ったことがあるのですが、現条例の欠点と私は言っているのですが、新規掘削の禁止であったのですね。そして、期限を切つての井戸廃止という条項はなかったということですから、既得権者が生まれていたということです。要するに井戸が存在して、ずっと 20 数年きたということでもあります。

そうした中で先ほどの質疑の中で、今現在ある 40 メートルの井戸がかれた場合は、補償はしないとか、あるいはまた新たに掘ってもらえばそれでいいのだというような言い方でしたが、私は現に規制をされていたところが、そして既得権を持っている方が、この新規の条例が成立することによって被害を被ったということにならないかというのが、私は心配なのです。その辺は法的には大丈夫なのか、ひとつ私はお聞きしたいと思います。

次の新しい条例では停止させることができるかということでもありますけれども、それも今、それが確実に言えるかどうかとこういふ話ではありますが、そのときにはもっと既得権者が多くいるわけです。ですから、補償の問題とは今度の時点は違いますけれども、現に 40 メートルで今、何の問題もなく使われている方が訴えた場合は、どういふふうな見解を持っていますか。お聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 点目ですけれども、確かに今までこの条例改正、規制を緩和するということがなかなか踏み切れなかった理由の最大の問題は、そこにあるかと思えます。今までの井戸を持っている人はどうなるのだと。これが補償するという考えを持てば、とてもではないですけれども、この条例改正は上程をできなかつたと思えます。実質的に不可能でありますので。

そういう点、法的にどうかということでもありますけれども、この点も弁護士さんとも相談をしております。訴えられることは可能性としてはあると思えます。あつたとしても我々はそれを受けざるを得ない。受けた中で、ではそれをこの条例改正、規制緩和が原因であると。特定がその訴えた側でもってできるのかどうかという点。裁判上の問題になりますけれども、それが最終的に判断を分けるのだらうと思えます。

弁護士さんでは地下水の流れをそこまで特定することはまず不可能であらうという考えであります。我々は決して訴えることを事前に阻止することはできませんけれども、あつた場合には、我々の主張をきちんと説明をしていくということしかないというふうに思っておりますし、裁判上で次々と負けるということは我々は想定はしておりません。

それから実質的に停止をさせることを権能としてあるかということでもありますけれども、これも補償の問題よりもっと大きな問題として裁判になる可能性があると思えます。ただ、それは強制的に電気を切ってしまうとか、あるいはポンプを抜いてしまうということは、我々にはできないだらうと思えます。あくまでもどこまでできますか、やれる範囲を一生懸命探して、そこで、ここでやめてくださいということを説得していかなければ、これは実現そのも

のが無理であります。強制的にやれる範囲というのは我々としては限られておりますので、最大限の説得をした中で節水に努めてもらおうと、協力してもらおうと、こういう地道な取り組みが必要ではないかというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いろいろ想定はしておられるようでありますので、その点ではわかりましたけれども、規制という条例があったという事実は免れない事実であります。それがなかった場合はよそと同じで、隣が掘ったから私の家が出なくなった。じゃあ、私の家はもっと深く掘ろうと、こういう話になるわけですが、この規制が現にあったということは、これは厳粛に受けとめておく必要があるというふうに思いますので、私の私見ですけれども言わせていただきます。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 2点ほど伺います。まず1点、19番議員に対しての部長の答弁ですが、法律違反とわかっていても私有地に入り込むと。裁判は勝つと。裁判に勝つ、負けるはそれは結果論ですけれども、法律を守る立場による方が、法律を違反しても入るという、これは確信犯です。政治的確信をもって、基づいて行う行為。宗教的、思想的、政治的確信に基づいて行う、確信犯になります。そして、こういう異常で法律を犯してまでもと、それは熱意はわかります。熱意はわかります。しかし、それより17番議員が言ったように、いかにしてこの節水を行うことによって地盤沈下を抑える、その方法としたときにそれが一番最初の行動ですかと。やはりこれは考えます。それについて1点伺います。

もう1点ですが、そして、この中心市街地の人口流出が、この井戸規制によって生じていると。それが全てではない、一因でもあるということになっておる。確かに私もそのとおりだと思うのです。しかし、六日町というところは、まだまだこの人口流出については考えなければならない要因があるのです。地主さんが少なく大勢の借地人がいるのです。そして、これは戦前からの借地人、終戦後からの借地人がいるのです。その人たちが建物が今の状況になって70年たって、もう本当に耐えるに耐えない償却をしてきていると。そのとき建てかえをしなければならぬ。

そのときに何が発生しますか。権利金、補償金ですよ。何百万円という補償金ですよ、権利金ですよ。そして、その上に地代を払わなければならない。平米幾ら、年幾らと。それを考えたときには、やはりもうここでなく他の地域に生活の場所を求めると。その辺は調べてありますか。今のこの条例改正が私は全てだとは思いません。そういった人口流出等については、やはりその辺も調べて、やはりこれで完全だとは思わない。この後どういった状況が発生するかわからない。それらにはやはり生かしていかなければならぬ。これについては市長、お考えください。

○市 長 これは私のほうで答弁させていただきます。

担当部長のほうも我々は法を遵守しなければいけない立場の側にいるわけなので、口がちょっと、気持ちが前に出過ぎてそういう答弁になったかもしれませんが、その辺はちょっとお許

しをいただきたいと思います。確かに言われるとおりの部分であります。ただ、そのくらいの気持ちを持たないとこの井戸の規制の問題は立ち向かうことができないという気持ちのあらわれというふうにご理解いただきたいと思います。そうならないように、同意を求めながら当然やっていくということが前提になりますので、それはよろしく願います。ちょっと言葉が過ぎたところは、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどからいろいろな話の中で出ていて、やはり既得権という問題も出てきました。その中でいろいろな制限をかけて掘った人、持てる人と持たざる人が生まれてきたということも否めない事実でありまして、地盤沈下が進む。先ほど例えば1番議員のほうからもいろいろな話が出ました。全て考えてここで聞いていて、私ずっと思っているのは、やはり最終的に、ではその節水に向かう一番のこれから考えなければいけないのは、一番はやはりこの条例の改正の中の一番根底にあるのは、水循環法の問題も含まれていると思います。水がみんなの共有の財産なのだという視点に立たない限りこの議論できないと私は思います。

なので、今ここではまだできませんけれども、これはくみ上げられる方、くみ上げられない方、これも等しく地盤沈下という問題に、そのどちらの人もそれに遭ってしまうわけですが、目に遭ってしまうわけなので、最終的には全国には例がありませんけれども、やはり受益者負担という考え方が、今後将来的には考えられるべきだと、私は今これをやっていて思っています。

これは今ここでやるということではありませんけれども、例えば井戸税なのか、協力金なのか、そういうことで財源化をされて、そしてそこで節水のためのもっといろいろな機器について前向きにやっていく財源にするとか、例えば地盤沈下はもう抑えられない。先ほどからずっと言っていることでありまして、これらの中では、もし、あってははいけませんが、いろいろな沈みによって例えば路面がだめになっていくとか、いろいろな不具合が出てきた、そういったものを補修していく全ての財源化の中でやっていく。

そして、無駄な水を使わないという中では揚水量の問題もありましたが、やはりそこにお金を払わなければいけないという視点がこれに加味されない限り、私は議論がいろいろやっているけれども、議論の本質にぶつかっていく問題ではないと思います。これは将来にわたることですけれども、我々は今、過程の中の部分に今いるのだという認識を、我々が持っていないといけないことではないかなという思いがしています。

2つ目の人口流出の問題ですけれども、そこまで調べているかということではありますが、私も全部はわかりませんが、この当該地区の規制をされてきた六日町地域の大きな問題として、所有者の非常に大きなこの部分を持っておられる方の問題。この間、私のところも訪ねていただきましたが、さまざまな問題があることは市長としては熟知して——熟知ではありませんけれども、わかっているつもりです。

今後の問題として、やはり雪を消す面が多くなればなるほど、この問題というのは水の量も含めて大きな問題になっていくわけなので、これから人口減の問題や——別に人口流出ということだけではなくて、人口減になってしまうということは免れない将来への過程であります。その中でより住宅の問題をもっと集合的にやっていくとか、そういう問題に我々は立ち向かっ

ていかない限りこの井戸の問題というか、水の問題というのもあわせもってやっていく必要があるというふうな認識をしておりますので、その中でやはり考えていくべき問題ではないかというふうに私は思っております。今回は私の答弁でご勘弁いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

○議 長 ここでお昼のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

〔午前11時56分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 討論を行います。

まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の制定について、反対の立場で討論に参加するものであります。

私も30数年間、この地盤沈下区域内に学習塾を開いてきました。住民の皆様が冬場の雪処理に、やはり地下水に頼らざるを得ない、そういう状況はよく理解をしております。そしてまた今回、条例改正によって本当に大丈夫なのか。すごく心配なのだ。そういう声もたくさん聞かせていただきました。まずもってこの条例が、旧六日町るとき、なぜに制定されたのか。それは公害問題解決のために始まった取水規制であります。今回の全面改正によって果たして公害対策として、この条例が有効であるのかということにやはり疑問でありますし、今後5年後、10年後どうなるか、非常に不安であります。

今まで旧来の井戸が、規制の中で頑張っていたいただきましたが、それでも雪の降雪の状況によっては沈下は収まらない。1年間に2センチ、これを超える沈下も実際に起きたわけでありませぬ。今回の緩和は、節水と緩和である。これは現市長が市長選のときから強く訴えてきたことであります。私もそのとおりだというふうに思っております。しかしながら、本当にこの節水という部分をです、高感度検知器に頼っている、そういうことで節水がうまくいくのであろうか。このことには非常に不安を感じるわけでありませぬ。

地下のことは誰もわからない。地下水のことも誰にもわからない。これが現実であります。その中でいたずらに総揚水量を増やすだけの全面改正というのは、私は石橋をたたいても渡らないという勇気を、市長には持っていただきたいと思っております。

今回の改正の中では深い井戸、今までの深い井戸でありますけれども、この規制が始まってから公共の道路について深井戸を掘り、道路消雪にも使ってまいりました。このことが沈下を進めているのではないかというような心配もしております。今回の全面改正によって、井戸をどんどん掘らせる。雪が降り沈下が進むと、そういうときに今度はストップをかける。そのことは頭の中ではわかっていても、果たして地盤沈下をとめるだけの有効な手段になり得るの

かということについては非常に不安があるわけであります。

住民の皆様からいただいた直接請求、これに応えようという姿勢は、市長とすれば当然だと思っておりますし、議会もそれに対して私個人議員としても真摯にそのことを考え、10年後の南魚沼市のこの地盤沈下区域内がどうあるべきかということを考えてときに、少なくとも今回の改正に当たっては、そろそろ運転、とにかくできることからやるべきではないかなというふうに思っています。

全面改正によって井戸をどんどん掘らせるということは、どのような結果を招くのかということは、住民の皆様がやはり一番心配をしているところであります。私はこの地域の中で地下水に頼らない雪処理、このことをどうするか。旧六日町時代からの都市計画がなかなか進んでいない。そのツケをです、そのツケを地下水取水だけに求めると。解決をそこに求めるといことが、果たしてここに住む皆様にとってよいことなのかということに非常に不安を感じるわけであります。

できることならば、地下水に頼った雪処理をしていただきたいという思いは、私も同じであります。しかしながら、その結果としてどういうことがこの地域に起きるのかということを考えてときに、これは慎重に進めなければならないはずである。したがって、今までの規制を変えるというのであれば、本当に節水を徹底的にやる。例えば水道の量水器のようなメーターをつけて、それ以上は使ってはいけません。公共についてもこれだけしか稼働しません。その後は皆様にご迷惑をおかけしますけれども、市も積極的に節水に努めているのだと。そういうところを見せながら、そろり、そろりと運転をしながら変えていくということが、私は大切ではないかなというふうに思っております。慎重に事を進めるべきということで、反対するものがあります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を求めます。

23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正について賛成する立場から討論させていただきます。

私も長い間、議員をやっていますけれども、この1号議案でこれほど長い時間を費やして議論されたことは恐らく珍しいのではないかと思っています。この六日町時代、平成6年ですか、20年以上にわたってのこの条例改正は、非常に大変な思いで、この六日町地域の住民の皆さん方も大変だったと思っております。

確かにそういったことでもって規制をかけたおかげで、地盤沈下が多少なり抑制されてきたと、そういうふうに私は思います。しかし、今回の規制緩和、条例改正でありますけれども、このことはこの地域全体、南魚沼市の地域の活性化、また、人口流出、それについてはやはり考えていかなければならない一番大事な問題でもあったと思っております。

前井口市長の時代は、地盤沈下対策でもって平成21年から4年、平成24年までの間、そういった環境省にも行っていろいろな問題を取り上げてきました。しかし、なかなかいい解決策はできませんでした。しかし、今回、林市長が掲げてきた、若者が帰ってこられる、若者が住

みやすい地域をつくる。このことは地下水問題にも大きく取り上げてまいりました。

そういったことをきちんと、まだ市長になってから何年もたたない中で、それを頑張っていくと。このことは誰でも不安があるのです。地下水の見えないところでもって、これから先どうするかということは、どうなるかということは、全ての市民の皆さん方が確かに不安を持っている。私も不安はあります。しかし、今のままの状態であれば、いつになっても前進しないし、前に進まない。やはりここは、少しでもそういった改正をもって取り組んで、そして市の発展に尽くしていくと。そして若者や市民がこの人口流出をとめて、そして、少しでも人口が増えてくると。そういう1つの私は政策だと思っております。

誰でもが議員の皆さんもそうでしょう。ちゃんと少しでも市をよくしたり、生活をよくしたり、そういう思いで皆さんが議員になっているのですよ。これを何だかんだと言っていつも足を引っ張るような、そういう意見ではだめなのですよ。もう少し前向きに考えていただいて、この条例改正はきちんと賛成していただくと。そういう思いで私はこの討論をさせていただきます。どうかひとつよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例改正に反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、平成6年から続いてきた消雪用井戸の新規設置を原則禁止してきた条例の根本的な見直しであります。この間も地盤沈下は降雪量による差はあるものの、毎年確実に進行しています。こうしたもとでの事実上の規制緩和になるわけで、市民の中からは自分の井戸はかれないだろうかとか、今以上に沈下が進んでも大丈夫か、などの不安の声も聞かれます。こうした市民の声に答えて日本共産市議団は、7月7日に市長に対して改正内容の丁寧な説明と揚水量の増加による地盤沈下の加速や、既存井戸の枯渇などの不利益を被る可能性もきちんと説明をして、理解と納得を得た上で進めるべきではないか。拙速な条例改正は行わないよう、申し入れを行いました。

しかし、今回改正案として提出されましたが、市が今回の条例改正理由の一番にあげたのが、規制前に設置された井戸が更新の時期を迎えつつあるということです。これではこの間、屋根融雪を灯油や電気を使って行ったり、重機を使った除排雪を業者に依頼するなど、地下水が利用できずに苦勞してきた市民は一体何だったのでしょうか。今現在、井戸を所有する人の既得権を守るための改正と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

質疑の中でも今回の改正で地盤沈下は抑制できるとの答弁ですが、新たな井戸がどの程度増え、総揚水量がどのくらい増加するのか。そうした科学的な試算が行われてはいません。高感度検知器や節水タイマーの設置によって、抑制できるとの答えですが、確かな裏づけがあるわけではありません。

また、現在の深さ40メートルの規制より深い60メートル以上深いところからの揚水によって、既存の井戸がかれる可能性があります。そのときは新たな井戸を掘ってくださいとの対

応です。それでは結局資力のある人しか地下水の恩恵を受けられなくなるわけで、規制緩和の意味があるのか疑問になります。

そもそも今回の規制緩和の背景には、規制をかけながら地下水に頼らない雪処理対策が進んでいないことがあります。本来なら古くなった井戸が使えなくなったときには、ほかの方法でちゃんと雪処理ができる、そうした地下水に頼らないまちづくりをしてこなければならなかったものと思います。今回の規制緩和によって市の責任がなくなるものではないと考えます。

こうした点から、今回拙速な条例改正をするのではなく、規制緩和による影響なども試算もきちんと行い、今回条例の中では重点区域と呼称を変えましたが、そこに暮らす住民の皆さんの理解と納得を得た上で進めるべきだと考え、今回の条例改正には反対をいたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 南魚みらいクラブを代表いたしまして、第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の制定について賛成の立場で討論に参加いたします。

旧六日町の地盤沈下区域につきましては、平成6年に条例で井戸の新規掘削を規制してから20年余りが経過しており、規制前に設置した井戸は耐用年数を迎え、ポンプの入れかえや洗浄が不可能な状況も散見され、規制後新たに井戸が掘れず、冬期間非常にご苦労なさっている方々がおられます。その反面、やはりこれ以上の地盤沈下を心配なさっている方がいらっしゃるのも事実です。

2月の臨時議会におきましては、条例改正請求に当たり、1,749名もの有効署名が提出され、非常に重く受けとめたところであります。私が平成27年12月定例会で地盤沈下について一般質問させていただいたときに、当時の井口市長は、このまま規制を続けた場合、中心市街地の空洞化による経済的、人的損失が懸念される場所であり、地盤沈下の抑制とともに市民生活の確保、生命・財産の保全をともに実現する解決策を検討し、取り組んでいくという答弁でした。林市長も市民に地下水は限りある貴重な資源であるとの共通認識を持っていただいた上で、地盤沈下区域の消雪井戸の掘削を認め、引き続き総揚水量の規制をするとの基本方針を提示し、今回の議案を提出されました。

今議案では、取水地を地表から60メートル以深とし、現在取水が集中している第一帯水層ではなく、第二帯水層からくみ上げるとの方針です。市民の方々の声の中には時期尚早である、一度に井戸の本数が増えた場合、浅井戸がかれてしまうのでは、地盤沈下はこれ以上進まないのか、などが上がってきております。

そんな中、一刻も早く条例を改正してほしいという方々の声を聞き、そして専門家の意見を聞きながら林市長は決断されました。大変重要な問題で難しいところではありますが、一步前進し、条例改正を行った上で状況をつぶさに調査、点検し、臨機応変に対応していただきたい。そして、公共の消雪設備の節水もしっかりと取り組んでいただくことをお約束していただいて、第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の制定について賛成討論とさせてい

たきます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 第 76 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

いろいろ質疑が細かくありました。当初、地盤沈下の原因が出てくるまでは、六日町は上水を地下水に頼っておりました。最初は上水の水源の確保のために規制をする、こういうような考えだったわけですがけれども、地盤沈下というものがはっきりしてから、やはり環境庁からの非常に厳しい指導がありました。そういったことで日本一地盤沈下すると、こういうことで平成 6 年に我々も個人の所有地に井戸の規制をかける条例で、本当にこういうことをやっていいものかどうか、無理があるのではないかと。こういうことで非常に激しい議論がありました。

しかしながら、環境庁、国の調査でもとにかく日本一だということで強い指導を受けたわけでありました。そういうレッテルを張られて、無理を承知でこの規制に関して我々も同意をいたしました。地下水は市民の貴重な共有財産である。豪雪、雪国の宿命で、消雪、融雪の最大のやはり有効手段は消雪パイプに頼らざるを得ない、これも実態です。地下水以外で何とかできないものかといろいろな実験や試み、試行錯誤いたしました。結果は皆さんご承知のとおりでした。

できることなら規制を外したい、そう思いますけれども、規制をかけた期間でも地盤沈下は確実に進んでおります。六日町中学校周辺は 20 年間で 1 メートル、1,000 ミリ沈下しております。全員協議会でも話がありましたけれども、環境省の指導は年間 20 ミリ、10 年間で 200 ミリ、こういったことでこれ以上の沈下が続くと非常に甚大な被害の恐れがあると、こういう指摘がされております。

今のところ冒頭に部長からも話がありました。生活基盤やあるいは下水道管などには影響がない。こう聞いておりますが、下水道の供用開始当初、担当課長は地盤沈下は将来必ず大きな影響をやはり及ぼす、こういうことを答弁しておりました。規制を外して、国、環境省の言うこの数字をクリアするとは当然私は不可能だと、こういうふうに思います。

六日町の中心部の人口が非常に減少する、空洞化が進むと、こういうことで心配されております。そのことも十分承知をしておりますけれども、今までも節水努力等は十分してきたわけですがけれども、それでも結果は数字を見たとおりであります。規制を外して 50 年、100 年、200 年たったときに、六日町は住めなくなるのではないかと。そのことを私は心配します。今の人口減少よりももっと深刻なことになるのではないかと、心配をいたします。

23 年前、苦渋の選択で規制条例に賛成をいたしました。規制地域の皆さん方、我慢をさせていただいた責任も十分感じておりますが、50 年、100 年、200 年、もっと先までのことを考えて判断することが政治の責任だ。私はこのように考えて本議案には、いろいろ考えましたけれども、23 年前のことをいろいろ思い起こしながら、反対をさせていただきます。皆さんの同意をお願いしたいと思います。



○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、南魚政策研究会を代表して第 76 号議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

先日、小学生の息子を、雪国の昔の生活様式を学ばせるために、牧之記念館に連れていきました。はるか昔、私たちの地域は、今のようなインフラや整った行政サービスはなく、なぜこのような地域に、このような雪深い地域に人が住むのだらうと思わせるほど過酷なものでした。半面、魚沼盆地が人間に与える豊かさは、雪国での生活の過酷さを上回るものだったのでしょう。

さて、現代の生活はどうでしょう。はるか昔、人間は生きるために仕事をしていたのでしょう。現在は仕事をするために生きている。そんなようにも感じるくらいせわしないものです。その中で冬季、雪というものが生活、特に交通の邪魔をします。その雪の処理こそが、雪国の現代の生活にとって重要な課題になっていることは言うまでもありません。雪を処理するために温度が安定している地下水を利用することが、雪国では生活を支えています。一方で、地下水は地盤そのものを保持している地下の一部です。その一部が冬季に集中して減少することで地下が中空となり、地盤の沈下や揺れの原因となることも言うまでもありません。

南魚沼市の場合、先ほどの市民生活部長の説明のとおり、市街地の中心部が現在地下水を融雪に使えないことで、居住地域がドーナツ化して中心市街地が空洞化している。また、そこに住んでいる方の生活様式が、そのほかの地域に住んでいる方と違っています。先述のとおり、人間の現代の生活は時間に縛られており、中心市街地の住民は、除雪にかかる時間がほかの地域よりも長いということが事実であります。今回、その生活そのものの時間利用の平均化も加味した上で、条例の変更をしたことに賛成いたします。

私の事務所も道路には水が出ないので、雪が降っている日は常に除雪をしなければいけないという負担は、十分に理解しております。一方で、賛成者以外にも反対者がいることは事実であり、その人々との対話時間を設ける必要性も感じております。

幾つかの心配はあり、その点は十分考慮、検討してもらうことを期待しております。心配とは、いざ地盤沈下が起きてしまった場合、地盤沈下を理由に条例が廃止されることです。地盤沈下が急激に進む可能性は予想が難しいため、科学的な根拠をもっと示した上で検討を常に行うなど、対応力も備えた条例として地下水の問題に立ち向かう姿勢、そこを期待して賛成いたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私は本来であれば賛成者の立場で、ここで討論をするつもりでございました。しかしながら、きょうの執行部の答弁を聞いておまして、やはり実質の取りかかりから半年余りでこの条例の骨子ができた。法的なことにして、それから市が率先して節水に取り組む、そういう姿勢にして、私はまだまだ市民に対しての準備、説明が不足していると思っています。

仕事は全てP D C A、つまり計画をし、実行をし、チェックをし、アクト、改善に結びつけていく。この循環であります。チェックの期間があまりにもこれは短くなるのです。そして改善に結びつける、そのチェックの期間の方策が、法的にも、それから理論上でも、なかなか私は薄く感じました。23 番議員が冒頭におっしゃったとおり、この条例案ほど議会が慎重に対処していた例は、私は過去合併以来、そうないと思っています。

私は市がまず率先して、節水の範を示すという例を挙げれば、6 番議員が提案したこと、もし、豪雪が続いて地下水位が極度に下がった場合、市は市の管理路線、あるいは公共の管理路線、そして、市の持っている建物の屋根、早朝未明にブルを出して除排雪のそういうスペースをあらかじめ確保した中で、率先して道はあけるけれども、水は使わない。そういうような姿勢を示すとか、あるいは流雪溝の整備、地下インフラの調査、これをしっかり手本を示して、行政もここまでやっています、だから協力してくださいという、そういう姿勢を示さなければ、3 条の 6、あるいは 4 条、こういう市民の協力は、私は得られないと思っています。

そういう意味で、チェックの期間をまた設けた中での市のやるべきことを明確にして、もうしばらく時間をかけて、それが何か月になるのか、この改選が終わった次の議会になるのか、それは私はわかりませんが、そこまで慎重な姿勢を見せて。幸い市に対しての掘削の希望というのが、業者調査によるとまだ 30 件に満たない。もう少し延ばしても、私は市の、市民の理解が市に対して得られるのではないか、そのように感じております。

私も市長に大きな期待を寄せている市民の 1 人として、またこの議決の責任に大きな、将来議席を去ってもこれは生涯つきまとう議決責任であります。これを考えるにあたって、もうしばらく慎重な市からの努力をしていただきたい。それを希望いたしまして反対の立場で討論いたします。終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 今ほど先輩議員のほうから、23 年前の苦渋の決断についてのお話がありました。私も本当にそのように思います。旧六日町中心街が日本一の地盤沈下地帯と言われた時代があったわけであり。これにどのように対応するべきか、議論に議論が重ねられたことが、平成 5 年当時の議事録の中にはっきりと記録されています。賛成、反対ともに白熱した議論が続けたと。委員会に至っては 10 数回開かれたと、そのように記録されています。

しかしながら、その後やむを得ず条例を改正し、地盤沈下区域に新規に井戸を掘ってはならないとの規制がかけられたわけであり。平成 6 年 4 月 1 日に井戸の掘削を規制する条例が施行されたわけであり。あれから 23 年が経過しております。

時を経て、今ある既存の井戸もやがてその寿命が尽きる時期を迎えることとなります。その井戸を新規に掘りかえるということができなくては、新たにまた別の問題が起きるであろうと、そのように思われるわけであり。

現状を見れば、同じ市民でありながら、地下水を利用できる人と、利用できない人がいるわけで、多くの市民がこの不公平感を指摘しています。地下水は市民の共有財産であります。み

んなの地下水であります。現状では地下水を利用できる人は毎年利用でき、利用したくてもできない人はそのまま井戸を掘ることさえできないわけであります。同じ市民で同じ税金を払いながらこの違いがある。この現状をよしとするかどうか、よく考える必要があると思います。言うまでもなく行政には公平性が求められて当たり前であります。

私は第76号議案に賛成の立場ではありますが、これについては多くの問題が残ることも認識しているつもりであります。さらなる地盤沈下と今ある既存の井戸への影響、そして、総揚水量と節水について。これからの問題として本気に、真剣に議論する必要があると思います。私は特に多くの議員が指摘したとおり、節水についての考え方が甘すぎると思います。大変不安に思っておりますが、これは今後の問題として、しっかりと議会で注視していくべきだと、私はそのように考えております。大勢の人が集まれば反対意見があつて当たり前であります。さまざまな問題点やさまざまな考え方があることも聞いていますが、今この件について賛成か反対かと聞かれれば、市民に求められる公平性のために私は賛成とする者であります。以上で私の討論を終わります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第76号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第75議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第75議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本議案は公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における、同条第1項第5号のポスター作成の公費負担の取り扱いに関して必要な規定の条例制定を行おうとするものであります。

選挙運動の公費負担、いわゆる選挙公営制度につきましては、公職選挙法ではお金のかからない選挙を実現するとともに、選挙の公平性を確保するため、地方公共団体が候補者の行

う選挙運動の費用を負担することなどを規定しております。選挙公営制度の中には、義務的なものと、地方公共団体の条例に委ねられている任意的なものがあります。また、選挙公営制度には選挙広報のような選挙管理委員会がみずから管理、執行するものと、選挙用はがきなどのように、その経費を地方公共団体が候補者にかかわって負担するものなどがあります。

今回条例制定により、選挙運動費用の一部を公費負担することにより、公平性や機会均等などを推進するとともに、立候補者の負担の軽減及び、立候補しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。表ページをお願いいたします。第1条は、本条例の趣旨を定めたもので、ここでは本条例を制定するにあたり、公職選挙法の規定に基づく根拠を示しつつ、選挙運動用ポスター作成の公費負担に関し、条例で定める旨を規定しているものであります。

第2条は、選挙運動用ポスターを作成するにあたり、公費負担の限度額を定めるものであります。ここでは基礎単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、加算額を加えた金額をポスター掲示場の数で割り返して得た金額に、選挙運動用ポスターの作成枚数、ポスター掲示場の数以内ですが、これに乗じて得た金額の範囲内で公費負担限度額と定めております。

本市におきましては、市議会議員一般選挙の場合は、当該規定の内容で選挙運動用のポスター1枚当たりの作成単価限度額の算出は、市議会議員一般選挙のポスター掲示場の数は218か所となっておりますので、525円6銭掛ける218か所プラス6万5,000円で17万9,463円8銭となり、割ることの218か所で、作成単価の限度額は824円となります。ポスター作成枚数をポスター掲示場の数分として824円掛ける218枚で17万9,632円が公費負担限度額となるものであります。

また、第2条ただし書きでは、候補者における得票数が法定得票数に満たない場合、いわゆる供託物が本市に帰属することになった場合には、公費負担の対象とはならない規定を設けております。

法定得票数に関しましては、市の議会議員の選挙の場合には、有効投票の総数を議員定数で割った数の10分の1以上の得票数がないときには、公費負担の対象とならないものであります。

続いて第3条であります。表ページ最下段の表題から、裏ページ上段であります。第3条は選挙運動用ポスター作成の契約締結の届け出であります。ここでは選挙運動用ポスター作成の公費負担の適用を受ける場合に、ポスター作成を依頼する業者との間において契約を締結した上で、その締結した旨を南魚沼市選挙管理委員会に届け出るという内容を規定しているものであります。

第4条は、選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払い手続きであります。第3条の届け出をした候補者が、第2条のただし書きで規定しております、供託物が本市に帰属されない場合におきましては、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結した相手先であります、業者からの請求に基づき、市が支払う旨を規定しております。市が直接公費負担の額

を支払うことになるため、候補者が立てかえ払いをする必要がないものであります。

請求額の例を説明いたしますと、第2条におきまして、市議会議員一般選挙の場合の公費負担限度額を17万9,632円と説明いたしました。ポスターを250枚作成し、1枚当たりのポスター作成単価が税込み500円であるとした場合、契約金額は12万5,000円となりますが、当該契約金額の全額は公費負担の対象とはならないものであります。

対象となるポスターの枚数は、第2条の括弧書きで規定しておりますように、本市の市議会議員一般選挙のポスター掲示場の数218か所です。それと同数の218枚までが対象となります。よって、契約相手先の業者から本市への請求金額は218枚×500円で、10万9,000円となるものであります。

第5条は、委任条項であります。ここでは、本条例に規定してあるもののほか、必要となる事項につきまして選挙管理委員会が別に定めることを委任する規定であります。

附則といたしまして、この条例の施行をこれから予定されております市議会議員一般選挙を勘案いたしまして、公布の日からとしたいものであります。以上、第75号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第75号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第101号議案 工事請負契約の締結について（公大処第1号 大和クリーンセンター機械設備更新工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第101号議案 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本議案は8月10日に入札を実施いたしました大和クリーンセンター機械設備更新工事につきまして、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条で規定す

る予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。議案 1 ページをごらんください。

1 契約の名称は、「公大処第 1 号 大和クリーンセンター機械設備更新工事」であります。契約の方法は制限付き一般競争入札。契約金額は 2 億 5,380 万円であります。契約の相手方は、新潟市の前澤工業株式会社 北関東支店新潟営業所であります。議案資料といたしまして 3 ページから 5 ページまでが、建設工事請負仮契約書の写しであります。仮契約書の締結は、平成 29 年 8 月 10 日で、工事期間は平成 31 年 1 月 31 日までであります。

6 ページが入札調書であります。記載のとおり 4 社からの入札参加があり、税抜き価格 2 億 3,500 万円、落札率 99.5%で落札となったものであります。

7 ページは契約相手方の概要であります。4 の受注実績の表の中では、当市での実績はございませんが、平成 22 年度の大和クリーンセンター増設時の機械設備設置工事の業者であります。

8 ページが工事概要であります。9 ページが施設の平面図で、赤い部分が施行場所であります。10 ページが地下 1 階の下部と上部の平面図、11 ページ、そして裏の 12 ページがそれぞれの断面図で、13 ページが最終沈砂池の平面図と断面図であります。

8 ページに戻っていただきまして、工事概要でありますけれども、1 と 2 は工事名と場所、3 は施設の概要、4 は下水処理の概略フローであります。それぞれの処理、または設備の先頭に記載されておりますアルファベットの記号は、次の 9 ページの平面図の記号と一致するものであります。

5 は工事の位置づけで、長寿命化計画に沿った更新工事であります。6 が工事の内容であります。更新機器の名称と形式・仕様及び数量であります。9 ページの平面図と照らし合わせますと、工事内容⑤の終沈汚泥掻寄機だけが D の丸い赤塗りのところで、あとは B の四角い赤塗りの場所に設置をされております。

最初に①の濃縮汚泥掻寄機は 10 ページの①で、濃縮された汚泥を掻き寄せる設備で、設置から 22 年の経過となります。②の揚砂ポンプは、同じく 10 ページの左側の②で、流入水槽にたまった砂等をくみ上げるポンプで、23 年の経過年数であります。③の汚泥貯留槽攪拌機は、10 ページ左の③で、汚泥を十分混合させるための設備で、22 年の経過年数であります。④沈砂分離機は 10 ページ右側の④で、揚砂ポンプから送られた砂などを水と固形物に分離する機械で、23 年の経過年数となります。⑤終沈汚泥掻寄機は 13 ページの左側になります。最終沈殿池にたまった汚泥を掻き寄せる設備で、同じく経過年数 23 年であります。

以上で第 101 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点お聞きします。きのうの専決処分で 21 号報告で、2,500 万円ほど足らなくてということと、これがどういう関係なのかひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 昨日の 21 号報告で、平成 30 年度の債務負担行為を 2,500 万円ほど増額をいたしました。それにつきましては、今回のこの事業の発注にあたりまして、実施設計の見直しを行ったところ、一部仕様通りになっていない部分があったということで、その部分を見直して、そして入札に付する必要があったということで、平成 30 年度の総事業費、債務負担行為の限度額 2 億 6,000 万であったわけですが、一部積算をし直したところ、2 億 6,000 万円以上になる見込みがあったということで、2,500 万円ほど増額をしての入札に付したということでもあります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 詳細を調べていなくて、行き当たりの話で申しわけないのですが、私が計算すると、2 億 6,000 万円が 2 億 8,500 万円になって、2,500 万円増えたということですが、今回の入札に付した中で、公大処第 1 号 クリーンセンターで、これが耐震——耐震事業があったというような感じの 3,100 万円というのがあるのですが、それとは絡まないのですか。

○議 長 企業部長。

○企業部長 今、ちょっとおっしゃった意味が私はよくわからないのですが、今回の 2 年間の事業でありますけれども、これについては総額 3 億 6,000 万円ということで見込んでやっていたわけです。先ほど申し上げましたように、仕様の見直しをしたところ、2 年間の総事業費であります、それが 3 億 6,000 万円以上になる見込みがあったということで、入札前に積算をし直して、そして平成 30 年度の債務負担行為の限度額を増額する必要があったということで報告をしたものでございます。

今回につきましては、このクリーンセンターの機械設備が 2 億 6,000 万円と、失礼しました、機械設備とそれから電気設備を合わせて 2 年間でもって 3 億 6,000 万円というような内容で予定をしていたわけですが、それがその 2,500 万円ほど増額になってしまったということで、専決処分としたものであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 工事請負契約の締結について（公大処第 1 号 大和クリーンセンター機械設備更新工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の方に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第 4、第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。平成 28 年度は形式収支は黒字であるものの、一般会計、法定外繰入金等を控除した単年度での収支は赤字であり、財政的には厳しい決算となりました。

歳入では、保険税は税率を据え置いたものの、被保険者数の減少から、対前年度比 1.5 ポイント、2,141 万円の減額となりました。現年度分滞納繰越金分を合わせた全体の収納率は 83.7%で、1.9 ポイント上昇し、5 年連続の上昇となっております。一般会計から法定外繰入金 1 億 3,000 万円を繰り入れ、前年度からの繰越金は 3,177 万円となりました。歳出では、保険給付費の総額は被保険者数が減少しているものの、1 人当たりの給付費が上昇していることから、前年度比 3.6 ポイント、1 億 2,752 万円の増となりました。

歳入総額は 65 億 3,561 万円で、前年度比 0.1 ポイント 719 万円の増額となり、歳出総額は 64 億 6,984 万円で、対前年度比 0.4 ポイント 2,680 万円の減額となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は 6,576 万円の黒字決算となりました。なお、平成 28 年度末の支払準備基金の残高は、平成 27 年度末と変わらず 327 万円であります。

概要につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算の概要をご説明申し上げます。資料といたしまして、第 85 号議案から第 89 号議案資料と書かれました平成 28 年度特別会計決算説明資料、こちらでありますけれども、これに沿いまして説明をさせていただきますと思います。

資料の 1 ページ、歳入の款別に予算現額、調定額等の項目を前年度決算額と比較した表になっております。表の一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等の列に、前年度との主な増減理由が記載されております。

まず、第 1 款国民健康保険税であります。平成 28 年度と平成 27 年度決算を比較した比較増減欄というところをごらんになっていただきたいと思います。まず調定額で 6,634 万円の減となりました。内訳としまして、一番右の記載欄のとおり、被保険者数が年度末現在で 836 人減少したことによりまして、現年度分で 2,575 万円の減となりました。滞納繰越分調定額につきましては、年々減少しておりますけれども、今年度も前年度比 4,059 万円減少してお



ります。

収入済額は、1.5%、2,141万円の減となっております。収納率は、現年度分において前年度比0.3ポイント増の95.5%となりました。滞納繰越分の収入済額は前年度比82万円減の7,941万円となりました。収納率は3ポイントの上昇であります。不能欠損額は351万円減の2,108万円であります。滞納者の生活実態の調査等に基づき、徴収不可能な滞納分については欠損処分をしております。収入未済額は4,141万円減少しまして、2億5,611万円となりました。国税全体は1.9ポイント上昇しまして、83.7%となっております。実態に合わせた滞納繰越分の徴収が進んだ結果であると考えております。

次に3款国庫支出金であります。収入済額、比較増減欄1,874万円の増であります。療養給付費負担金が1,460万円の増でありますけれども、歳出の一般被保険者療養給付費等が2億円以上増加していることを考えますと、これは小幅な伸びとなっております。その理由は次の5款であります。前期高齢者交付金が大幅に増額したこと及び歳出の後期高齢者支援金及び介護納付金が減少したことにより、この算定対象となる金額が抑制されてしまったということにあります。保険給付費の伸びに伴いまして、高額医療費協同事業負担金、財政調整交付金がそれぞれ増加をしておりますけれども、特定健康審査等国庫負担金は、特定健診事業費の減少に伴い減額となりました。

その下の5款であります。前期高齢者交付金であります。収入済額12億75万円は、対前年度1億5,206万円、14.5%の増であります。南魚沼市の被保険者全体に占めます前期高齢者の割合が上昇したこと、及び前期高齢者にかかります医療費が上昇したことによりまして、平成27年度から大幅な増加が続いております。

6款県支出金は対前年度1,485万円の減となっております。一番右の欄にありますように、県の財政調整交付金が1,481万円減少いたしました。次の8款共同事業交付金と歳出の7款共同事業拠出金との差額、交付金と拠出金との差額、いわゆる赤字分であります。これを県が財政調整交付金で補填をしておりますけれども、ことし平成28年度においては、その赤字幅が減少したことが減額となった理由であります。

8款共同事業交付金は、前年度より1,044万円減の14億4,469万円となりました。市町村からの拠出金を財源としまして、県単位で費用負担を調整する制度であります。1件80万円以上のレセプトを対象とする高額医療費共同事業交付金は1,598万円の増でありますけれども、1件1円以上80万円未満のレセプトを調整対象とします保険財政共同安定化事業交付金は、2,642万円の減額となりました。保険財政共同安定化事業は、調整対象交付金から前期高齢者交付金による補填分を控除するとう制度になっていることから、前期高齢者交付金の大幅な増額に伴い、こちらのほうは減額になってしまったというものであります。

10款繰入金は、前年度より7,121万円増の5億4,852万円であります。一番右の欄、保険基盤安定繰入金は、所得の上昇によりまして、保険税軽減対象者が減少したことによりまして950万円の減額。郵送料の増などにより、人件費事務費が90万円の増。基準外繰入金が8,000万円の増となっております。

その他の款にかかる額でありますけれども、4款の療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る保険給付を補填する交付金でありますけれども、この制度が平成30年度に終了するというに伴いまして、これは毎年度減少をしていきます。平成28年度は7,358万円の減少となりました。

次11款でありますけれども、前年度繰越金は7,298万円減の3,177万円でありました。平成27年度に国保連の積立金精算返還金3,965万円の収入がありましたけれども、これは国保連に対する法人税の課税問題で、国保連の積立金を構成市町村に還付をしたというものでありまして、これは単年度限りの収入でありまして、平成28年度はこれが皆減となっております。歳入合計で65億3,561万円、対前年度比0.1%、719万円の増となります。

めくっていただいて2ページであります。歳出であります。1款総務費は支出総額、比較増減欄で59万円の増であります。職員給与費は118万円の減でありますけれども、一般管理費がシステム改修委託料の増などにより、172万円の増となっております。

2款保険給付費、支出済額比較増減で1億2,753万円増の36億9,122万円であります。一番右の欄、一般被保険者療養給付費等が2億294万円の増となっております。一般被保険者数の数は年間平均で384人減少しておりますけれども、1人当たりの給付費が9.1%上昇したということで、給付費総額は上昇したものであります。退職の被保険者数は349人減少しまして、給付費総額は7,255万円の減でありますけれども、これも1人当たりの給付費は7.7%の上昇となっております。

その下、3款後期高齢者支援金等であります。支出済額比較増減で、4,105万円減の7億7,384万円でした。国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する現役世代からの支援金であります。被保険者数の減少に伴い減額となりました。

4款前期高齢者納付金等であります。54万円。65歳から74歳の前期高齢者の医療給付に要する経費と事務費の負担分として、社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

6款介護納付金、これが支出済額比較増減で2,619万円減の3億1,427万円でありました。各保険者から社会保険診療報酬支払基金への納付金でありますけれども、厚生労働省から示された数値に基づき支払ったものであります。介護の2号被保険者数の減少、これは519人減っておりますけれども、この減少に伴いまして減額となったものであります。

7款共同事業拠出金であります。支出済額比較増減で3,437万円減の14億9,408万円あります。歳入の8款でも説明申し上げましたけれども、1件80万円以上のレセプトを対象とする高額医療費協同事業拠出金は710万円の増、1円から80万円までのレセプトを対象とする保険財政共同安定化事業拠出金は、4,148万円の減となっております。

8款保健事業費、5,623万円でありますけれども、40歳から74歳までの被保険者にかかる特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保健事業に伴う費用であります。特定健診の受診者は117人ほど減少しております、その分費用も133万円減少しましたがけれども、受診率を見ますと1.1ポイントほど上昇をしております。人間ドック助成の件数は47件増えまし

て、1,158件となっております。

その他の款にかかる額でありますけれども、一般被保険者保険税の還付金が対前年度 337 万円の増であります。軽減判定誤りがありましたことによる還付金 132 万円の増及び社会保険へのさかのぼり加入者が増加したことなどによって、増加したものであります。償還金が 6,225 万円減少しておりますけれども、これは療養給付費負担金精算返還金が 3,524 万円の減額であります。退職者医療交付金精算返還金が、2,701 万円の減額となっております。

歳出合計で 64 億 6,984 万円、対前年度 2,680 万円の減となりました。歳入歳出差引額につきましては、対前年度 3,399 万円増の 6,576 万円であります。全額平成 29 年度会計に繰り越すことといたしました。以上で概要説明を終了いたします。

**○議 長** 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員から第 85 号議案から第 89 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告を、ここで一括して行わせていただきたい旨の申し出がありました。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

**○監査委員** 85 号議案から 89 号議案、5 会計につきます議案について、一括してご報告させていただきます。また、報告にあたりまして、審査意見につきましては、簡潔に報告させていただきたく、ご理解とご了承をお願いいたします。それと、数字のほうでございますが、四捨五入している部分がございますので、その点につきましても、ご理解とご了承をお願いいたします。

それでは、平成 28 年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算審査報告を行います。審査の概要でございますが、1 番目としまして、審査の対象でございます。対象は（2）の南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から、（6）の南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算を報告させていただきます。2 番目といたしまして、審査の期間でございますが、平成 29 年 7 月 28 日から平成 29 年 8 月 10 日までの期間でございます。3、審査の方法につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。

また、必要に応じ関係職員からの内容聴取等を実施いたしました。審査の結果でございますが、総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。また、予算の執行に関しても、適正なものと認めました。

それでは、意見を述べさせていただきます。4 ページをごらんください。（1）といたしまして、国民健康保険特別会計でございます。歳入総額 65 億 3,561 万円、前年度より 719 万円の増額、歳出総額 64 億 6,984 万円、前年度より 2,681 万円の減額で、翌年度に繰り越すべき

財源がないことから、実質収支額は 6,577 万円の黒字でありました。国民健康保険税の収納率は 83.7%と、前年度より 1.9 ポイント上昇し、収入未済額は 2 億 5,611 万円で、前年度より 4,141 万円減少しております。保険給付費は 36 億 9,123 万円、支出額の 57.1%を占め、前年度より 1 億 2,753 万円の増でありました。また、不能欠損額は 2,108 万円で、前年度より 351 万円の減であり、法の規定に則り処理されておりました。

被保険者は 1 万 3,981 人と前年度より 836 人減少し、1 人当たりの療養給付額は高齢者の占める割合が大きくなっていることから、一般、退職を合わせた金額は、22 万 1,465 円と、前年度より 1 万 4,754 円の増となっております。国民健康保険事業については、被保険者の減少に伴い、保険税収が減少している中、医療費が上昇している厳しい運営状況です。日ごとの健康管理や生活習慣病の予防など、市民が主体的に取り組む健康増進を積極的に支援し、保険給付費の抑制につなげるとともに、制度の趣旨の周知等により、引き続き収納率の向上に努めることを望みます。

続きまして、2 番といたしまして、後期高齢医療特別会計の報告でございます。歳入総額 4 億 9,182 万円、前年度より 1,805 万円の増、歳出総額 4 億 8,137 万円、前年度より 1,557 万円の増、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は 1,045 万円の黒字でありました。歳出額の 95.7%は後期高齢医療広域連合納付金です。不能欠損額は 12 万円、収入未済額は 76 万円で、前年度より 71 万円の減でありました。引き続き収納確保に努めていただきたいと思っております。被保険者数は 9,984 人で、前年度より 47 人増、障害認定による被保険者は 199 人で、前年度より 6 人増、保険料総額は 3 億 2,528 万円で、1 人当たりの保険料調定額は 3 万 3,684 円で、前年度より 1,669 円の増となっております。今後は超高齢化社会へと向かい、保険給付が上昇することが見込まれることから、医療費の抑制に努めていただきたいと思っております。

続きまして、3、介護保険特別会計でございます。歳入総額は 63 億 1,935 万円、前年度より 5,449 万円の増でありました。歳出総額は 62 億 1,394 万円、前年度より 9,197 万円の増、また、翌年度に繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は 1 億 541 万円の黒字でありました。歳出額の 92.9%は保険給付費で、金額は 57 億 7,340 万円で、前年度より 3,681 万円の増でありました。保険料の収入未済額は 1,063 万円、不能欠損額は 274 万円であり、滞納分につきましても今後も管理と収納に努めていただきたいと思っております。

要介護度状況でございますが、第 1 号被保険者 3,354 人、第 2 号被保険者 81 人の 3,435 人で、前年度より 32 人増となっております。給付状況も、述べ利用者数 8 万 6,986 人と、前年度より 2,918 人の増、給付額は 53 億 8,822 万円で、5,211 万円の増加でありました。

介護認定の状況は、第 1 号被保険者が 1 万 7,627 人で、人口の 30.4%を占めるまでになり、保険料収入は第 1 号保険者の保険料を上げたことから、4,314 万円増額となりました。また、所得段階を 11 に増やし、段階に応じた保険料といたしました。保険給付費の増加は療養型医療施設利用者や、地域密着型サービス利用者の増が要因となっております。今後は要介護者の増加抑制と、介護給付費増に歯止めをかけるべく、医療、介護が連携し、保険給付の抑制に

取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、4、城内診療所特別会計の報告でございます。歳入総額1億2,909万円、前年度より3,392万円の減、歳出総額は1億2,297万円、前年度より3,079万円の減、翌年度へ繰り越す財源はないことから、実質収支額は613万円の黒字でありました。一般会計からの繰入金は5,630万円であり、総患者数は外来者の8,396人で、前年度より1,819人の減でありました。患者数は減少傾向ですが、地域住民に貢献し得る医療施設として、健全経営に努めていただきたいと思います。以上、城内診療所特別会計の報告を終わります。

続きまして、下水道特別会計の報告をさせていただきます。歳入総額は49億7,712万円、前年度より1億5,965万円の減、歳出総額は49億5,255万円、前年度より1億7,826万円の減、翌年度へ繰り越すべき財源2,060万円を差し引いた実質収支額は、397万円の黒字でありました。一般会計からの繰入金は18億9,800万円で、前年度より2億4,150万円の増でありました。収入未済額は3億2,792万円で、前年度より2億1,204万円の増、また不能欠損額は142万円で、自治法の規定に基づき処理されておりました。引き続き、厳格な債権管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

起債額は14億9,610万円、償還額は23億8,932万円、年度末残高は300億4,319万円であり、公債費は29億4,947万円と、前年度より1億3,752万円の増であり、歳出総額の59.6%で、財政状況は依然厳しい状況です。経営環境はさらに厳しい状況であることから、水道事業と連携し、経費削減を図り、下水道サービスが持続的、安定的に供給、提供されることを今後望むものであります。

以上、5つの特別会計について報告を終わります。なお、詳細につきましては、42ページ以降を参照お願いいたします。以上で報告を終わります。

○議 長 それでは、第85号議案の質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の意見書の中にも書いてありますけれども、収入未済額が2億5,611万円ということでもあります。私どもはいつでも言っているのですが、非常に負担感が高いということで、実際収入の少ない人には軽減という形でかなりの、7割、5割というのがあると思うのですが、そういった中で、こういった未済額があるということでもあります。その辺をどういうふうにお考えであるか、ひとつお聞きします。

非常に重税感ということをお口にされる人が、ある程度所得のある人ですね、そういった方が非常に高額だといういい方をしますが、その辺を絡めてひとつ説明をいただければありがたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かに、その収入未済額が多い。減少はしておりますけれども、依然として多い状態であるということは認識をしておりますし、国保税の負担感、負担度が大きいという声もつぶさに聞いているところでございます。これは昔から言われていることかもわかりませんが、南魚沼市におきましては、税率をずっと平成22年度から据え置いてき

ているという状況の中で、客観的な状況は変わってはいないわけではありますけれども、やはり収入状況、あるいは営業状況が変わってきますと、負担感もまたそれに伴って変わってくる、重たくなっていく。これは事情として我々も理解をするところであります。

ある程度所得のある人からそういう声が上がるといのもごもつともでありまして、県内比較をしますと、南魚沼市の税率所得割の率が、ほかの市町村に比べて特に重たいという並びではないわけです。並べてみますと、大体真ん中ぐらい。中ぐらいの所得割でありますけれども、やはり景気に左右される点がありまして、去年の所得でもって算出されるということもありまして、これが現実の、今現在の所得状況とまたちょっと違うという中身もあろうかと思えます。

そういう点は我々も認識をしておりますけれども、ここにありますように、収入未済を4,100万円減少させております。これは我々としても一生懸命、現年度分を中心に、とにかく滞納をつくってから、それを減らしていくというのはなかなか難しい。そうなる前に、今払えるものを現年度分を中心に何とか納付を進めていただきたいと、こういう取り組みをしている中で、収入未済を減らしてきているという取り組みであります。

その点もご理解をいただきながら、その重税感、負担感のご意見については、我々も真摯に受けとめながら、やれることを精一杯やって説明を続けていくということであろうかと思えます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 税率の据え置きとか、あるいは一繰をもというようなことで、据え置きをしていることには評価するものでありますけれども、いかんせん、こういった2億5,000万からの、要するに払えない部分があるということは、それを今度徴収をしっかりとやりなさいと、こういうことでありますので。実際は払えるのに払えない人がいるのか。私はそうではないのではないかというふうに、いつもいろいろ相談を受けたりして思っているのですけれども、その辺はどんな状況でしょうか。ひとつお聞きして終わりたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 非常に難しい質問でありますけれども、我々は、その払えない額を課税しているという前提が、建前論ですけれども、ないわけでありまして。所得全部をとろうというような税金はないわけでありまして、その所得に見合った賦課がされていると。建前論でいえばそういうことになりますけれども、中には表にでてこない負債がある場合ですとか、ローンを組んでいるとかということで、実際に自分が処分できる金額というのが非常に限られてしまうという点があろうかと思えます。しかし、それを言い始めればやはり基本的な税の構造がひっくり返されてしまうと。まず税を払ったその上で、何ができるかを自分で考えていくという組み立てが必要なのであって、自分でローンを組みました、その分は税金が払えませんというのはあべこべであると、これは言わざるを得ない。この点を考えますと、払えるのに払えないという人の中に、どれだけの方々が入ってくるかという、その判断の違いになろうかと思えますけれども、我々は払っていただけるという内容で付加をし、その範囲

で、十分事情を斟酌した中で、徴収を進めていくというこういうことであろうかと思えます。  
以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 85 号議案は社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 3 時ちょうどといたします。

〔午後 2 時 41 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 3 時 00 分〕

○議 長 日程第 5、第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

主な歳入は、保険料 3 億 2,670 万円及び一般会計からの繰入金 1 億 5,117 万円であります。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 6,056 万円であります。歳入総額は、4 億 9,182 万円の前年度比 1,804 万円の増額。歳出総額は、4 億 8,137 万円の前年度比 1,557 万円の増額となり、実質収支は 1,045 万円の黒字決算となりました。

概要につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算の説明を申し上げます。先ほどと同じく決算の説明資料で説明をさせていただきます。

資料の 3 ページをお願いいたします。歳入の 1 款保険料であります。一番右の欄ですが、被保険者数は対前年度 0.5%、47 人増えまして 9,684 人となっております。収入済額は 3 億 2,670 万円で、前年度比 1,828 万円の増となっております。保険料率は平成 20 年度の制度発足時から新潟県は変わっておりませんので、今回、増額となった理由としましては、被保険者の所得、主に農業所得ではないかと思うのですけれども、これが上昇したことが原因だというふうに考えております。不納欠損額は 9 万円増の 11 万円となっております。

収入の未済額は 76 万円対前年度比 70 万円の減となっておりますけれども、この収入済額の中に過誤納還付未済金 142 万円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 218 万円ほどとなります。前年度より 71 万円ほど増加したということになりますけれども、生活困窮者の増加に加えまして譲渡所得等、年度途中でもって所得更正が入りまして、急激に保険料が上昇したと。上昇した分は年金天引きができませんので、これは納付書払いになってしま

うのですね。この分が滞納となるという例が見られます。多いようであります。

それから3款の繰入金でありますけれども、収入済額は1億5,117万円で前年度比80万円の減額となっております。一番右の欄、保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分でありますけれども、これは先ほど保険料で説明しましたように、所得の増加に伴いまして軽減される方が逆に少なくなったということで、281万円の減額となっております。その下、一般会計繰入金の人件費事務費でありますけれども、201万円の増であります、人事異動等に伴います職員給与費の増によるものであります。

5款の諸収入、前年度比55万円の増でありますけれども、一番右の欄、償還金及び還付加算金が6万円の減、広域連合派遣職員の人件費分が人事異動により61万円の増となっております。

その他の款に係る額は、前年度とほぼ同額でありました。歳入合計で4億9,182万円、対前年度1,804万円の増であります。

次の4ページをお願いいたします。歳出の1款であります、総務費支出済額2,043万円で前年度比160万円の増額となっております。これも人事異動等に伴いまして、広域連合派遣職員1名分を含みます3名分の職員給与費が167万円の増となっております。一般管理費6万円の減は、主に印刷製本費の減であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でありますけれども、支出済額4億6,056万円で対前年度比1,376万円の増となっております。この納付金は歳入の1款の保険料収入及び歳入3款の保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に支払うものでありまして、歳入で説明を申し上げましたとおり、所得の上昇に伴いまして保険料収入が増加したことが原因であります。

3款の諸支出金でありますけれども、前年度分以前の過誤の保険料について還付を行ったものであります。前年度より20万円多い36万円でありました。報道発表も行いましたけれども、広域連合のシステム不備に伴います軽減判定誤りなどに係る過年度分における過誤の還付、これは12人、24万円ほどでありましたけれども、過年度分については24万円ほどでありましたけれども、この増額が主な原因であります。なお、この判定誤りに係る還付及び追加徴収につきましては、本年5月の会計閉鎖までに完了をしております。

歳出合計で4億8,137万円、対前年度1,557万円の増であります。歳入歳出差引額につきましては、対前年度247万円増の1,045万円、全額平成29年度の会計に繰り越すことといたしました。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第86号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。





なりました。内訳としましては、介護給付費分は 2,646 万円の増となりましたが、地域支援事業費分は 1,157 万円の減となっております。

その下、6 款の県支出金は県負担金と県補助金ですが、そのうち県負担金は、ルールに基づく負担により、介護給付費のうち施設介護給付分として 17.5%、施設以外の介護給付費分として 12.5%の合計額として、前年度より 178 万円、0.2%増の 8 億 6,486 万円となりました。一方、県補助金は、地域支援事業費に対し、事業の内容によりそれぞれ 12.5%、19.5%のルールに基づき算定された額で、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、介護予防ケアマネジメント事業費の減に伴い、前年度より 321 万円、12.6%減の 2,208 万円となりました。6 款合計では、前年度比 0.2%、142 万円減の 8 億 8,695 万円となりました。

8 款繰入金では、一般会計と基金からの繰入金です。一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算出された額に人件費及び事務費負担額を加えたもので、前年度より 272 万円、0.3%増の 8 億 7,340 万円であり、基金繰入は介護給付費準備基金からの繰り入れであり、第 6 期計画で期間中の繰入金を 1 億 2,000 万円に抑えることとしておりましたが、保険料等の収入に対する介護給付費等で収支の調整が図られたことから、前年度より 2,340 万円減の 1,797 万円の繰り入れで対応できました。以上により 8 款合計では、前年度より 2,068 万円、2.3%減の 8 億 9,137 万円となりました。

10 款諸収入は延滞金と雑入ですが、雑入の地域支援事業実費徴収金の減額を主な要因として、前年度より 56 万円減の 296 万円となりました。

その他の款に係るものの内訳は、2 款分担金及び負担金の認定審査会運営費等の湯沢町負担分 28 万円の減、9 款繰越金では前年度繰越金の 5,037 万円の増となっております。最下段、歳入合計は 63 億 1934 万円となり、前年度比 0.9%、5,448 万円増の決算となりました。主な要因は、保険料と前年度繰越金の増によるものでございます。

続きまして歳出になります。6 ページをごらんください。こちらは左から 4 列目、支出済額の欄をごらんいただきたいと思っております。1 款総務費は、総務管理費徴収費介護認定審査会費の合計となります。総務管理費の一般管理費が前年度より 19 万円、0.2%減となりました。職員給与費は微増となりましたが、運営費でのシステム改修費や印刷製本費の減により、全体で微減となっております。介護認定審査会では、手数料や委託料を主なものとしまして 51 万円、1.1%の減額となりました。以上によりまして、1 款総務費の合計は前年度より 167 万円、1.3%減の 1 億 2,987 万円となりました。

その下、2 款保険給付費は、介護保険事業のメインとなります。予防を含めた各種介護サービスに係る費用の総額になります。内訳といたしましては、介護サービス等諸費では居宅介護サービスの減がありますが、地域密着型サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス給付費などの増により、全体では 7,328 万円、1.4%増の 52 億 3,042 万円。次の介護予防サービス等諸費は、介護予防サービスの大幅な減により、前年度より 2,117 万円、11.8%減の 1 億 5,779 万円。その他諸費は、介護給付審査に関する手数料が 48%減になり、241 万円減の 260 万円となりました。次の高額介護サービス等費は、利用件数の増により給付額で 536

万円、5.9%増の9,657万円となりました。高額医療合算介護サービス等費は151万円、11.8%減の1,245万円となりました。次の特定入所者介護サービス等費は、入所者の利用実績から前年度より1,672万円、5.8%減の2億7,354万円の決算となりました。以上によりまして、2款保険給付費合計では、前年度比0.6%、3,681万円増の57億7,340万円となりました。

下の段、3款地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費において、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメント事業費を主なものとしまして、295万円の減。一般介護予防事業費においては、職員の配置変更による人件費を主なものとして151万円の減。包括的支援事業、任意事業費においては、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の311万円の増がありますが、他の事業が減のため85万円の減となっております。以上によりまして、3款地域支援事業費合計としまして、前年度より530万円、3.7%減の1億3,989万円の決算となりました。

その下、5款基金積立金は、介護給付費準備基金に前年度より3,202万円増の8,562万円を積み立てたものです。基金の現在高は、2億9,926万円となっております。

その下、その他の款に係る額につきましては、4款諸支出金及び6款予備費ですが、諸支出金は過年度の介護事業の精算に伴う国県補助金・負担金の返還金及び保険料の還付金で、計で3,010万円の増、8,514万円となりました。なお、予備費の支出はございません。以上、歳出合計は62億1,394万円となり、前年度比1.5%、9,165万円増の決算となりました。

一番下の表になります。歳入歳出決算総額の比較をごらんいただきたいと思います。歳入歳出差引額は1,540万円となり、前年度と比べて26.3%、3,747万円の減となりました。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の1億540万円であります。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。平成27年度の決算時にも言ったと思うのですが、要支援1、2の一部サービス、予防通所と予防訪問介護ですか、それが平成29年度までに市に移るということで、平成27年度は多分、2か所でそれを実施したということだったんですが、平成28年度の実績はどうなったのかということも1点。平成29年度から全部この市に移るといふことなんですけれども、平成29年度の予算時に聞いたかもしれないんですけども、もう平成29年度が始まっていますが、その移行といいますかその状況をちょっと教えていただきたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 ただいまの質問にお答えいたします。まず、要支援1、2の方の予防サービスから、総合支援事業のほうの通所型サービスに移行した部分でございますが、平成27年度に2か所であったものが、平成28年度には3か所増えまして、合計で5か所を実施しております。ただし、ちょうど制度の移行期間のため、どうしても今までのリハビリ教室である機能訓練事業の部分が廃止になったために、総合事業としては減額となっている要因とな

っております。

あと、訪問のほうにつきましては、平成29年度の移行となっておりますので、今年度からの移行という形になりますので申し添えます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 年金が下がっている中で、天引きを介護保険はしていると思うのですが、非常に使うお金が少なくなってきたなというお話を聞きますが、当局ではどんな感覚で捉えているかひとつお聞きします。

それから、監査報告にありますけれども、療養型医療施設利用者とかという給付費の支払いですが、聞くところによると県外あるいは市外、実質的には療養病床はほとんど大和病院でなくなっているわけでありますので、あとは大分減っているという話は聞きますが、そうした中でそういった県外、市外にお世話になって、そこに給付するというような形が実際増えているのか、ひとつその辺をお聞きします。

それから、よく2025年に絡めて、在宅という形になろうとしているわけでありますが、そういった中で今、7期の準備期間だと思うのですが、こういった方針を立てねばならないというふうに思っているのか、ひとつお聞きします。全て地域包括システムで賄えるというふうに捉えているのかお聞きいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初の年金保険料額の関係でございます。確かに年金の中で保険料は、じゃあ、それに合わせて下げられるのかという問題もあるかと思うのですが、介護保険計画を策定の段階で今の施設の状況ですとか、そういったものを勘案した中で基準となる保険料率を算定している中では、なかなかすぐに下げるといった状況にはないのが現状です。

市の場合においては、1号被保険者等の増、あと2号保険者も若干増えている中で、保険料確保の道筋が若干あるのですが、ただ、サービス料も当然増えています。現状の維持をしていく、あるいは7期に向けてはやっぱり若干の増も見た中で、どれだけサービス施設が整備できるかということも考えていかなければならないかと思えます。7期計画につきましては現在策定中ですので、そこに向けて現在、進めているところであります。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 もう一つの質問にお答えいたします。県外の利用状況ということでございますが、現在、県外の利用者につきましては横ばいといった状況になっておりますが、やはりある程度の数が一定の時期よりも増えているのが実態でございます。

内容としましては、医療用病床のほうの関係の影響がありますが、これは介護保険の施設ではございませんので、その部分の実態は介護保険課としては把握しておりません。介護療養病床につきましては、湯沢町の病院と、市内であります齋藤記念病院のほうに、そのほかに市外の、県外ではない市外の利用のほう若干増えているということ把握しております。そうしたことで今、療養病床の利用が決して減ってはいないといったところで推移しているところでございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の後段の県外、市外が横ばいとか、増えているとかという話ですが、やっぱりそういった実質的な給付費、給付額等を捉えて、働く雇用の場とかそういう問題を絡めたときに、そういったそのここで整備した方がいいかどうかというあたりは、これがやっぱり基準になると思うのですよね。要するにここで足りないということになれば、整備していかなければならないのかというあたりが、この今の数とか給付費等で出ると思います。ぜひ、そういった分析をきちっとされて7期計画をし、そして保険料が高い高いじゃなくて、納めているおかげでこれができるんだよと。こうして介護していただけるんだよ、という形をきちっと明確にわかるようにしていただく手法を取っていかないと、ただ負担だけという形にならないようなやり方をぜひ工夫していただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどの件ですけれども、例えば特別養護老人ホームの待機者数等の年度比較を見ますと、平成 29 年度 8 月の段階で言いますと、前年度比では全体で 48 名ほど減という状況になっています。市内で 325 名の待機者ということになっております。実質、入居される方の待機年数の平均で言いますと、1.6 年とか 1.5 年というふうなところでの入居になっております。ですので、それを待機者ゼロの状況、待機も待ち時間もゼロというふうな状況をつくっていくということになりますと、施設がかなりオーバー目と申しますか、そういった状況になります。今の状況としては、サービスの種類としては非常に多いわけですので、特養だけを見て介護全体を申し上げることはちょっとできませんが、特別養護を考えた場合でも今の状況の推移を見ながら、今後の介護者数のピークをどの年度に見るか。2025 年というのは 75 歳以上の方がピークになるわけですけれども、当市の場合ではその前の段階、若干前の年にピークを迎えるわけですので、そういった状況を見ながら施設の全体数というものを把握した中で、計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 87 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 7、第 88 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 88 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。城内診療所は平成 27 年度からの原則無床化——ベッドのない無床。無床化による診療規模の縮小や、医師を非常勤職員で対応していることなどから、外来患者数の減少が続きまして、前年度に比べ決算額が減少いたしました。

歳入では、診療収入が前年度比 30.8%減の 6,162 万円、一般会計繰入金が前年度比 55 万円減の 5,630 万円となりました。

歳出では総務費が職員費の減により、前年度比 15.0%の減の 1 億 286 万円。医業費が患者数の減によりまして、前年度比 35.9%減の 1,085 万円となりました。歳入総額は 1 億 2,909 万円で、前年度比 20.8%、3,392 万円の減額。歳出総額は 1 億 2,296 万円で、前年度比 20.0%、3,079 万円の減額となり、実質収支額は 612 万円の黒字決算というふうになりました。

概要につきましては、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算の概要につきまして、同じく決算説明資料でご説明申し上げます。資料の 7 ページをごらんください。初めに歳入であります。各款の収入済額の欄をごらんいただきたいと思います。なお、前年度比較増減の主な内容につきましては、一番右の欄をごらんください。

1 款診療収入であります。外来診療及び介護保険利用のサービスによる収入、その他、健診、予防接種等による収入ですが、前年度より 2,739 万円、30.8%減の 6,162 万円となりました。内訳は入院収入が一般病床 5 床ありますが、稼働せず収入がありませんでした。外来収入が 30.5%、2,283 万円の減。介護保険収入も現年度の収入はなく、70 万円の減となっております。外来患者数は 1,819 人減の 8,396 人となっております。

また、その他の診療収入につきましては、健診等による検査、予防接種等のその他収入ですが、健診数の 174 件減を主な原因としまして、385 万円の減となりました。収入未済額の 18 万円につきましては、5 名の方の入院及び外来の診療費ほかで、前年度より 1 万 1,000 円の減となっております。

その下の段、2 款使用料及び手数料でございます。自動車使用料及び介護保険主治医意見書、健康診断書の作成手数料になります。在宅患者の往診の減によりまして、往診時の自動車使用料は減いたしましたし、主治医意見書作成件数の減によりまして、前年度より 41 万円減の 47 万円となっております。

その下、3 款財産収入は、施設の一部を社会福祉協議会のホームヘルパーステーションとして貸し出していることによりまして、財産貸付収入の 91 万円の皆増になります。

その下、4 款の繰入金です。一般会計からの繰入金ですが、人件費、医業経費等の削減に努めているところですが、経営補填としまして前年度より 55 万円減の 5,630 万円となりました。

最下段、その他の款に係る額につきましては、5 款の繰越金及び 6 款の諸収入になります。繰越金は前年度より 652 万円減の 925 万円であり、諸収入はホームヘルパーステーションの需用費等の負担分などの雑入によるもので、5 万円の増となったところであります。

以上によりまして、歳入合計は 1 億 2,909 万円となり、前年度比 20.8%、3,392 万円の減額決算となりました。

続いて8ページでございます。こちらにつきましては、支出済額をごらんいただきたいと思ひます。初めに1款総務費です。正職員4人、非常勤医師及び臨時職員の人件費と診療所運営に係る一般的な経費であります。原則無床化などにより、診療体制の縮小により正職員を前年に比べ3人削減したことから、職員給与費が4,570万円の減となりましたが、一般管理費では臨時職員の増から2,752万円の増額となりました。1款総務費全体では前年度より15%、1,817万円減の1億286万円となりました。

その下、2款医業費は、医療用器械の取得、借り上げ、管理等に係る費用及び診療用の薬品や衛生材料に係る費用であります。医療機械器具費の69万円の減は、主に在宅酸素利用者の患者数の減少によるものです。医業用衛生材料費は、検査を外注にしたことから、検査試薬等が大幅に減になったことによる507万円の減です。2款医業費全体では、前年度より609万円、36.6%減の1,085万円となりました。

その下、3款諸支出金は、前年度繰越金を一般会計に925万円を繰り出したもので、前年度より652万円の減となりました。

なお、4款の予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は1億2,296万円となり、前年度比20.0%、3,079万円の減額決算となりました。一番下の表のとおり、歳入歳出差引額は612万円となり、前年度決算より312万円の減額となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の612万円となります。なお、この612万円は平成29年度の補正予算に計上し、一般会計に繰り出しを行っております。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この件も実は平成27年度でも同じようなことを聞いたのですけれども、監査意見にもありましたけれども、患者数の減少傾向にあつて地域住民に貢献しうる医療機関として健全経営に努められたいという意見がありました。が、外来収入が今、説明があつたとおり前年度から比べて減つていますし、その前の年の平成26年度から比べると4割になつていますね、8,000万円ぐらい減つています。

これはただけれども、去年聞いたときも、かかりつけ医として地域にかかせない医療機関であるというようなことで、私も本当にそのとおりで思ひますし、先ほどこれからの地域包括ケアの話も出ましたけれども、そういう中でますます重要になると思ひますが、この決算を受けて担当として今後どういふふうな方向で考えていかなければならない。私は充実の方向で言つていふのですけれども、というような話がなければならぬと思ひますけれども、その辺の話がありましたらお聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどのご意見のとおり、確かにかかりつけ医として地域になくはならない医療機関というふうには考えております。全体的な体制としまして、現在、所長先生も今臨時職員という形の対応ですし、非常勤でそのほかに5名の先生から来ていただくとい

う状況にありまして、非常にこうかかりつけ医としますと、ドクターの方が毎日のように変わるような状況になっているところが、今、懸念されるところかと思えます。

これを今後におきまして、ある程度固定した形のドクターが勤務していただけるようになることを図っていくことによりまして、地域のかかりつけ医としての機能を果たしていくというふうに考えておりますので、今の状況で外来の診療数を増やす方向で、今後も取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 88 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 8、第 89 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 89 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が、面整備の完了に伴う新規賦課の減及び分割納付の完納などによりまして、前年比 35.5%、2,633 万円の減となりました。国庫補助金は面整備の完了や平成 29 年度への事業の繰り越しによりまして、前年度比 18.2%、9,565 万円の減。市債においても同様に前年度比 10.7%、1 億 7,980 万円の減となりました。繰入金は歳入の減や公債費の伸びなどによりまして、前年比 13.9%、2 億 3,149 万円の増となりました。

歳出では、施設管理費はほぼ前年並みの決算となりましたけれども、総務費で一般会計繰出金などの減により前年比 25.8%、6,694 万円の減。下水道事業費は平成 29 年度への事業の繰り越しなどにより、前年度比 20.1%、2 億 7,678 万円の減となりました。公債費は元金で前年比 8.4%、1 億 8,571 万円の増となりましたが、借換債を除く実質では 3.3%、6,711 万円の増、利子では前年比 7.9%、4,819 万円の減となりました。

歳入総額は前年比 3.1%減の 49 億 7,711 万円。歳出総額は前年比 3.5%減の 49 億 5,255 万円で、差し引き単純収支 2,456 万円から翌年度繰越明許費一般財源を差し引きました実質収支額は、396 万円の黒字決算となりました。概要につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、第 89 号議案について説明申し上げます。説明資料の 9 ページをごらんいただきたいと思えます。歳入であります。1 款分担金及び負担金であります。4,786 万円の収入済みでありまして、前年比 35.5%、2,633 万円の減ということになりました。全体で 35%の減につきましては、先ほど市長が申し上げました新規賦課の減と分割納入分の完納ということによるもので、今後も同様な理由で減少傾向となる見込みというふうに考えて



おります。

分担金、負担金の全体の収納率は77.9%で前年比4.3ポイントの減ということであり、これにつきましては、現年度分は96から99%の収納率であります、特に特環であります、滞納分の収納率が年々低くなっているということによるものでございます。それから分担金の不納欠損であります、11件3名分、負担金の不納欠損につきましては、5件で1名分ということで、いずれも生活困窮によるものであります。

続きまして2款であります。使用料及び手数料であります、10億8,380万円の収入済額。前年比1.4%、1,444万円の減となりました。公共下水道では、水洗化率の伸び悩みと節水等によりまして、167万円の減。農集では工場の新設等がございまして179万円の増となりました。それから、特環下水道では水洗化率の伸びによりまして、1,368万円の増となっております。使用料の収納率であります、97.7%で、前年平成27年度よりも0.1ポイントほどの収納率の増となっているところであります。不納欠損であります、40件25名分ということで、生活困窮と破産で2名、その他は住所不明によるものであります。

3款国庫支出金であります、4億2,877万円の収入済額であります。前年比18.2%、9,565万円の減となりました。面整備が終了したことによりまして社会資本整備総合交付金は、65.7%、2億9,942万円の減となりました。一方、防災安全社会資本整備交付金につきましては、大和クリーンセンターの施設改修事業などによりまして2億500万円の増となっているところであります。

4款であります。県支出金、収入済額は517万円であります。前年比19.6%、126万円の減となっております。農集の整備事業に係る県単の償還補助でございまして、平成28年度は3つの処理場分ということで収入済額は517万円ということになりましたが、次年度、平成29年度は、1処理場分となりまして、補助金は半減となる見込みとなっております。

続きまして、5款の繰入金であります、18億9,800万円の収入済みでありまして前年比13.9%、2億3,149万円の増となっております。事業費は減額となっておりますが、歳入では分担金及び負担金の減、それから繰越金の減、歳出では公債費の増などによりまして2億3,149万円の増額となったものでございます。

8款の市債であります。14億9,610万円でありまして前年比10.7%、1億7,980万円の減となっております。平準化債等の借換債を除く実質では19.4%、2億9,840万円の減というふうになっているものであります。

特環では、事業費の減及び翌年度繰越などによりまして2億8,625万円の減、資本費平準化債では、算定方法の変更などによりまして1億3,020万円の減、借換債では平準化債の借り換え分の増などによりまして1億1,860万円の増となっているものでございます。

その他の款であります、1,740万円の収入済額で、前年比85.5%、1億255万円の減というふうになっております。前年度繰越金及び過年度収入などの減によりまして前年比85%の大きな減となっているところであります。

歳入合計では前年比3.1%減の49億7,711万円となりました。

引き続きまして10ページをお開きいただきたいと思います。歳出の1款であります。総務費であります。支出済額1億9,218万円、前年比25.8%、6,694万円の減となっております。一般管理費では、人件費が814万円の減、それから管理費で消費税1,047万円の増、一般会計繰出金4,206万円の減などによりまして、3,059万円の減となっております。農集の管理費であります。1,988万円の減は、主に一般会計繰出金2,217万円減などによるものでございます。浄化槽の管理費747万円の減についても一般会計繰出金の減によるものとなっております。

2款施設管理費であります。支出済額が7億1,079万円、前年比4.1%、2,795万円の増となっております。下水道管理費の2,047万円増であります。主に流域の処理関係で1,538万円、それから大和クリーンセンター関係で300万円、五箇のクリーンセンターの処理場関係で208万円の増によるものとなっております。農集では592万円の増であります。主に管路の修繕関係で1,167万円の増、処理場関係で修繕及び光熱水費で575万円減などによるものでございます。浄化槽につきましては、修繕及び保守管理委託などによるものとなっております。

3款下水道事業費であります。11億10万円の支出済額でありまして、前年比20.1%、2億7,678万円の減となっております。下水道事業費では大和クリーンセンターの改修事業、それから農集の統合事業、流域下水道事業、それから雨水幹線の改修事業などを実施しております。2億7,000万円ほどの減額につきましては、主に特環の面整備完了による事業費の減によるものとなっております。浄化槽事業につきましては、21基の新設工事を終了しているところでございます。

4款の公債費であります。支出済額が29億4,947万円、前年比4.9%、1億3,751万円の増となっております。元金につきましては、先ほど申し上げました8.4%増であります。平準化債等の借り換え分を除く実質では3.3%の増ということであります。利子では7.9%の減ということで、償還元金につきましては償還のピークがやっぱり三、四年後になりますので、当分の間この公債費については増えていくというような見込みとなっております。

5款の予備費であります。予備費の充用は1件、1万6,000円でありました。

以上、歳出合計が前年比3.5%減の49億5,254万円となりまして、歳入歳出の単純収支2,456万円から平成29年度への繰り越し一般財源を差し引いた実質収支は、396万円となっているものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、不明水対策でありますけれども、当初予定どおりうまくいったのかどうかということをお伺いしたい。

それから接続補助70件で、水洗化率がプラス1.3%ということで向上してきているわけがありますけれども、この接続補助事業の効果というのを、どのような総括をなさっているのかということですね。

不思議だったのが未済額ですけれども、国庫支出金、市債とも相当の額が未済額で出てきていますよね。この部分が工事を申請しながらも、先ほど説明があった社会資本整備の部分での交付金が、なかなか思うようにこなかったという部分というふうに考えてよいのか。平成 29 年度に繰り越しをして、実施できるであろうというふうな見込みなのかどうかということをお伺いをしたいなど。以上、3 点であります。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず、不明水の関係であります。不明水につきましては、28 年度に下水道施設のストックマネジメント計画というのを策定しております。その中で、不明水の一番大きな要因であります、マンホール周りからの侵入水を修理したいということで、その予算が平成 29 年度予算で事業費で約 4,000 万円ほどということで、ようやくその辺の見込みがつかまりましたので、実施をする予定ということになっております。それによって不明水は少しずつではありますが、減っていくものだというふうに考えております。

それから、水洗化率であります。水洗化の補助を始めました。平成 24 年から 3 年間ということを始めまして、その事業効果というのが相当なものがあったというふうに思っております。水洗化の補助はここで一応、終了というふうな格好になりますけれども、状況を見ながら、またもし、復活できるものであれば復活をしたい。復活するとまた水洗化率は相当伸びるのではないかなということでもありますけれども、今の、現状ですと水洗化にならない大きな理由が、老人だけの世帯だとかそういったような世帯が非常に多くあるということで、なかなか補助があってもすぐ接続をしてくれるというような状況には、あまりないのかなというふうにも思っているところであります。

それから、収入未済額の内訳ということですが、これにつきましては補助金と市債でありますけれども、平成 29 年度に事業を繰り越したことによりまして、収入未済額になっているものであります。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 面が完了してということですが、それで残債と申しますかが 300 億円からあるということでもあります。そうした中でこの使用料が 10 億円ちょっと、公債費が 29 億円と。そうした中で支出のほうでは 1 から 3 款で、大体 20 億円の出費ということでもあります。これから企業会計化していく中で、どういった形になるのか。どんどん、どんどん交付金がきて大丈夫なんだという形なのか。この 300 億円の推移が、まだ 3 年、4 年後がピークだということになりますと、ちょうどまたそのころには間違いなく企業会計になっているということだと思っております。この収入と支出の問題で、どういうふうな会計になっていくのか、ひとつ考えているところがたらお聞きしたいと思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 起債の残高が 300 億円だということでもあります。公債費の償還についても、29 億円前後がここのところ三、四年は多分いっただろうと。ずっと続いていっただろうというふうに思っております。1 つ言えるのは、この公債費の中で 29 億円であります。この 4 割弱

は普通交付税のほうに算入されておりますので、そのことだけ申し添えておきます。

歳入と歳出の差といいますか、歳入のほうの見込みが少ないということでもありますけれども、これにつきましては当然のことながら下水道事業につきましては、先行投資の事業でありますので、収入は最初、当然少なくなって、事業が終わってくると収入が上がってくるというような格好になっているわけでありまして、今、総務省のほうの繰り出し基準でありますけれども、これにつきましても要は簡単に言いますと、収入の不足をする分については、一般会計からのルール分というふうにしますよということになっております。平成 28 年度の決算でいいますと、5 款の繰入金金が約 18 億 9,800 万円という非常に大きな数字ですけれども、その分のほとんどが九十数%がルール分という格好になっております。ですので、公営企業化になったとしてもこの方式というのは変更がございませんので、収入不足の分については一般会計からのそのルール分の繰り入れによって、収支を賄っていくといたしますか、そういった状況になっていくものだというふうに思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ルール分というのは、当然、交付金としてきて、それを一般会計から繰り出すと、こういう考え方なのか。どうも今の話を聞いていると、私にはそういうふうには聞こえなかったもので、要するに一般会計の負担だということに尽きるのではないかなというふうに感じたのですが。実際の話が、今の使用料自体も決して安い感覚ではないと思うのですよね。他市町から比べてみてもね。そうすると、もう少し弾力性があって、何とか完了すれば、どんどん負担を軽減できるんだというようなことが可能なのかどうかというのが、私が今一番心配しているところですが、いかがでしょうか。

○議 長 企業部長。

○企業部長 今ほど議員が話をされたとおりでありまして、下水道は先行投資だというお話をしましたが、今後その使用料が 2 割、3 割と増えていくという見込みは、正直言ってあまりありません。ありませんので、下水道の経営としては非常に難しい経営になるだろうというふうに思っております。ですので、なかなか歳出といいますか、維持管理経費は当然のことながら少しずつ増えていきますので、それに見合うだけの収入、いわゆる使用料収入がないということですので、その分はどうしても一般会計からのルール分の繰り入れに頼らざるを得ないというような格好だろうと思っております。この一般会計からのルール分につきましては、一部、更新対策ということで普通交付税に算入されているものもあります。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 89 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 9、第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定につ

いてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長** それでは、第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。なお、決算額は消費税抜きの金額でありますのでよろしくお願いたします。

初めに収益的収支につきましてご説明申し上げます。収入では給水収益が人口減や節水機器などの普及によりまして、前年比 1.2%減となりましたが、他会計補助金が高料金対策の国の基準の改定によりまして、前年比 7,566 万円増と大きく伸びたことによりまして、収入合計は前年比 2.5%増の 21 億 5,051 万円となりました。

支出では維持管理費及び事務費関係がほぼ昨年並みのところ、職員 1 名の減や企業債利息の減などによりまして、支出合計は前年比 2.5%減の 19 億 1,258 万円となり、差し引き 2 億 3,793 万円の純利益となりました。

次に資本的収支についてであります。収入では他会計出資金が 17.1%減のほか、他の事業この関連補償金が 4,346 万円の減となったことにより、収入合計は前年比 4.6%減の 7 億 384 万円となりました。

支出では、企業債元金が償還ピークを過ぎたことにより微減となりましたが、建設改良費や老朽管付設がえや他の事業関連工事のほか、蛭窪地区の新設工事の実施などによりまして前年比 7.8%増となり、支出合計は前年比 1.0%増の 16 億 306 万円となりました。

資本的収支が資本的支出に不足する額 9 億 2,223 万円につきましては、過年度損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

概要につきましては、水道事業管理者に説明をさせますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願いをいたします。

**○議長** 水道事業管理者。

**○水道事業管理者** それでは、第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計の決算について説明を申し上げます。決算書の 17 ページ、18 ページをごらんいただきたいと思います。初めに事業の現況について説明をいたします。

平成 28 年度は、平成 26 年、27 年に実施をしましたアセットマネジメントを踏まえ、平成 29 年度以降、平成 38 年度までの 10 年間の事業投資計画、それから財政計画などを盛り込んだ、経営戦略を策定しております。この経営戦略につきましては、浄水場の施設更新事業費と水の需要予測に基づきます水源の再構築、近隣市町との広域連携などの方策について策定をしたものでございます。

しかしながら、今回の議会で地下沈下関連の地下水の規制の内容が明確に示されたということもありまして、今後の 10 年間の事業計画を見直す必要が生じておりますので、国県とも既に協議済みではありますが、今後この経営戦略の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

給水の状況について説明をいたします。平成 28 年度末の給水人口、有収水量及び給水収益

は、いずれも 1.0 ポイント以上の減となっております、今後も減少傾向の歯止めは難しいということから、こういう有収水量、それから給水収益の減少傾向に見合う施設の縮小、あるいは支出の削減を進める必要があるというふうに分析をしております。

次に経営状況について説明をいたします。収益的収支では 2 億 3,793 万円の純利益となりましたが、損益計算書上では、本業である営業収益で営業費用を賄うことができず、1 億 217 万円の営業損失となっておりますが、臨時的な財源ともいえる一般会計からの繰入金などの補填によりまして、ようやく経常利益 2 億 3,811 万円となっている状況でございます。

資本的収支であります。企業債の元金は償還ピークを過ぎましたことによりまして、今後、減少傾向となります。収入が支出に不足する額、消費税込であります。9 億 2,223 万円は、過年度損益勘定留保資金等で補填をしております。

料金収入の未収金の決算時点での数字であります。1 億 654 万円につきましては、5 月末で 7,724 万円となっておりますが、このうち 50 万円以上の滞納者、法人も含め 10 名分ありますが、で 65.6%、金額にしまして 5,064 万円を占めているというような状況になっているものでございます。

また、自己資本比率 62.6% ありますが、これにつきましては新潟県内の 20 市の平均 65.8% を下回っていることから、さらなる自己資本の造成が求められる状況だということでございます。

次に工事関係について説明をいたします。工事関係につきましては、国県の事業との合併施工分の先送りなどを除いては、ほぼ予定どおりの事業を実施しております。水道未普及地区の蛭窪地区や津久野の工業団地などの配水管新設工事、それから漏水が懸念される老朽管更新事業など、配水管の施工延長 4,700 メートルを実施をしているところであります。また、施設関係では、船ヶ沢の高区配水池改修、舞子増圧ポンプ場発電機の更新などを実施しております。新設改良費において、消費税込であります。1 億 8,197 万円の不用額が生じておりますが、これにつきましては国あるいは県との合併施工事業が翌年度以降に先送りされたことでの不用額あるいは下水道との合併施工等で事業費が縮減できたことによるものでございます。

最後に今後の水道事業についてということですが、一般会計の繰入金ルール分の一部が平成 31 年度で終了いたします。さらに資本費平準化債も平成 32 年度でなくなるということでございます。

一方、元利償還金は昨年度をピークに減少傾向にありますけれども、人口減あるいは節水などによる料金収入の減により、今現在 23 億円ほどの内部留保資金は、今後、減少傾向となりまして、平成 35 年度には 14 億円を割り込む見込みとしております。こうした財政の見込みを踏まえ、浄水場の縮小を含めた水源の再構築などについて検討を進め、先ほど申しました経営戦略を見直してまいるところでございます。こうしたことによりまして、将来にわたり安定的かつ継続的な水道サービスを提供したいというふうに考えているところであります。

以上で水道事業の決算の概要についての説明を終わります。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、平成 28 年度 南魚沼市公営企業会計決算審査書に基づいて報告させていただきます。1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 28 年度 南魚沼市公営企業会計決算の報告を行います。審査の対象でございますが、平成 28 年度南魚沼市水道事業会計の決算でございます。審査の期間でございますが、平成 29 年 6 月 8 日から平成 29 年 8 月 10 日までの期間でございます。審査の方法でございますが、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された各事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

2 ページをお開きください。審査意見、水道事業会計ですが、報告につきましては簡略化させていただきたいというふうに、ご了承をお願いいたします。

業務会計では、中長期的な経営基本計画である「水道事業経営戦略」の策定を行いました。経営戦略の期間は、南魚沼市水道ビジョン、アセットマネジメントとの検討結果を踏まえ、平成 29 年から平成 38 年の 10 年間としております。

検討内容は 1 つ、浄水場の施設更新に係る費用。1 つ、水需要予想に基づく経営収支。1 つ、緊急・非常用水源の整備と常用化による水源構築の適正評価等でございます。

工事関係では、津久野工業団地への配水管工事、蛭窪地区への配水管の新設工事、老朽化した管の布設がえの工事等を行っております。施設工事では、船ヶ沢高区配水池の配管改修工事、舞子増圧ポンプ発電機、山崎地区の減圧弁更新工事等を実施しております。

利用状況でございますが、平成 29 年 3 月末の給水人口は、5 万 6,685 人と前年度より 605 人の減であります。給水件数は 2 万 3,823 件で 17 件の増となっております。水道普及率は 97.9%と前年度より 0.1 ポイント上昇しております。年間有収水量は 624 万 2,647 立方メートルで、前年度比 99%、有収率は 80.3%で 2.3 ポイント上昇しております。

経営状況でございますが、収入 21 億 5,051 万円、支出 19 億 1,258 万円で、2 億 3,793 万円の純利益でありました。収入のうち一般会計からの補助金は、2 億 9,465 万円で前年度より 7,409 万円の増でありました。企業債の元利償還は合計 15 億 5,328 万円で、給水収益を 3,523 万円上回っており、経営は厳しい状況でございます。

収益に関する比率は、総収支比率 112.4%、5.5 ポイントの上昇でございました。営業収支率 93.8%は前年同様であり、要因は一般会計からの補助金が増加したことでありました。

資金繰り比率は、流動比率、当座比率、現金預金比率とも前年と比較すると改善が図られ

ております。

自己資本構成比率は、62.6%と前年比 1.6%改善されていますが、健全な水道事業運営には、今後も一般会計からの繰入金が必要と考えます。

むすびといたしまして、当市の水道事業の基本的問題は、当初建設時の過大設備とそれに伴う企業債償還が給水収益を上回っている現状と、今後の給水人口の減少及び節水機器の普及による有収水量の減少、老朽化している施設の更新や耐震化が必要となっていることとございます。

将来の水道事業の方向性については、水道事業経営戦略策定により浄水場の廃止も含め検討されているとのことでありますが、中長期的な視点に立ち、水道施設の効率的、効果的な管理・運営を行うとともに、適正規模の施設更新を図り、将来にわたり水道サービスが市民に安定的に継続されていくことを望むものであります。詳細につきましては、6ページから38ページをご参照願います。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ようやく有収率が80%を超えてきたということで喜ばしいこととございますが、ただまあ、まだやっと80%と。老朽管の比率がうちの場合は、まだ40年経過しているのが低いんですよという、いつもそういう説明を受けてきましたが、隠れ老朽管比率といえますか、40年過ぎていないけれども本当は更新しなければならない、そういう材質とかそういう管が本当はあるんじゃないかというような気がします。もし、そうだとすると、これからその更新に係る費用というのは、かなりかかってくるんじゃないかなと思っておりますが、それについての見解をお教えいただきたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 有収率であります、ようやく80%を超えたということであります。水道管の話であります、法定耐用年数を超えている水道管の比率というのは非常に低い市でありますけれども、実際は法定耐用年数にはまだなってはいませんが、塩ビ管について非常に漏水が多いと。しかも、その布設の仕方が、ちょっと今でいうと適当でない仕方があるということとありまして、特にその比率が多いのが旧大和地域にあります。そこを重点的に老朽管の布設がえという格好で事業をやっているんですが、正直に言ってどこからやっついていかわからないというような状況であります。今現在の状況では、その漏水があった場所を、とにかく修繕をしていくんだというような格好でもってやらざるを得ない状況です。ですので、なかなか有収率が一気に85だとか90だとかというふうになるというのは、なかなか今の段階では難しいところであります。

それからもう一つ、石綿管については、もう大分ここでもってなくなりましたので、それについては、もう何年という話はちょっと今ここではできませんけれども、もうすぐ多分その石綿管については解消をしていくだろうというふうには思っておりますが、何せその布設とか施工があまりよくない塩ビ管については、ちょっと今の段階では難しい状況だという



ところでございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほど企業管理者のほうから、10年間の経営計画の全面的な見直しを、ということでお聞きしましたけれども、この平成28年の決算を受けて、ある程度の方向性みたいなものが担当課の中で出てきたのかどうか。そこをちょっとお伺いします。

もう1点は、民間事業者のノウハウを効果的に活用する包括的官民連携これに取り組んでいるわけでありましてけれども、その中でも水道料の現年分、滞納繰越分について滞納額が若干平成28年度は増えたという形になっていきますので、そうするとこの民間のノウハウを利用してという部分は、果たしてどの程度、効果を上げてきたのかという部分もありますので、担当課のほうとしてはどのような総括をしているのか、その2点をお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まず、1点目の10年間の経営戦略ということではありますが、の見直しということでもありますけれども、私どもは災害対応とそれから費用的な面だけを言えば、今の浄水場を廃止して、それぞれ地域ごとに水源を求めていくというのが多分一番いいということで、経営戦略の中にも一部そういうふうな表現になっているわけでもあります。けれども、やっぱり地盤沈下関連の地下水の規制の動向を考えますと、水道は条例の中で水道事業については例外だということになっておりますけれども、そうとは言え、水道だけが聖域だということにもできませんので、私どもは業者のほうにもいろいろ話は聞いているわけですが、10年間ぐらい、平成三十七、八年ごろまでは、今の浄水場で大きな施設の更新、あるいはその大規模な修繕工事をしなくても、何とか今の浄水場をもたせることができるだろうというような話も伺っていますので、その方向で、今、内部的に経営戦略を見直そうかというところで、その辺の実際の費用面だとかそういったものも含めて、今、見直しを始めようかというところであります。

それから、民間委託による事業効果ということでもありますけれども、収納率についてはさほど大きく伸びていると、若干、収納率はよくなっているとは思いますが、大きく伸びているというような方向にはありませんけれども、一番いいのは、なかなか我々職員が未納者のところに直接行って、出かけて、分納誓約なり納付誓約をいただくということがなかなか難しかったわけですが、今は1件ずつ粘り強く未納者のところに伺って、訪問をして話をして、納付誓約をいただいているということです。その納付誓約どおりに納入がならないと給水停止をするというようなことで、1件ずつそういうふうなことをやっておりますので、その効果というのはいずれ発揮されてくるだろうというふうに思っております。そこが一番大きな事業効果かなというふうに思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2つ目のほうで、そのまま現年分と滞納繰越分で、若干ながら滞納が増えてきてはいるんですけれども、そこら辺はどのように分析をしているのか、お聞かせ願いたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 いわゆるその未収金であります。未収金についてはなかなか難しい案件もあります。先ほど申し上げたように、平成 28 年度の決算の中で、5 月末時点で未収金が 7,700 万円ありますけれども、そのうちの 50 万円以上の滞納者が占める割合が 65.6%、金額にして 5,000 万円以上というようなことになっておりまして、非常にもうその 1 法人で 1,000 万円、2,000 万円というような未納をもっているところがあります。なかなかそういうところをきちんと、その未納が解消されないと、一気にこの率が上がるとか、あるいは未納額が減るとか、未収額が減るとかということにはなかなか結びつかない。1 件ずつしっかりとやっていますが、なかなか 50 万円以上の大口の人が、この未収金の中で大きな率を占めておりますので、なかなか一気にこの率が上がるというのは難しい状況かなというふうに思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 経営戦略の中で浄水場を廃止するのが一番だと言っているが、また今度は、今の浄水場を延命させようという話がまた聞こえてくるんですね。どうも腰が据わっていないという感じがするんですが、何のために経営戦略を計画を立てて結論を出したのかというのが私はわからない。

一応、管路はできているわけですし、配水池もできているわけだから、地盤沈下対策という、六日町のこの沈下地域に井戸を掘らなければならないなんていう考え方はなくて、私はいいと思うのですよね。ですから、今現在、浄水場から配水池、例えば六日町地域であれば、野世ヶ原に上げているわけですよね。上がる装置になっているわけですから。

ですから、何らかのところで井戸なり、井戸に切りかえるのだったら井戸にすることによって、それは可能ではないかというふうに私は考えているんです。ですから、そういったことが、一つにまとまらないでじゃあ延命させた場合、今度そこでまた更新したほうがいいか悪いかとこうくるわけです。そういうことでじゃあ、この借財がきちんとなっていくのかどうかという、いつになったら会計が楽になるのかということは、私はちょっと見込めないのではないかなというふうに思います。

その辺をこういった監査委員も指摘しているわけですから、要するに過大な設備だったと。これを本当に延命されるのか、できないのか。その辺が私はもう少しはっきりしていないと思います。

私は過去には過剰分は切りかえるというか、方針を変えるということではない。過剰分は一般会計でもうまかると。そして水道会計ではきちんとしてやるという形をしなければ、いつになってもこの企業会計としては多分ならないという、成り立たないというふうに考えるのですがいかがでしょう。

○議 長 自己の意見を述べる場ではありませんので、再三お願いいたしますが。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 経営戦略であります。先ほども少し申し上げましたけれども、災害

時のリスク管理、リスク分散だとか、あるいは財政的な面だけを言えば、今の浄水場をやめるのが多分一番いい方法だろうというふうに思っています。それと、私どもが今回のその経営戦略の中で、浄水場の廃止も含めたということでやったのは、できるだけ二重投資の時間を短くしたいということで、なるべく早くその地域別の配水方式のほうに、今の浄水場をやめてもっていくということで、そういうふうにしたわけです。

先ほど地盤沈下関連だというふうなお話もしましたが、私どもも水道の水源をもし深井戸に求めるとしても、六日町地域の中に深井戸を掘るという考え方はありません。六日町地域の給水については、塩沢地域のほうに深井戸を掘って、そこから六日町のほうに送ってくるというようなことで考えておりますが、何せその水道につきましては、もう365日24時間ずっと水をずっと揚げていますから、冬も含めて揚げていますから、そのことによる六日町地域への影響、そういったものをやっぱりしばらく見ていかないと、なかなかすぐじゃあ、そっちにしようということにはならないということで、事業計画を見直したいんだということでお話を申し上げたつもりであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第90号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第10、第91号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第91号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきまして提案理由を申し上げます。なお、金額は消費税抜きの金額であります。平成28年度は医療再編後の新体制において、年間を通した初めての決算であります。このため、初めに概況につきましてから説明を申し上げたいと思います。

市立病院群の再編以降、ゆきぐに大和病院は、急性期病院と在宅介護施設を連携する役割を担い、在宅医療やへき地医療、終末期医療、認知症医療など高齢者を中心とした医療提供を行っております。特に、在宅復帰を支援するための機能を強化し、一般病床の一部を地域包括ケア病床に転換いたしました。また、前年度から繰り越した旧八色園の解体工事に加え、西棟の解体や駐車場の舗装撤去など、医療再編に伴う施設整備を行ってまいりました。

市民病院では、急性期の患者受け入れをはじめ、総合的な医療の提供を行っております。今後の高齢化を踏まえ、大和病院同様、高齢者を支える医療提供にも力を入れるなど、地域全体での診療体制の構築に苦心してきたところであります。また、駐車場整備などの環境整備に努めた1年となりました。以上、概況であります。

以上のことから、ゆきぐに大和病院の外来患者数については、前年度比49.5%減の3万8,817名、入院患者数は63.6%減の1万2,874名となりました。市民病院は外来患者数は、

前年度比 169.5%増の 12 万 64 人、入院患者数は前年度比 173.6%増の 4 万 4,263 人となったところでございます。

続きまして決算の状況に入ります。収益的収支のうち、大和病院事業分は収入において、医療再編に伴う規模縮小により、前年度比 55.3%減の 12 億 7,064 万円となりました。支出においては建物などの解体工事に伴い、資産減耗費が増となったものの、全体的には規模縮小により 51.2%減の 14 億 7,403 万円となり、単年度の純損失は 2 億 339 万円となりました。

市民病院事業分の収支につきましては、通年での決算となったことによりまして、収入において前年度比 155.5%増の 40 億 1,688 万円となりました。支出においては 130.3%増の 43 億 18 万円となり、単年度の純損失は 2 億 8,330 万円となりました。

以上により、病院事業会計全体では、単年度 4 億 8,668 万円の純損失を計上しました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 27 億 3,765 万円となりました。

次に資本的収支であります。大和病院事業分につきましては、収入は税込みで 5,442 万円、支出は 1 億 409 万円となり、4,966 万円の不足が生じました。市民病院事業分につきましては、収入は税込みで 4 億 5,209 万円、支出は 4 億 6,486 万円となり、1,277 万円の不足が生じました。両事業分あわせた不足額 6,243 万円につきましては、当年度分、損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

概要につきましては、市民病院事務部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 平成 28 年度南魚沼市病院事業決算概要についてご説明申し上げます。1 ページ、2 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出で税込み額となっております。概要につきましては、市長の説明にもありましたように、平成 28 年度は再編後の新体制での年間を通して初めての決算ということになっております。したいがままで、前年度との比較はあまり意味がございませんので、前年度比較の部分は省略をして説明をさせていただきます。なお、28、29 ページには前年度比較の部分が載っておりますので、後ほど参照にいただければと思います。

まず、2 ページのほうでございます。決算額の欄をごらんいただきたいと思います。決算の状況といたしまして、収入では大和病院事業におきまして、入院、外来収益を主なものとしまして、医業収益で 9 億 5,892 万円、介護保険収益で 2,272 万円、他会計補助金、その他の収入を財源としまして、医業外収益で 3 億 1,095 万円、特別利益では貸倒引当金の戻入により 389 万円、総額 12 億 9,650 万円となっております。

市民病院では、医業収益で 30 億 5,049 万円、介護保険収益で 3,879 万円、医業外収益では他会計補助金及び旧県立六日町病院の解体工事に係る工事受託料などにより、9 億 3,602 万円で総額 40 億 2,531 万円となっております。

支出におきましては、大和病院事業では医業費用が 14 億 6,605 万円、医業外費用では控除対象外消費税などにより 3,092 万円、特別損失では県補助金に係る仕入控除税の返還金 1 万

円で、総額 14 億 9,699 万円となっております。

市民病院事業では、医業費用が 38 億 7,074 万円、医業外費用では旧県立六日町病院解体工事費用などにより 4 億 3,936 万円で、総額 43 億 1,011 万円となっております。

次に 3、4 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出、税込み額となっております。4 ページ、決算額の欄をごらんください。収入では大和病院事業分においては、医療ガス庫移設工事や、医療機器の購入等にかかる企業債が 1,270 万円、同じく繰入金 が 3,620 万円、医業施設設備に係る県補助金として 552 万円で、総額 5,442 万円となっております。

市民病院事業分では病院建設に係る企業債が 2 億 1,380 万円、繰入金が 2 億 3,829 万円で、総額 4 億 5,209 万円となっております。

支出では大和病院事業分においては、医療ガス庫移設工事等に係る建設改良費が 2,500 万円、企業債償還金が 7,908 万円で、総額 1 億 409 万円となっております。

市民病院事業では建設改良費が外構整備工事費設計委託料、医療機器購入費等により 1 億 3,527 万円、企業債償還金が 3 億 2,958 万円で、総額 4 億 6,486 万円となっております。また、建設改良費のうち外構整備工事に係る 3 億 6,998 万円を翌年度に繰り越しとさせていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する 6,243 万円につきましては、欄外にご ざいますように当年度分損益勘定留保資金等で補填をさせていただきます。

次に 7 ページ、8 ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書でございまして、税抜き表示となっております。医業収益では 39 億 7,726 万円、介護保険収益は 6,147 万円となっており、医業費用の 52 億 205 万円を差し引いた医業損失は、11 億 6,331 万円となっております。医業外収益では 12 億 4,488 万円、医業外費用は 5 億 7,214 万円で、経常損失は 4 億 9,057 万円となっております。これに特別利益として貸倒引当金の戻入 389 万円を加え、特別損失として仕入控除税の返還金 1 万円を加えますと、当年度純損失は 4 億 8,668 万円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度末未処理欠損金は 27 億 3,765 万円となっております。

次に 9 ページ、10 ページをごらんいただきたいと思います。剰余金計算書及び欠損金処理計算書（案）につきましては税抜き表示でございまして、前年度末残高に今年度返納額を加えた額、全額につきましては翌年度に繰り越しをしたいとする案でございます。

次に 11 ページ、12 ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表で税抜き表示となっております。まず、資産の部でございます。固定資産は有形無形の固定資産合計で 84 億 5,297 万円となっており、明細につきましては 49、50 ページに固定資産明細書を添えてありますので、参考にしていただきたいと思います。流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金等の合計で 13 億 9,971 万円となっております。

次に 12 ページ、負債の部でございます。固定負債につきましては、総額 55 億 5,554 万円となっております。流動負債につきましては、一時借入金、企業債の翌年度償還金、未払金、前受金、賞与引当金等で、総額 19 億 619 万円となっております。繰延収益につきましては総額で 6 億 3,647 万円となっております。以上、負債合計は 80 億 9,821 万円となっております。

次に資本の部でございます。当年度一般会計繰入金2億3,464万円を加えた44億8,277万円が資本金となり、余剰金マイナス27億2,829万円と合計した資本合計につきましては、17億5,447万円となっております。負債資本合計は98億5,268万円で、11ページ最下段の資産合計と一致しているということでございます。

次に13ページ、14ページ、注記表でございます。財務諸表等の作成にあたっての注記表となっております。これに基づいて作成をさせていただいているということでございます。18ページから31ページは28年度事業報告書、32ページにつきましては、平成28年度南魚沼市病院事業キャッシュフロー計算書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議 長 本日の会議時間は日程第17、第99号議案までとしたいので、あらかじめ延長をいたします。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、南魚沼市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思っております。それでは、平成28年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。

審査の対象でございますが、平成28年度南魚沼市病院事業会計決算でございます。

審査の期間でございますが、平成29年6月8日から平成29年8月10日までの期間でございます。

審査の方法でございますが、審査は、各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査にあたりましては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された各事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思っております。病院事業会計、業務状況につきましてから報告させていただきます。

大和病院事業、在宅医療、へき地医療、終末期医療、認知症医療を行い、一般病床の一部を地域包括ケア病床に転換を図っております。

市民病院事業でございますが、二次医療、救急医療、透析医療、在宅医療、リハビリテーション医療に取り組んでおります。

利用状況でございますが、大和病院は延べ患者数は、平成28年度は5万1,691人。内訳としまして、入院患者数1万2,874人、外来患者3万8,817人でございます。

市民病院でございますが、延べ患者数は16万4,327人。内訳としまして、入院患者4万4,263人、外来患者12万64人ございました。

経営状況でございますが、状況につきましては大和病院と市民病院を合計させていただきましてご報告させていただきます。事業収益は 52 億 8,753 万円、事業費用 57 億 7,421 万円で、4 億 8,669 万円の純損失でございました。これに前年度繰越欠損金 22 億 5,097 万円を加えると、当年度未処理欠損金は 27 億 3,766 万円となっております。

医業収支は、医業収益 39 億 7,727 万円、介護保険収益 6,148 万円であり、医業費用は 52 億 206 万円で、特に減価償却費は前年度比 308%に上っております。

企業債残高は、大和病院 3 億 5,356 万円、市民病院 53 億 9,353 万円の合計 53 億 9,353 万円の合計 57 億 4,709 万円。

一時借入金は大和病院 5 億円、市民病院 5 億円で、合計 10 億円となっております。運転資金の不足が恒常化しており、具体的な処理方法の検討をお願いしたいと思います。

収益に関する比率は、総収支比率 91.6%、経常収支比率 91.5%、資金繰りに関する比率は、流動比率 73.4%、当座比率 68.7%、現金預金比率 34.3%であり、改善に向けた取り組みをお願いしたいというふうに思います。

むすびでございますが、市立病院群の再編が行われ、魚沼基幹病院を中心とした地域医療体制が構築され、各病院の特性を生かした連携、役割分担を着実に進め、市民の安全・安心を支える医療を行ってまいりました。

しかし、経営面では開業時の医療機器や建物の減価償却費の増加により、当年度純損失の計上となり、一般会計からの繰入金は経営状況を踏まえつつ配慮が求められる状況でございます。

運営面では、常勤医師、看護師、医療技術員の確保も課題のひとつであり、病院事業が軌道に乗るまでにはさらなる企業努力が必要であり、収益を上げるべく改善に向けた取り組みが望まれるものであります。以上、報告とさせていただきます。詳細につきましては、39 ページ以降をご参照をお願いいたします。終わります。

○議 長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ただいま議題となっております第 91 号議案は、社会厚生員会に付託をいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 5 時 20 分といたします。

〔午後 5 時 02 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 5 時 20 分〕

○議 長 再度のお願いではありますが、議会の会議時間は南魚沼市議会会議規則第 9 条において、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとされております。議事日程もそれに沿って議会運営委員で決定されております。限られた時間の中で審議をするわけであり、自己の意見、要望等の質問によって大幅に時間を費やし、多くの付議事件を積み残す結果となって

おります。発言を制限するものではありませんが、質疑・答弁ともに簡潔明瞭に再度、お願いをいたします。

**○議長** 長 日程第 11、第 93 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

**○市長** 長 それでは、第 93 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容としましては、歳入では、平成 28 年度決算の確定に伴う前年度繰越金の増額、特別調整交付金及び制度改正に伴う準備事業費の増額、平成 29 年度決定通知などに基きます療養給付費等交付金の減額及び前期高齢者交付金の増額などです。

歳出では、国保の制度の改正に伴いますシステム改修費用を計上したほか、確定通知に基づく後期高齢者支援金等及び介護納付金の減額、並びに国の療養給付費負担金について、平成 28 年度分の精算に伴う返還金を増額するものであります。

以上によりまして、歳入・歳出予算からそれぞれ 75 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 65 億 424 万 3,000 円としたいものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

**○議長** 長 市民生活部長。

**○市民生活部長** では 93 号議案につきまして、詳細についてご説明を申し上げます。議案書の事項別明細書 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入の 3 款 2 項でありますけれども、国庫補助金 1 目財政調整交付金、540 万円の増額であります。直営診療施設であります、ゆきぐに大和病院及び南魚沼市民病院に係ります施設整備費について特別調整交付金で交付されるものであります。これは歳出で詳細の説明を申し上げます。下の 3 目システム開発費等補助金 546 万円の皆増であります。国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でありますけれども、平成 30 年度以降の国保制度改革に伴いまして、国保の標準事務処理システムの構築費用及び新潟県国保連合会とのデータ通信システムの改修費用であります。全額が国庫補助となります。

4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 5,847 万円の減額であります。退職被保険者に係ります療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありますけれども、退職医療制度の廃止に伴いまして、当初予算の推計よりも大幅に被保険者数が減少していることから、本年度交付決定通知により大幅な減額となったものであります。

その下、5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 108 万円の増額であります。これも社会保険診療報酬支払基金からの決定通知による増額であります。

11 款 1 項繰越金、1 目の療養給付費等交付金繰越金、これは繰越金額がないため計上していましたが、1,000 円を減額したものであります。2 目の前年度繰越金 4,576 万円の計上であります。当初予算計上額と合わせて 6,576 万円の繰り越しとなりました。繰越金額全体では平成 27 年度より 3,400 万円ほど増加をしております。

10、11 ページをお願いします。歳出であります。1 款 1 項 1 目一般管理費は、歳入で申し



上げました、国保標準システムの構築費用等で 546 万円の計上であります。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、財源内訳の調整であります。

3 款の 1 項 1 目後期高齢者支援金等 227 万円の減額であります。社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による減額でありますけれども、1 人当たりの負担額は毎年上昇しております。毎年 1.2% ぐらい上昇しているわけありますけれども、被保険者数がそれに勝る減少となっておりますので、全体として減額となったものであります。

2 目の後期高齢者関係事務費拠出金は、同じく支払基金からの確定通知により 5,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金は、同じく支払基金からの確定通知により 2 万円の減額であります。

12、13 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目介護納付金は、同じく支払基金からの確定通知により 307 万円の減額であります。平成 27 年度の 1 人当たり負担額の確定額が平成 26 年度よりも 1% ほど減少したと。珍しいことですが減少したということと、介護 2 号被保険者数の減少が原因であります。

その下、11 款 1 項 3 目償還金 991 万円の増額であります。国の療養給付費負担金について平成 28 年度分の精算で国に返還するものです。平成 28 年度の療養給付費負担金の最終交付額は、10 億 964 万円で、平成 27 年度よりも 1,017 万円ほど増加しております。

11 款 3 項繰出金、1 目直営診療施設勘定繰出金 540 万円の増額であります。歳入で申し上げましたけれども、国の財政調整交付金で交付されるものでありまして、ゆきぐに大和病院及び南魚沼市民病院の施設整備に係る補助金を病院会計に繰り出すものであります。大和病院については、モニタシステム。市民病院については膝・股関節手術セット、耳鼻科の顕微鏡、外科の胆道ファイバーセット等の購入費用であります。

12 款予備費であります。歳出額の増加に伴い歳入が不足する額 1,615 万円の減額であります。予備費の残額は 2,925 万円となります。

議案書の 1 ページにお戻りください。第 1 条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 75 万 7,000 円を減額し、予算総額を 65 億 424 万 3,000 円としたいものであります。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 94 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 94 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）これにつきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成 28 年度決算確定に伴いまして、歳入では、繰越金 1,044 万円を増額いたします。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に前年度保険料の精算分、1,015 万円を増額、過誤納付還付分として償還金を 95 万円増額し、差額について予備費を 65 万円減額するものであります。

以上によりまして歳入歳出予算にそれぞれ 1,044 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 1,544 万 9,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 95 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 95 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成 28 年度決算に基づき、

前年度繰越金等を計上するものであります。主な内容としましては、歳入では前年度繰越金に1億540万円を増額、地域支援事業交付金の対象経費の増に伴い、国庫補助金に426万円、県補助金に213万円、一般会計繰入金に213万円をそれぞれ増額いたします。支払基金交付金は、過年度分精算により113万円を増額いたします。

歳出では介護予防ケアマネジメント事業費の組み替えを行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域包括支援センター職員1名の増に伴う予算1,094万円を計上し、償還金では平成28年度事業精算額に基づく国県への返還金8,429万円を計上し、介護給付費準備基金では、前年度繰越金から国県支出金の返還金と補正による影響額を差し引いた額の1,982万円を積み立てるものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,507万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を64億3,107万9,000円としたいものであります。

詳細につきまして、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第95号議案についてご説明をいたします。事項別明細書で説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをごらんください。

初めに歳入ですが、包括的・継続的ケアマネジメント事業の対象経費増による国等からの交付金の追加及び前年度繰越金が主な内容になっております。最初の表、4款2項3目地域支援事業交付金の426万円は、歳出の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で追加計上しております、職員1名増による対象経費の増に伴う国庫補助金の39%の負担割合に応じた増額です。

その下の表、5款1項2目地域支援事業支援交付金の過年度分113万円は、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分の平成27年度精算額です。これは予防を含む介護、高額医療及び特定入所者介護等サービス費及び審査支払手数料等の総額に対する28%の負担割合に応じて算出されたものです。

その下の表、6款2項2目地域支援事業交付金の213万円は、最初の表、4款国庫支出金で説明しました包括的・継続的ケアマネジメント支援事業対象経費増に伴う県補助金の19.5%の負担割合に応じた増額です。

その下の表、8款1項3目地域支援事業繰入金の213万円は、今ほど説明しました包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の対象事業に伴う、国県補助金のルール分による増と同様に一般会計からの繰入金で19.5%の負担割合に応じた増額です。

一番下の表、9款1項1目繰越金は、平成28年度決算による歳入歳出の差引残額であります1億540万7,116円のうちの当初予算1,000円を差し引いた額、1億540万6,000円を繰越金として計上するものであります。以上が歳入の内容であります。

続いて10ページ、11ページをお願いいたします。歳出は前年度の介護保険事業などに係る国県及び支払基金からの交付金の精算に基づく返還及び前年度繰越金の基金積立金が主な

内容であります。

最初の表、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業では、居宅支援事業所の介護予防ケアマネジメント委託件数減を、地域包括支援センターで補うための臨時職員の1名増に伴う予算の組み替えによるものであります。委託料113万円を減額し、臨時職員賃金と共済費を同額増にするものであります。

その下の表、3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の1,094万円は、地域包括支援センター職員の人件費を国庫補助金の対象経費に見直したことから増額計上によるものです。歳入で説明したとおり、対象経費として補助金の増額分をあわせて計上したものであります。

その下の表、4款1項3目償還金ですが、こちらは国庫支出金等過年度分返還金としまして、総額8,429万円を計上したものであります。内容は説明欄に記載のとおりですが、平成28年度に提供された各種介護サービス事業及び予防事業などの地域支援事業に係る経費につきまして、国、県支払基金及び市がルールによる割合に基づいて負担しておりまして、年度当初の事業実施計画に基づく交付金と実績による精算額に差が出ましたので、余分に交付を受けていたものをここで返還するものであります。なお、市負担分につきましては、年度内に精算済みであります。

一番下の表、4款2項1目一般会計繰出金の1万5,000円は、低所得者保険料軽減国庫負担金の過年度返還金の国庫負担金分1万500円と、県負担金分5,250円を特別会計から一般会計に繰り出し、一般会計から返還するためのものであります。

12、13ページをお願いします。5款1項1目介護給付費準備基金積立金の1,982万円は、歳入に計上しました前年度繰越金及び支払基金交付金からの金額に、今ほど説明いたしました国庫と支払基金への返還金を控除した額1,982万円を保険給付費等に充当するため、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。以上が歳出の内容であります。

1ページにお戻りください。以上によりまして、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,507万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ64億3,107万9,000円にしたいものであります。補正予算の説明は以上であります。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 11ページの介護予防ケアマネジメント事業費というのが、臨時職員を増員という形ですが、大体体制的にはどの程度の体制をとって、そしてこの委託というのはどこに委託するのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 ただいまの質問にお答えいたします。この介護予防ケアマネジメント事業というのは、総合事業に移行した中で、新たな総合事業のサービスを提供するために必要な介護予防プランのことを言います。この委託先としましては、居宅支援事業所のケアマネージャーさんたちをお願いをしているところでございますが、なかなか居宅介護支援事業所

のほうも本業であるケアプランの作成が大変であったり、あるいはこの総合事業でお願いしている委託単価が安価なため、なかなかちょっと受けていただけないという部分もありまして、なかなかここが進んでいかないといった部分の実情があります。そうしますとこのプランをつくれないと、市民の方で必要な方にサービスが行き届かないということが生じますので、何とかその部分を今回、補正をさせていただきまして、包括支援センターのほうで何とかこの部分を一時的に補いながら、進めていくための補正上程でございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 本来、予定していたところが忙しくて、要するにケアマネが忙しくてということですが、こういった職員が非常に今、手不足だという話が聞いているのですけれども、こういった臨時職員でどういう形でこういう経験者が集まるのか。ちょっとその辺、人材的にはまだまだそういう人たちが大勢いるということですか。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今ご指摘のとおり、実はこの補正を計上いたしましたけれども、なかなかこの臨時の職員につきましては専門職のケアマネージャーじゃないと作成ができないということになっておりまして、今、本当にこの要望を出したところで、本当に来ていただけるかどうか、非常に先行きが不透明な状況でございます。でも、ここで補正をしないと、もし、いた場合についても対応ができませんので、今回、補正計上させていただいております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 介護現場では人材不足、あるいはその手当等が安くてというような話が一般的に言われているのですけれども、ケアマネージャーということになると、かなり中枢を担っている人ですので、市がこういう事業を委託する、それをヘッドハンティングしてくるということになると、ますます介護現場が手薄になるというような感じが受けられます。

市の職員でそういった方もいると思うのですけれども、そういう体制というのは。要するにこれは1人じゃないと思うのです。何か集約的にやるような形であるのかどうか。さっき体制のあんばいも聞けなかったもので、何人体制ぐらいで市の職員だけではだめなんだというようなことなのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 済みません。先ほどちょっと答弁が不足しておりまして申しわけございませんでした。体制としましては、今、大和包括に正職が2名、臨時が1名。それから、南魚沼市包括支援センターのほうに、保健師5名の社会福祉士3名、あと臨時職員が4名。これが全部プランをつくるというわけではございませんが、そういう体制。あと、塩沢の包括には専門職4名と臨時職員1名という体制で行っております。

正直言いますと、今、過渡期の部分もありまして、この予防プランの部分が本当に非常に今、負担が、事業所が受けない部分がどうしても減ってきている部分を、包括支援センターがやっているがために、なかなかそこが厳しい部分がございます。

あと、もう一つ、ヘッドハンティングということは決して考えておりません。あくまでも

退職された方の中で来られる方について、来ていただければというふうに思っております。事業所のほうが、私どもがヘッドハンティングをして事業ができなくなつては本末転倒でございますので、そこの辺は配慮してございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 95 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 96 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、第 96 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成 28 年度決算に基づく前年度繰越金の処分に係るものであります。

歳入では、繰越金に 612 万円を増額いたします。歳出では、諸支出金に一般会計繰出金として、歳入で追加した繰越金と同額の 612 万円を計上するものです。以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 612 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1 億 1,812 万 5,000 円としたものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 97 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 97 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、主に歳入歳出の各費目の過不足額の調整と、消費税確定申告による納付額確定による不足を補正するものであります。

歳入では、繰越金で前年度実質収支分を計上し、市債では交付金の内示による過不足額を調整いたしました。一般会計繰入金では、消費税確定申告による確定納付額のほか、6,858 万円を計上いたしました。

歳出では、一般管理費で消費税確定申告額のほか、農集、浄化槽等、各費目の過不足額を計上。公債費で平成 28 年度同意債——これは以前は許可債といていたものであります。平成 28 年度同意債の借入利率の確定などによる不用額等を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に 5,564 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 50 億 3,964 万 9,000 円としたいものであります。詳細につきましては、企業部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、97 号議案について説明を申し上げます。事項別明細の 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思ひます。

最初に歳入であります。5 款の繰入金であります。6,858 万円の追加であります。1 項 1 目一般会計繰入金であります。説明欄記載の 3 事業とも歳入歳出の調整分として計上いたしました。6 款の繰越金であります。396 万円追加であります。1 項 1 目繰越金であります。平成 28 年度の事業別の実質収支分について、前年度繰越金として計上いたしました。

7 款の諸収入 1,000 万円の減であります。1 項 3 目過年度収入であります。平成 28 年度分の消費税につきましては、中間納付分の還付を見込んで計上いたしましたが、平成 28 年度の事業費中、3 億 1,000 万円ほどが平成 29 年度へ繰り越しとなったことによりまして申告納付が必要となりましたので、中間納付還付分として計上しました 1,000 万円を減額とするものでございます。

8 款市債であります。690 万円の減であります。1 項 1 目、2 目及び 4 目であります。公営企業会計適用分ということで決定見込みによる 860 万円の減額であります。1 項 6 目資本費平準化債であります。1,430 万円の減であります。未利用分につきまして今年度、未利用率の算出方法の変更によりまして 1,330 万円の減額となったものであります。拡大分については 100 万円の減ということになります。

10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思ひます。1 項 8 目公営企業施設等整理債であります。農集の公共下水道編入に伴いまして、廃止される処理場の内部改修費の起債とい

うことで、今回、大巻処理区、三用北部それから南部の3処理場分の新規計上ということで、1,600万円を計上いたしました。これにつきましては、処理場の処理槽に残る汚泥の引き抜き等でございます。

12、13ページをごらんいただきたいと思います。歳出になります。1款総務費であります。6,277万円の追加であります。1項1目下水道一般管理費であります。企業会計移行分がありますが、進捗状況が非常に良好であるということで、次年度の予定分の一部を先行作業する経費として413万円を計上するものでございます。2目の農集分についても同様の理由で計上しているものでございます。

消費税につきましては、平成28年度分納税額と平成29年度分の消費税の予定納税2回分の合計額として5,330万円を計上しております。

一般会計繰出金につきましては、公共、特環の平成28年度実質収支分として一般会計に繰り出すものでございます。2目の農集分、3目の浄化槽分についても同様の理由で、一般会計繰出金の合計396万円を計上しております。

2款の施設管理費がありますが、財源内訳の変更のみということで1項2目の農業集落排水施設管理費でありまして、先ほど説明をいたしました起債の充当分を計上し、同額の一般財源を減額するものでございます。

3款公債費712万円の減でありまして、1項1目元金につきましては、不用見込額の減。14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。1項2目の利子であります。平成28年度債の利率決定による不用見込額を減額するものでございます。

戻りまして4ページをごらんいただきたいと思います。地方債の補正でございます。公共下水道、特環下水道、農集それから資本費平準化債及び公営企業施設等整理債について記載のとおり補正をするもので、総額6,900万円を追加するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第97号議案 平成29年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕



異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 98 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 98 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正は、地方公営企業繰出基準が改定をされまして、高料金対策補助金が増額となったことから、収益的収入の他会計補助金に 1,261 万 6,000 円を追加するものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 98 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 17、第 99 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 99 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、国民健康保険調整交付金の交付が見込まれることとなったことから行うものでありまして、資本的収支につきましては、大和病院事業では医療機器等購入費に 870 万円を追加するとともに、この財源として企業債 600 万円と国保会計繰入金 270 万円を追加いたします。

市民病院事業では医療機器購入の財源を自己資金から国保会計繰入金へ 270 万円振り替えるものであります。これらによりまして、大和病院事業資本的収入の総額を 1 億 1,083 万円、市民病院事業資本的収入の総額を 2 億 5,676 万円、大和病院事業資本的支出の総額を 1 億 1,458 万円とするとともに、企業債の限度額を 600 万円追加し、8,900 万円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 次に討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。次の本会議は 9 月 13 日水曜日、午前 9 時 30 分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 6 時 01 分〕